

2. 大都市圏整備関係法令

2-1 国土計画関係法令

国土形成計画法

(昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号)
最終改正：平成二十四年三月三十一日法律第十三号

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国土審議会の調査審議等（第四条・第五条）
- 第三章 国土形成計画の策定（第六条—第十二条）
- 第四章 国土形成計画の実施（第十三条・第十四条）
- 第五章 補則（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

(国土形成計画)

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
 - 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
 - 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
 - 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
 - 五 産業の適正な立地に関する事項
 - 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
 - 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
 - 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項
- 2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

(国土形成計画の基本理念)

第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めるものとする。

2 国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第二章 国土審議会の調査審議等

(国土審議会の調査審議等)

第四条 国土審議会は、国土形成計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。

2 国土審議会は、国土形成計画について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で国土形成計画と密接な関係を有するものについて、国土審議会の意見を聴くことができる。

(要旨の公表)

第五条 国土審議会は、この法律の規定により調査審議した結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

第三章 国土形成計画の策定

(全国計画)

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。

2 前項の国土形成計画（以下「全国計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国土の形成に関する基本的な方針
- 二 国土の形成に関する目標
- 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項

3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。

6 国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画に係る政策の評価)

第七条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

(全国計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。）を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。）を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。）を作成しようとする場合において、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

(広域地方計画)

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 二 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 三 中部圏(愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
 - 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域
- 2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
 - 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
 - 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。)に関する事項
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

(広域地方計画協議会)

- 第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市(以下この条において「国の地方行政機関等」という。)により、広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を組織する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村(指定都市を除く。)、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議(第六項において「会議」という。)は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員
 - 二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員
 - 三 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会は、前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(広域地方計画に係る提案等)

- 第十一条 広域地方計画区域内の市町村(協議会の構成員である市町村を除く。)は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。)をする必要があるかどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。)をしようとする場合において、第九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。

- 4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。

- 5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(調査の調整)

- 第十二条 国土交通大臣は、関係各行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聴いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第四章 国土形成計画の実施

(広域地方計画に関する調整)

- 第十三条 広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認められる場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土審議会の意見を聴いて、必要な調整を行うものとする。

(国土形成計画の実施に関する勧告)

- 第十四条 国土交通大臣は、国土形成計画の実施について調整を行うため必要があると認められる場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章 補則

(沖縄振興基本方針との調整)

- 第十五条 沖縄振興基本方針と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

(政令への委任)

- 第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年六月二八日法律第二一七号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年六月三十日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二八四号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年七月二〇日法律第七四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年四月二六日法律第八三号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

附 則 (昭和三十三年五月一七日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十四年三月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月二八日法律第六三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年一二月二七日法律第一七一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年一二月二七日法律第一七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一九日法律第一四三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年一二月三十一日法律第一三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二五日法律第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、その法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国土形成計画法(以下単に「国土形成計画法」という。)第六条第四項の規定による全国計画の案の作成については、国土審議会は、この法律の施行前においても調査審議することができる。

3 国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、国土形成計画法第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

(国土総合開発法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日以後国土形成計画法第六条第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土総合開発法第七条第一項の規定により作成されている全国総合開発計画を国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなす。

2 前項の規定により国土形成計画法第六条第一項の規定により定められた国土形成計画とみなされる全国総合開発計画については、国土形成計画法第七条及び第八条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第十三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

国土形成計画法施行令

（平成十八年七月七日政令第二百三十号）
最終改正：平成二三年十月二十一日政令第三二三号

（広域地方計画区域）

- 第一条 国土形成計画法（以下「法」という。）第九条第一項第一号の政令で定める県は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県とする。
- 2 法第九条第一項第二号の政令で定める県は、滋賀県、奈良県及び和歌山県とする。
- 3 法第九条第一項第三号の政令で定める県は、長野県、岐阜県及び静岡県とする。
- 4 法第九条第一項第四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。
- 一 東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
 - 二 北陸圏（富山県、石川県及び福井県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
 - 三 中国圏（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
 - 四 四国圏（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
 - 五 九州圏（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

（広域地方計画協議会の組織）

- 第二条 法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。
- 一 管区警察局
 - 二 総合通信局
 - 三 財務局
 - 四 地方厚生局
 - 五 地方農政局
 - 六 森林管理局
 - 七 経済産業局
 - 八 地方整備局
 - 九 地方運輸局
 - 十 管区海上保安本部
 - 十一 地方環境事務所

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二七日政令第三三八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月一六日政令第三一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月二八日政令第二五一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月二一日政令第三二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

首都圏	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市
近畿圏	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都市 大阪市 堺市 神戸市
中部圏	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市
東北圏	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

	新潟県 仙台市 新潟市
北陸圏	富山県 石川県 福井県
中国圏	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 岡山市 広島市
四国圏	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州圏	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 福岡市 熊本市

国土形成計画法施行規則

（平成十七年十二月二十一日国土交通省令第百十四号）
最終改正：平成二〇年七月四日国土交通省令第五八号

- （全国計画について国民の意見を反映させるために必要な措置）
- 第一条 国土交通大臣は、国土形成計画法（以下「法」という。）第六条第四項の規定により同条第二項に規定する全国計画（以下単に「全国計画」という。）の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該全国計画の原案及び当該原案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。
- 2 前項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（都道府県及び指定都市の意見聴取）

- 第二条 国土交通大臣は、法第六条第四項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該全国計画の原案を都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。次項において同じ。）に送付するものとする。
- 2 都道府県又は指定都市は、前項の送付があった場合において、法第六条第五項の規定により国土交通大臣に意見を述べようとするときは、国土交通大臣が指定する期日までに意見を提出するものとする。
- 3 前二項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（国土交通大臣の広域地方計画協議会に対する要請）

- 第三条 国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項に規定する広域地方計画（以下単に「広域地方計画」という。）を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、法第十条第一項の広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）による法第九条第三項の規定による協議を行うための会議（以下「会議」という。）について、関係する協議会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう要請することができる。
- 一 広域地方計画区域内の一部の区域について、関係する一部の構成員による会議を開くこと。
 - 二 複数の広域地方計画区域にまたがる区域について、関係する協議会が共同して会議（関係する一部の構成員による会議を含む。）を開くこと。
- 2 前項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画について国民の意見を反映させるために必要な措置）

- 第四条 国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該広域地方計画の原案及び当該原案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。
- 2 前項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画に係る提案）

- 第五条 法第十一条第一項の規定により同条第二項に規定する計画提案（以下単に「計画提案」という。）を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を添えて、これらの書類一通を、都府県を経由して、国土交通大臣に提出するとともに、その写し一通を当該都府県の知事に提出しなければならない。
- 一 市町村の名称
 - 二 市町村の区域内における法第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために広域地方計画の策定又は変更を必要とする理由その他計画提案の理由

附 則
この省令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成一八年七月七日国土交通省令第七四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月四日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

2-2 首都圏関係法令

首都圏整備法

（昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号）
最終改正：平成一七年七月二九日法律第八九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 国土審議会の調査審議等（第三条―第二十条）
- 第三章 首都圏整備計画（第二十一条―第二十三条）
- 第四章 首都圏整備計画の実施（第二十四条―第三十三条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。
- 2 この法律で「首都圏整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画をいう。
- 3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと接続する主要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。
- 4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 5 この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章 国土審議会の調査審議等

第三条から第十七条まで 削除

（国土審議会の調査審議等）

- 第十八条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通大臣の諮問に応じ、首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項について国土交通大臣に意見を述べることができる。

第十九条及び第二十条 削除

第三章 首都圏整備計画

（首都圏整備計画の内容）

- 第二十一条 首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項
- 二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）
- イ 宅地の整備に関する事項
 - ロ 道路の整備に関する事項
 - ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項
 - ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項
 - ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項
 - ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項
 - ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項
 - チ 住宅等の建築物の整備に関する事項
 - リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項
 - ヌ その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの
- 三 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必

要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号へ及びトに掲げる事項のうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）

- 2 首都圏整備計画は、国土形成計画法（昭和三十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 3 首都圏整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

（首都圏整備計画の決定）

- 第二十二条 首都圏整備計画は、国土交通大臣が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 2 国土交通大臣は、首都圏整備計画を決定する必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 国土交通大臣は、首都圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。
- 4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣に意見を申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（首都圏整備計画の変更）

- 第二十三条 国土交通大臣は、その決定した首都圏整備計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いてこれを変更することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、首都圏整備計画の変更について準用する。

第四章 首都圏整備計画の実施

（近郊整備地帯の指定）

- 第二十四条 国土交通大臣は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。
- 2 国土交通大臣は、近郊整備地帯を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 近郊整備地帯の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによって、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

- 第二十五条 国土交通大臣は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域を都市開発区域として指定することができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備地帯等の整備に関する法律）

第二十六条 前二条に定めるもののほか、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第二十七条 削除

（事業の実施）

第二十八条 首都圏整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

第二十九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、首都圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、首都圏整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他首都圏整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

(首都圏整備計画に関する施策の立案及び勧告)

第三十条 国土交通大臣は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて首都圏整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(国会に対する報告等)

第三十条の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(国の普通財産の譲渡)

第三十一条 国は、首都圏整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(資金の融通等)

第三十二条 国は、別に法律で定める場合のほか、首都圏整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(企業債)

第三十三条 地方公共団体が首都圏整備計画に基づき行う地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

附則抄

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内で政令で定める。

2 第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第十九条第一項中衆議院又は参議院が指名することに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

(首都建設法の廃止)

4 首都建設法(昭和二十五年法律第二百十九号)は、廃止する。

(経過規定)

5 この法律の施行の際現に首都建設委員会の事務局の職員に兼ねて任命されている建設省計画局の職員である者は、別に辞令を發せられないときは、同一の勤務条件をもつて、首都圏整備委員会の事務局の職員となるものとする。

6 平成十七年度までの間、第三十三条の規定の適用については、同条中「第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項」とあるのは、「第三十三条の七第四項」とする。

附則 (昭和三三年四月二八日法律第九八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三四年三月一七日法律第一七号) 抄

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附則 (昭和三六年六月二日法律第一一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

(行政機関職員定員法の廃止)

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)は、廃止する。

(常勤の職員に対する暫定措置)

3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附則 (昭和三六年十一月三日法律第二一六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年七月三日法律第一四二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三九年六月二九日法律第一三八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条の規定

二 第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定(第三十三条の次に一条を加える改正規定を含み、第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。)

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定(経過措置)

2 首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圏整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。

附則 (昭和三九年六月三〇日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三四年五月一六日法律第三三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和三五年五月一九日法律第七三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三六年五月三十一日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和三七年六月二二日法律第八七号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中首都圏整備法第十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に工業等制限区域内において施行されている工事(用途変更又は新たな利用のための作業を含む。)に係る制限施設の新設又は増設については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年六月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日
- 二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の

機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等

の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(首都圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日以後第三条の規定による改正後の首都圏整備法(以下この条において「新法」という。)第二十一条第一項の首都圏整備計画が新法第二十二條第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の首都圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第二十二條第一項の規定により決定されている旧法第二十一條第一項の首都圏整備計画(同項の基本計画及び整備計画に係る部分に限る。)を新法第二十二條第一項の規定により決定された新法第二十一條第一項の首都圏整備計画とみなす。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

首都圏整備法施行令

(昭和三十二年十二月六日政令第三百三十三号)
最終改正:平成二十七年三月一八日政令第七四号

(東京都の区域の周辺の地域)

第一条 首都圏整備法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定めるその周辺の地域は、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域とする。

(既成市街地の区域)

第二条 法第二条第三項の政令で定める市街地の区域は、東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち別表に掲げる区域を除く区域とする。

(その他首都圏の整備に関する事項)

第三条 法第二十一条第一項第二号又の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 中央卸売市場の整備に関する事項
- 二 墓地及び火葬場の整備に関する事項
- 三 病院等の医療施設の整備に関する事項
- 四 文化財の保存のための施設の整備に関する事項
- 五 社会福祉施設の整備に関する事項
- 六 と畜場の整備に関する事項
- 七 駐車場の整備に関する事項
- 八 流通業務市街地における流通業務施設の整備に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備のため特に必要と認められる施設の整備に関する事項

(首都圏整備計画)

第四条 首都圏整備計画のうち法第二十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分には、これらの事項について整備の基本方針及び事業の概要を定めるものとする。

(宅地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第五条 宅地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 主要な地区における宅地の造成計画及び整備計画に関する事項
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号から第五号までに規定する地域及び地区の配置に関する事項

(道路の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第六条 道路の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、主要な道路の路線網に関する事項とする。

(交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第七条 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 鉄道及び軌道のうち主要なものの路線網に関する事項
- 二 主として航空運送の用に供する公共用飛行場のうち主要なものの位置及び面積に関する事項
- 三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港湾のうち主要なものの能力及び同法の規定による開発保全航路の整備計画に関する事項
- 四 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の規定による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の路線のうち主要なものの路線網に関する事項
- 五 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)の規定による一般自動車ターミナルの建設計画に関する事項

(通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第七条の二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

- 一 郵便の役務を提供するための施設のうち主要なものの建設計画に関する事項
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条第一号に規定する電気通信回線設備のうち主要なものの建設計画に関する事項

(空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第八条 公園、緑地等の空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

- 一 公園及び緑地の総面積並びに公園及び緑地のうち主要なものの建設計画に関する事項
- 二 景観地区及び風致地区の配置に関する事項
- 三 広場、運動場その他の空地のうち主要なものの建設計画に関する事項
- 四 近郊緑地の保全に関する事項

(供給施設及び処理施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲)

第九条 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定による水道の施設のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 二 工業用水道の施設のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の規定による下水道の施設のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）の規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち主要なものの布設計画に関する事項

（河川、水路及び海岸の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十条 河川、水路及び海岸の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 河川に関する工事のうち主要なものの工事計画に関する事項
- 二 水路のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 三 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の規定による海岸保全施設のうち主要なものの布設計画に関する事項

（建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十一条 住宅等の建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅のうち主要なものの地域別建設計画に関する事項
- 二 建築物の高層化計画に関する事項
- 三 一団地の官公庁施設の整備に関する事項

（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十二条 学校等の教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校のうち主要なものと並びに研究所、試験所その他これに類する施設のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 二 図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）の規定による公立図書館、博物館法（昭和三十六年法律第百八十五号）の規定による公立博物館、社会教育法（昭和三十四年法律第百二十七号）の規定による公民館（市町村が設置するものに限る。）その他社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するものうち主要なものの布設計画に関する事項
- 三 職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）の規定による職業訓練施設のうち主要なものの布設計画に関する事項

（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十三条 第三条に規定する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

- 一 卸売市場法（昭和三十六年法律第三十五号）の規定による中央卸売市場の建設計画に関する事項
- 二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号）の規定による墓地及び火葬場のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 三 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者の開設するものうち主要なものの布設計画に関する事項
- 四 文化財保護法（昭和三十五年法律第百二十四号）の規定により指定された文化財の保存のための施設のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 五 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が設置するものうち主要なものの布設計画に関する事項
- 六 と畜場法（昭和三十八年法律第百十四号）の規定によると畜場のうち主要なものの布設計画に関する事項
- 七 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の規定による路上駐車場及び路外駐車場のうち主要なものの布設計画に関する事項

八 第三条第九号に規定する施設のうち主要なものの布設計画に関する事項

（流通業務市街地等の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十四条 宅地の整備のうち流通業務市街地の整備に関する事項及び流通業務市街地における流通業務施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、これらの事項に関し、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和三十九年法律第百十号）第三条の二第一項の流通業務施設の整備に関する基本方針の基礎となるべき事項とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十四年四月二日政令第一四七号）抄（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十四年四月二十三日）から施行する。

附 則 （昭和三十四年一月四日政令第三四四号）抄（施行期日）

1 この政令は、昭和三十四年十二月二十三日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月二七日政令第二一一号）抄（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十七年九月二八日政令第三七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年一月一五号政令第三六五号）抄（施行期日）

1 この政令は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百四十二号）の施行の日（昭和三十九年一月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十九年八月三十一日政令第二九六号）抄（施行期日）

1 この政令は、昭和三十九年九月一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第四項及び第五項の規定は、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十九年六月一日政令第一七一号）この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年一月六日政令第三号）抄（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年二月二日政令第一三三号）抄（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年一月一九日政令第三二八号）抄（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年六月一三日政令第一五八号）抄（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和三十九年六月十四日）から施行する。

附 則 （昭和三十九年八月二六日政令第二三二号）抄（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年六月三〇日政令第二二一号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十九年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十九年九月二一日政令第三三六号）抄（施行期日）

1 この政令は、首都圏整備法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十九年十二月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（首都圏整備委員会が定めることとされている区域の告示）

2 この政令による改正後の首都圏整備法施行令別表において首都圏整備委員会が定めることとされている区域は、この政令の施行前に、首都圏整備委員会が定めて官報にこれを告示するものとする。

附 則（昭和四九年六月二六日政令第二二五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四九年七月三〇日政令第二七九号）抄
この政令は、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年八月五日政令第二四八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月二七日政令第三八一号）
この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附 則（昭和五四年六月一二日政令第一七六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月一七日政令第三二一号）
この政令は、外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和五十七年三月三十一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月二三日政令第一一一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二六九号）
この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年九月二五日政令第三〇四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成五年一月八日政令第三五四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十一月十日）から施行する。

附 則（平成十一年五月二八日政令第一六五号）
この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年八月一八日政令第二五六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成十一年九月二〇日政令第二七六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三一二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三三四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月二八日政令第三八五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月一日政令第三五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年八月二十九日）から施行する。

附 則（平成一五年一月二三日政令第四八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月二三日政令第四八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月二二日政令第五一六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一月二五日政令第五五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一九日政令第四九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三条まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四日政令第五九号）
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄
この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則（平成一七年五月二五日政令第一八二号）
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日政令第二二九号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月二二日政令第三七五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成一八年八月一八日政令第二七六号）
この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月二五日政令第四一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十三条 この制令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

別表

市名	区域
三鷹市	北野一丁目から四丁目まで、新川一丁目、中原一丁目、二丁目及び四丁目並びに大沢二丁目から六丁目までの区域並びに新川四丁目、中原三丁目及び大沢一丁目のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
横浜市	神奈川区（菅田町及び羽沢町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 港南区（野庭町及び日野町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 保土ヶ谷区（新井町及び上菅田町の区域並びに今井町のうち国土交通大臣が定める区域） 旭区（今宿西町、大池町、金が谷、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、桐が作、笹野台、下川井町、善部町、都岡町、中尾町、中希望が丘、東希望が丘、南希望が丘及び矢指町の区域並びに今川町、今宿町、今宿東町、柏町、さちが丘、白根町、中沢町、二俣川一丁目及び南本宿町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 磯子区（氷取沢町及び峰町の区域並びに上中里町及び栗木町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 金沢区（野島町の区域並びに朝比奈町、乙鱸町、釜利谷町及び六浦町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 港北区（牛久保町、大圃町、勝田町、北山田町、すみれが丘、茅ヶ崎町、中川町、東山田町及び南山田町の区域並びに新吉田町及び新羽町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 緑区（青砥町、青葉台一丁目及び二丁目、市ヶ尾町、美しが丘一丁目から五丁目まで、梅が丘、荏田町、榎が丘、大熊町、大場町、折本町、恩田町、上山町、上谷本町、鴨志田町、川和町、北八朔町、鉄町、黒須田町、小山町、桜台、さつきが丘、寺家町、下谷本町、しらとり台、台村町、田奈町、たちばな台一丁目及び二丁目、千草台、つつじが丘、寺山町、十日市場町、長津田町、中山町、奈良町、成合町、新治町、西八朔町、白山町、藤が丘一丁目及び二丁目、松風台、三保町、もえぎ野、元石川町並びに若草台の区域並びに池辺町、鴨居町、川向町、佐江戸町及び東方町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 戸塚区（飯島町、和泉町、岡津町、影取町、笠間町、鍛冶ヶ谷町、桂町、金井町、上飯田町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷町、小雀町、下飯田町、新橋町、田谷町、長尾台町、中野町、原宿町、東俣野町、深谷町及び俣野町の区域並びに上矢部町、川上町、汲沢町、品濃町、下倉田町、戸塚町、中田町、長沼町及び名瀬町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域） 瀬谷区
川崎市	高津区（鷺沼二丁目及び四丁目の区域並びに菅生、平、長尾、向ヶ丘、土橋、有馬、野川、宮崎、鷺沼一丁目及び三丁目並びに久末のうちそれぞれ内国土交通大臣が定める区域） 多摩区（寺尾台一丁目及び二丁目、三田一丁目から五丁目まで、高石、百合丘一丁目から三丁目まで、細山、千代ヶ丘一丁目から七丁目まで、金程、上麻生、片平、五力田、古沢、万福寺、栗木、黒川、下麻生、王禪寺、早野並びに岡上の区域並びに菅、上布田、登戸、宿河原及び生田のうちそれぞれ

	国土交通大臣が定める区域
川口市	上青木町二丁目から五丁目まで、前川町一丁目から四丁目まで、赤井、東本郷、蓮沼、江戸袋、前野宿、東貝塚、大竹、峯、新堀、榛松、根岸、在家、道合、神戸、木曾呂、東内野、源左衛門新田、石神、赤芝新田、西新井宿、新井宿、赤山、芝中田町一丁目及び二丁目、芝新町、芝、伊刈、柳崎、小谷場、安行原、安行領家、安行慈林、安行、安行吉岡、安行藤八、安行吉蔵、安行北谷、安行小山、安行西立野、戸塚、西立野、長蔵新田、久左衛門新田、藤兵衛新田、行衛並びに差間の区域
備考	この表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十七年九月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

首都圏整備法施行規則

（昭和三十三年三月六日首都圏整備委員会規則第一号）
最終改正：平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号

第一条 首都圏整備法（以下「法」という。）の規定により国土交通大臣のする公表及び告示は、官報に掲載して行う。

2 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）別表に掲げる区域のうち国土交通大臣が定める区域は、官報をもつて告示する。

第二条 法第二十二條第四項（法第二十三條第二項において準用される場合を含む。）の規定により公表された首都圏整備計画に対して意見を申し出ようとするときは、左に掲げる事項を記載した意見書正副各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 意見提出者名
- 二 公表された首都圏整備計画と提出者との関係
- 三 意見の詳細
- 四 その他参考となるべき事項

第三条 前条の意見の申出があつたときは、国土交通大臣はその申出に対して措つた措置について、意見の提出者にすみやかに文書をもつて回答するものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月二三日首都圏整備委員会規則第一号）
この規則は、昭和四十年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月二三日首都圏整備委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年六月二六日総理府令第三九号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

首都圏整備法施行令別表に掲げる区域のうち首都圏整備委員会が定める区域

（昭和四十七年十月六日首都圏整備委員会告示第三号）
最終改正平成一二年一月二八日総理府告示第七八号（国土庁設置法（昭和三十九年法律第九十八号）附則第五十三條参照）

首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）別表に掲げる区域のうち、首都圏整備委員会が定める区域を次のように定め、昭和三十九年十二月二十三日首都圏整備委員会告示第四号（首都圏整備法施行令別表に掲げる区域のうち、首都圏整備委員会が定める区域）は、廃止する。この告示は、昭和四十七年十二月一日から適用する。

- 一 三鷹市の区域のうち首都圏整備委員会が定める区域は、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 横浜市の区域のうち首都圏整備委員会が定める区域は、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 川崎市の区域のうち首都圏整備委員会が定める区域は、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。）

改正文(平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文(平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏整備法第二十四条第一項の規定による近郊整備地帯

(昭和四十一年五月三十日首都圏整備委員会告示第一号)
最終改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号(国土庁
設置法(昭和四十九年法律第九十八号)附則第五十三条参照)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一
項の規定により、次表に掲げる区域を近郊整備地帯として指定し
たから、同条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十三年首
都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定の例により告示
する。なお、この告示は、昭和四十一年六月一日から施行する。

東京都	大田区、世田谷区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市及び三鷹市の区域のうち既成市街地(首都圏整備法第二条第三項の既成市街地をいう。以下同じ。)である区域を除く区域並びに八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、西多摩郡福生町、同郡羽村町、同郡瑞穂町、同郡秋多町、同郡日の出村、同郡五日市町、南多摩郡多摩町、同郡稲城町、北多摩郡国立町、同郡狛江町、同郡村山町、同郡大和町、同郡清瀬町、同郡久留米町、同郡保谷町及び同郡田無町の区域
埼玉県	川口市の区域のうち既成市街地である区域を除く区域並びに川越市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、北足立郡伊奈町、同郡吹上町、入間郡大井町、同郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、同郡鶴ヶ島町、同郡日高町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、大里郡大里村、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里村、同郡北川辺町、同郡大和町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、同郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷺宮町、同郡杉戸町、同郡松伏町、同郡吉川町及び同郡庄和町の区域
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市(真里谷、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、大稲、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の区域を除く。)、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市(牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、馬立、上原、上高根、中高根、風戸、栢橋、南岩崎、寺谷、石川、米沢、皆吉大蔵入会、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、平蔵、米原、小草畑、高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、徳氏、平野、大戸、月出、万田野、柿木台、田淵、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸塚及び田淵旧日竹の区域を除く。)、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市(三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目から四丁目まで、李師、李師一丁目から四丁目まで、南子安、南子安一丁目から九丁目まで、北子安、北子安一丁目から六丁目まで、坂田、東坂田一丁目から四丁目まで、西坂田一丁目から四丁目まで、大和田、大和田一丁目から五丁目まで、人見、人見一丁目から五丁目まで、中野、中野一丁目から六丁目まで、久保、久保一丁目から五丁目まで、北久保一丁目及び二丁目、南久保一丁目から三丁目まで、陽光台一丁目から三丁目まで、高坂、台一丁目及び二丁目、君津、西君津、宮下、宮下一丁目及び二丁目、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地並びに内箕輪外箕輪法木作入会の区域並びに根本、小糸大谷、長石及び糠田飛地の区域のうち図面に示す区域に限る。)、富津市(富津、川名、篠部、新井、大堀一丁目から三丁目まで、大堀、青木、新富、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保及び二間塚の区域に限る。)、浦安市、四街道市、東葛

	飾郡関宿町、同郡沼南町、印旛郡酒々井町、同郡富里町、同郡印旛村、同郡白井町、同郡印西町、同郡本埜村、同郡栄町及び君津郡袖ヶ浦町(奈良輪、坂戸市場、高柳飛地、神納、神納一丁目及び二丁目、福王台一丁目から四丁目まで、今井、今井一丁目から三丁目まで、蔵波、蔵波台一丁目から七丁目まで、久保田、久保田代宿入会地、久保田一丁目及び二丁目、長浦駅前一丁目から八丁目まで、代宿、北袖、中袖、南袖、長浦、飯富、下新田、三ツ作、野田、大曾根、勝並びにのぞみ野の区域に限る。)の区域
神奈川県	横浜市及び川崎市の区域のうち既成市街地である区域を除く区域並びに横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、同郡海老名町、同郡座間町、同郡綾瀬町、中郡大磯町、同郡二宮町、同郡伊勢原町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡南足柄町、同郡開成町、足柄下郡橋町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
茨城県	竜ヶ崎市、水海道市、稲敷郡牛久町、筑波郡伊奈村、同郡谷和原村、猿島郡五霞村、同郡猿島町、同郡岩井町、同郡境町、北相馬郡守谷町、同郡取手町、同郡藤代町及び同郡利根町の区域

(備考)

- この表に掲げる区域は、東京都、神奈川県及び茨城県については昭和四十一年六月一日、埼玉県及び千葉県については平成二年九月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。
- この表に掲げる区域のうち昭和四十一年六月一日後ににおいて既成市街地となつた区域については、既成市街地となつた日以後、近郊整備地帯である区域から除かれるものとする。
- この表に掲げる区域のうち図面により表示する区域については、当該図面を国土交通省に備え付け、縦覧に供する。

改正文(平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文(平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十一年五月三十日首都圏整備委員会告示第三号)
最終変更 平成二年九月一日総理府告示第三八号(国土庁設置法
(昭和四十九年法律第九十八号)附則第五十三条参照)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一
項の規定により、次に掲げる地区について、首都圏整備法及び首
都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和四十年法
律第三十八号)(以下「改正法」という。)による改正前の首都
圏整備法第二十四条第一項の規定により指定された市街地開発
区域の区域により、都市開発区域を指定し、及び当該都市開発
区域における都市開発区域整備計画を当該市街地開発区域にお
ける市街地開発区域整備計画と同一の内容に定めたから、改正法附
則第二項ただし書及び首都圏の都市開発区域の指定の特例手続
による告示の方法を定める規則(昭和四十年首都圏整備委員会規
則第二号)の規定により告示する。なお、この告示は、昭和四十
一年六月一日から施行する。

- 一 太田・大泉地区
- 一 前橋・高崎地区
- 一 熊谷・深谷地区
- 一 水戸・勝田地区
- 一 宇都宮地区
- 一 小山・間々田地区
- 一 土浦・阿見地区
- 一 古河・総和地区
- 一 真岡地区
- 一 佐野・足利地区
- 一 石岡地区

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十一年十一月三十日首都圏整備委員会告示第四号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一
項の規定に基づき、都市開発区域として筑波地区を指定したので、
同条第二項において準用する同法第二十四条第三項および首都
圏整備法施行規則(昭和三十三年首都圏整備委員会規則第一号)
第一条第一項の規定により次のように告示する。

筑波地区

- 茨城県筑波郡筑波町の全域
- 同 県同 郡大穂町の全域
- 同 県同 郡豊里町の全域
- 同 県同 郡谷田部町の全域
- 同 県新治郡桜村の全域
- 同 県稲敷郡茎崎村の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十一年十二月二十八日首都圏整備委員会告示第五号)
最終変更 昭和四八年九月二七日首都圏整備委員会告示第七号
(国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)附則第五十三号参照)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定に基づき、都市開発区域として鹿沼地区、栃木地区及び甲府地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項および首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により次のように告示する。

一、鹿沼地区

- 栃木県鹿沼市の全域

一、栃木地区

- 栃木県栃木市の全域
- 同 県下都賀郡大平町の全域
- 同 県同 郡都賀町の全域
- 同 県同 郡岩舟町の全域

一、甲府地区

- 山梨県甲府市の全域
- 同 県中巨摩郡敷島町の全域
- 同 県同 郡【龍王町】の全域
- 同 県同 郡昭和村の全域
- 同 県同 郡玉穂村の全域
- 同 県同 郡田富村の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十二年九月二十九日首都圏整備委員会告示第七号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十三条第一項の規定に基づき、都市開発区域として鹿島地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により次のように告示する。

鹿島地区

- 茨城県鹿島郡鹿島町の全域
- 同 県同 郡波崎町の全域
- 同 県同 郡神栖村の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第五号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十一年五月三十日首都圏整備委員会告示第三号をもって都市開発区域として指定した水戸・勝田地区の区域を変更し、次のとおり水戸・日立地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項および首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

水戸・日立地区

- 茨城県水戸市の全域
- 同県勝田市の全域
- 同県那珂湊市の全域
- 同県那珂郡瓜連町の全域
- 同県同郡那珂町の全域
- 同県同郡東海村の全域
- 同県東茨城郡内原町の全域
- 同県同郡大洗町の全域
- 同県同郡常盤村の全域
- 同県日立市のうち次に掲げる区域

- 高鈴町一丁目、高鈴町二丁目、高鈴町三丁目、高鈴町四丁目、本宮町一丁目、本宮町二丁目、本宮町三丁目、神峯町一丁目、神峯町二丁目、神峯町三丁目、神峯町四丁目、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目、平和町一丁目、平和町二丁目、

鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、鹿島町三丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、弁天町三丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、相賀町、会瀬町一丁目、会瀬町二丁目、会瀬町三丁目、会瀬町四丁目、東成沢町一丁目、東成沢町二丁目、東成沢町三丁目、鮎川町一丁目、鮎川町二丁目、鮎川町三丁目、鮎川町四丁目、鮎川町五丁目、桜川町一丁目、桜川町二丁目、桜川町三丁目、桜川町四丁目、大久保町一丁目、大久保町二丁目、大久保町三丁目、大久保町四丁目、大久保町五丁目、多賀町一丁目、多賀町二丁目、多賀町三丁目、多賀町四丁目、多賀町五丁目、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、東多賀町一丁目、東多賀町二丁目、東多賀町三丁目、東多賀町四丁目、東多賀町五丁目、河原子町一丁目、河原子町二丁目、河原子町三丁目、河原子町四丁目、国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、諏訪町一丁目、諏訪町二丁目、諏訪町三丁目、諏訪町四丁目、日高町一丁目、日高町二丁目、日高町三丁目、日高町四丁目、日高町五丁目、川尻町、折笠町、水木町、久慈町、南高野町、留町、茂宮町、神田町、下土木内町、大和田町、白銀町一丁目、白銀町二丁目、白銀町三丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、宮田町三丁目、宮田町四丁目、宮田町五丁目、助川町一丁目、助川町二丁目、助川町三丁目、助川町四丁目、助川町五丁目、城南町一丁目、城南町二丁目、城南町三丁目、城南町四丁目、城南町五丁目、西成沢町一丁目、西成沢町二丁目、西成沢町三丁目、中成沢町一丁目、中成沢町二丁目、中成沢町三丁目、中成沢町四丁目および末広町一丁目

砂沢町のうち字屋敷添、字住の平、字一本松、字突ヌキ作、字海老ヶ沢、字中の内、字小仁多、字関口、字赤坂、字鬼ヶ作、字鼠坂、字塚田、字町井、字屋敷前、字原畑、字上ノ内、字堂の下、字天神脇、字久弥ノ後、字砂沢、字下空窪、字荒屋、字柏崎、字ホロハ、字上小舟、字小舟および字尾ノ作、小木津町のうち字宿西、字本宿、字宿、字諏訪脇、字諏訪前、字宮内、字宮前、字大足、字西の内、字塙屋敷、字本上原、字上合、字塙前、字下ノ内、字岩本前、字本宮、字山口、字堀ノ内、字富士下、字反り田、字縄輪、字中山、字小中山、字大中山、字松木下、字久保前、字柳町、字射落、字坂下、字小屋下、字後久保、字左作、字石田、字東連津、字浜屋敷、字堂の下、鼠坂、字田中、字八反田、字川原田、字大田尻、字根柄、字櫛添、字横内、字鳥喰、字上原、字水上、字北静、字南静、字長峰、字サヤト入、字サヤト下、字下相田、字上相田、字小木津山、字横久保、字諏訪入、字佐屋戸および字北志津

田尻町のうち字上田沢、字廟所、字細坏、字細畑、字森下、字上ノ代、字上合、字馬遊、字後久保、字寺前、字天神戸、字屋敷、字久保田、字カシ上、字鳥井戸、字立下、字巻井戸、字中島、字東内、字鈴道、字ハシノ作、字北ノ台、字神明、字前田、字浜屋敷、字赤羽、字ヲツコシ、字南屋敷、字前渚、字大田尻、字岩井崎、字渡志前および字田沢

滑川町のうち字鳥沢、字南オボ内、字上所沢、字中所沢、字北オボ内、字東オボ内、字小幡、字明神越、字下所沢、字清水、字波ノ平、字蔵前、字所沢、字六所平、字森下、字ブタイ、字見渡り、字中里、字仲居、字北川、字館、字桜下、字ケロ内、字桑木田、字宿並、字井ノ尻、字石田、字東ノ内、字風越、字向田、字金木場、字向畑、字モガキ平、字東ノ台、字坂ノ上、字後久保、字祝崎、字脇田、字大田尻、字北久保、字曲松、字渡志前、字下田沢、字上田沢、字社迦原、字北田中、字アラヤ、字南田中、字中田中、字滝ノ作、字台、字沢、字諏訪、字足房、字高郷、字滝の沢および字太郎坂

宮田町のうち字大森、字塙、字津崎、字鶴子、字下ノ内、字下ノ前、字宮内、字西ノ内、字腰巻、字原前、字鈴の宮、字鶴礼、字山崎、字滝の上、字原、字石倉、字上大平、字中大平、字下大平、字菖蒲作、字山中、字水庭、字渡り内、字鳥沢、字荒屋、字銭ヶ平、字元御立山、字戸の内、字新官林、字杉本、字天神森、字鹿の場、字顔ヶ作および字伝之衛門

助川町のうち字見上、字柳沢、字山根、字腰の塚、字平沢、字東平、字銭ヶ平、字法花山、字井戸ヶ作、字鬼ヶ久保、字赤羽根、字シノカラ、字沢山、字中アラク、字要害、字樋口、字要害下、字広久保および字兎平

諏訪町のうち字山田、字スガマ沢、字柏立、字柳沢、字白石、字東、字向原、字久保、字台、字北向、字大平、字小咲山、字黒目作、字大塚小屋および字堂平

成沢町のうち字姥坂、字南見附、字井戸尻、字檜八沢および字見附下

大久保町のうち字宮の後、字孫、字古賀内、字広内、字滝内、字戸沢、字鉢の宮、字羽黒、字十王堂、字根岸、字寺前、字滝、字菩提、字梅山、字屋ヶ沢、字塙山、字太郎柵および字天神山

金沢町のうち字小峰、字三反畑、字毘沙門内、字毘沙門、字瀬谷坂、字杉久保、字堀向、字筆免、字川原内、字明神免、字北石倉、字南石倉、字桑原、字中桑原、字上桑原、字若宮、

字諏訪内、字梶内、字一丁御免、字中沢、字左京前、字観音堂、字甚正前、字坪木内、字磯坪渚、字松木内、字片礼内、字片婦多内、字高野後、字西ノ内、字井戸手、字屋代前、字杉東、字杉西、字広畑、字椎名前、字山道、字道メキ、字タダラ内、字塙山北、字塙山、字萩内、字寺前、字森下、字中丸、字細田、字鶴ヶ塚、字細田南、字北向、字山神、字杉ノ窪、字昆沙門沢、字中峰、字北向後、字金沢山、字堂木沢、字天神山、字東方内、字北梶内、字長瀬内、字六反、字杉内、字久保ノ内、字立泉寺、字鯨岡、字堰免、字堂ノ前、字弁才天、字高野、字中坪、字伊豆田、字磯坪、字黒豆内、字鱧山および字前ノ内

大沼町のうち字大沼畑、字根道、字平塚、字大子前、字上ノ台、字後沢、字志々前、字女郎窪、字潮根磯、字売尻、字梶房、字南大子前、字明神前、字川原内、字内川原内、字北ノ内、字桑原、字野添、字川萩、字分免、字海端、字八反田、字箕輪、字桑原前、字南窪、字寺方、字北川尻、字弥平台、字南原、字道師内、字宿並、字金畑、字袋ノ内、字入ノ沢、字仲道、字根道山、字北原賀、字中原賀、字キツイ坂、字原賀、字日の口、字日向、字富士山、字富士山尻、字金畑山、字金墨および字台原

森山町のうち字井戸端、字南平間、字中井、字竹ノ内、字宮脇、字小堤、字大原、字台原、字木ノ下、字塙前、字和田前、字オノ内、字茄田、字四反田、字沢前、字水穴、字向山、字松山下、字祝崎、字北原間、字工前、字外久保、字泉前、字東、字宿東、字宿西、字宿並、字中井山、字下分付、字中道、字曲り坂、字平間下、字入ノ沢、字大民、字馬場および字見上

石名坂町のうち字館野、字館野下、字作田、字宿東、字屋敷前、字原ノ内、字表、字国神沢、字表原、字観音堂、字岩坂、字堂下、字坂下、字国神前、字川端、字大作、字樋中内、字道中子、字井戸尻、字塙、字後沢、字西の妻、字宿西、字安良屋、字富士山、字天神下、字宿後、字畑中、字金田前、字十二所、字龍端、字片組、字青柳平、字赤羽根平、字安良田上、字安良田、字赤羽根、字天神山、字中峰、字水元、字登谷下、字金田、字広窪、字西窪、字見付、字東窪、字立出、字赤羽後および字樋ノ口

同県常陸太田市のうち次に掲げる区域
栄町、中城町、宮本町、内堀町、東一町、東二町、東三町、西一町、西二町、西三町、木崎一町、木崎二町、寿町、山下町、金井町、塙町、磯部町、谷河原町、天神林町、稲木町、藤田町、島町、栗原町、上河合町、下河合町、岡田町、小沢町、内田町、落合町、沢目町、上土木内町、壑磐町、馬場町、瑞竜町、新宿町、里野宮町、増井町、下大門町、幡町、三才町、西宮町、長谷町、小目町、大森町

田渡町のうち字堰下、字江岸、字江中、字川根、字寺前、字内河原、字下河原、字寺山、字弥太郎、字内桶、字竜蓋、字前谷津、字篠山、字塚下、字岩下、字猿田、字菌山、字坏山、字割余シ、字台、字中内、字塙、字堰向、字上河原、字立原前、字前河原、字中河原、字水門、字向河原、字河原、字笹立および字山根

高貫町のうち字沖、字七反田、字平口、字塙、字子キ坂、字馬坂、字久保町、字岩井戸堰下、字長町、字高原、字大石前、字沢、字宮下、字勝内内、字岡の内、字天神下、字天神、字花園、字天神前、字宮内、字宮前、字中崎、字前中崎、字野殿、字中坪、字大道内、字下、字諏訪、字柳町、字上永近、字下永近、字狐田、字箕内、字小屋下、字馬舟、字上馬舟および字牛窪

龜作町のうち字塩田、字龜下、字西塩田、字田崎前、字日向、字古内、字新屋、字荒神下、字五所ノ宮、字道田、字沢目、字鍋内、字堂崎、字中崎、字西田、字馬舟、字浅川、字堂脇、字湯ノ前、字腰巻、字森後、字中道、字西赤坂、字柳下、字中角、字森脇、字成井、字杉入および字赤坂

真弓町のうち字芳の内、字西江下、字東江下、字北谷津、字大作、字上真弓谷津、字中真弓谷津、字下真弓谷津、字反町、字箕輪、字大塚、字釜田、字上表谷津、字下表谷津、字山鳥毛、字鞍掛山、字西塚原、字林崎、字横宿、字十二所、字仲丸、字風張、字向井、字仲城、字鳴内谷津、字大沢、字菖蒲沢、字牛松、字寺ノ沢、字弁才天台、字川上田、字堂ノ前、字諏訪下、字門沢、字仲、字後田、字後原、字杉山、字上北谷津、字下北谷津、字光田、字梶ノ沢、字矢吹、字台下、字宿、字表、字田楽場内原、字向井山、字東塚原、字荒具、字野際、字中山、字鴨内、字日向前、字荒矢、字行人坂、字諏訪、字新沢、字大流、字滝ノ沢、字上ノ内、字猿ヶ峰、字大平、字御手洗、字入大沢、および字屏風岳

同県東茨城郡茨城町(大字駒渡、大字野曾、大字南栗崎、大字南川又、大字下飯沼、大字上飯沼、および大字木部の区域を除く。)

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第九号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十一年五月三十日首都圏整備委員会告示第三号をもって都市開発区域として指定した太田・大泉地区の区域を変更し、次のとおり太田・館林地区として都市開発区域を指定したので同条第二項において準用する同法第二十四条第三項および首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

太田・館林地区
群馬県太田市の全域
同県館林市の全域
同県邑楽郡大泉町の全域
同県同郡邑楽町の全域
同県同郡板倉町の全域
同県同郡千代田村の全域
同県同郡明和村の全域
同県新田郡尾島町の全域
同県同郡新田町の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域
(昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第十号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、都市開発区域として次のとおり大田原地区および秩父地区を指定したので同条第二項において準用する同法第二十四条第三項および首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

一、大田原地区
栃木県那須郡西那須野町の全域
同県大田原市のうち次に掲げる区域
山の手一丁目、山の手二丁目、城山一丁目、城山二丁目、元町一丁目、元町二丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、中央一丁目、中央二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、紫塚本町、末広町、美原町、浅香町、若松町、富士見町、若草、加治屋、親園、実取、滝沢、滝岡、花園、宇田川、荻野目、平沢、下石上、上石上、薄葉
同県塩谷郡塩原町のうち次に掲げる区域
大字下田野、大字高阿津、大字上大貫、大字下大貫、大字遅野沢(西山国有林百四十九林班、同百五十一林班の区域を除く。)、大字関谷(西山国有林百四十七林班、同百四十八林班、同百四十九林班、同百五十林班、同百五十一林班、同百五十二林班、字片角、字風久保の区域を除く。)、大字折戸、大字上横林、大字横林、大字接骨木および大字金沢のうち字向山

一、秩父地区
埼玉県秩父市(大字浦山、大字定峰、大字久那のうち字中峯、字桐ノ久保、字高クエ、字平吾平、字上ミ平吾平、字上ノ平、字後沢、字桜沢、字芳ノ沢、字ヲク山、大字上影森のうち字橋立および字奥橋立の区域を除く。)
同県秩父郡皆野町のうち次に掲げる区域
大字皆野および大字下田野
同県同郡横瀬町のうち次に掲げる区域
大字横瀬のうち字壹番、字貳番、字参番、字四番、字五番、字六番、字七番、字八番、字九番、字拾番、字拾壹番、字拾貳番、字拾参番、字拾四番、字拾五番、字拾六番、字拾七番、字姿、字赤徳木、字寺坂、字南前峠および字北前峠

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域
(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第四号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定に基づき、都市開発区域として、下館・結城地区及び桐生地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

下館・結城地区
茨城県下館市の全域
同県結城市の全域
同県真壁郡関城町の全域
同県同郡明野町の全域
同県同郡協和町の全域
同県西茨城郡岩瀬町(大字木植のうち字長原、字岩、字板敷、字宮前及び字天獄羅、大字猿田のうち字熊倉、字横道下、字

松山、字狹沢、字棚道、字横道口、字長原、字三峯、字西三峯、字八丁峯、字百姓地、字中峯、字大久保及び字北谷津、大字曾根のうち字滝ノ入、字砂子入及び字西山、大字松田のうち字猪印、字雨乞、字中峯、字赤坂、字長峯、字原、字塔峯及び字小谷入、大字女部のうち字雨呼峯、字音三沢、字雨呼、字滝ノ沢、字西沢及び字小田、大字犬田のうち字丸山下、字堂平金畑、字東山、字中島及び字永楽、大字上城のうち字狹窪、字雀窪、字地獄沢、字日向成、字成沢及び字長沢、大字水戸のうち字広窪、字一ノ沢及び字小聖並びに大字青柳のうち字前山の区域を除く。)

同県真壁郡真壁町(大字山尾のうち字長沢、字小峯、字北本社、字富士峯、字芳ヶ谷、字前峯、字篠ノ入、字祖父ヶ峯、字一枚石、字中道及び字根木原、大字田のうち字山口及び字三本松、大字羽鳥のうち字北坪、字唐沢、字宅田、字山の神、字表、字御抜立場、字鳥居下、字深峰、字赤大、字鬼ヶ作、字栗林、字五輪切、字箕輪、字伍石、字喰水及び字鳥居上、大字東山田のうち字三川作、字篠原、字廻峰及び権現奥、大字椎尾のうち字石塚、字天神山、字白山、字滝の入、字戸面山、字向峯、字椎尾山、字諏訪峰、字白石、字平野、字伴作、字後沢、字芋月、字若林、字下山及び字椎ヶ洞、大字酒寄のうち字新山、字道源塚、字大作、字六軒、字上山、字南小広、字小鍋、字赤坂、字大久保、字大鍋及び字小蓋山、大字桜井のうち字山の入、字桜井村山、字石打場、字天目山、字富士峯、字タコウツリ、字美の輪及び字長峯、大字長岡のうち字樺山、字入角、字不動入及び字西谷、大字下小幡のうち字若林、大字上小幡のうち字長峰、字若林及び字前峯並びに大字白井のうち字中道、字足尾道、字チ田、字北山及び字山の入の区域を除く。)

同県同郡大和村(大字本木のうち字東山、字東山雨引、字北山、字北山雨引、字小河原、字岩倉、字三岳及び字谷部、大字大曾根のうち字愛宕前、字小井戸及び字作佐部入並びに大字東飯田のうち字黒尊仏の区域を除く。)

桐生地区

群馬県新田郡敷塚本町の全域

同県同郡笠懸村の全域

同県桐生市(梅田町一丁目から五丁目までの区域を除く。)

同県勢多郡新里村(大字赤城山のうち字御厩、字御殿、字棚上、字山之神及び字大猿の区域を除く。)

同県山田郡大間々町(大字小平、大字浅原、大字塩原及び大字長尾根の区域を除く。)

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第五号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第六号をもつて都市開発区域として指定した宇都宮地区の区域を変更し、次のとおり宇都宮地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

宇都宮地区

栃木県宇都宮市の全域

同県真岡市の全域

同県河内郡上三川町の全域

同県同郡河内町の全域

同県芳賀郡二宮町の全域

同県同郡芳賀町の全域

同県下都賀郡壬生町の全域

同県同郡石橋町の全域

同県塩谷郡氏家町の全域

同県同郡高根沢町の全域

同県鹿沼市のうち次に掲げる区域

御成橋町一丁目及び二丁目、泉町、戸張町、睦町、千手町、文化橋町、上材木町、天神町、上田町、東末広町、末広町、中田町、仲町、久保町、今宮町、石橋町、銀座一丁目及び二丁目、下横町、下材木町、下田町一丁目及び二丁目、麻苧町、西鹿沼町、日吉町、三幸町、寺町、蓬萊町、鳥居跡町、万町、朝日町、貝島町、府中町、府所町、府所本町、上野町、花園町、玉田町、見野、富岡、下遠部、武子、下武子町、仁神堂町、千渡、狹窪、高谷、古賀志町、村井町、上殿町、樺山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町、下奈良部町、みなみ町、楡木町、磯町、野沢町、亀和田町、上奈良部町、北赤塚町、藤江町、南上野町、大和田町、上石川、下石川、茂呂、白桑田、深津、池の森、さつき町、晃望台、東町一丁目から三丁目、幸町一丁目及び二丁目、緑町一丁目から三丁目、上日向、下日向、酒野谷、深岩並びに笹原田

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第六号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十一年五月三十日首都圏整備委員会告示第三号をもつて都市開発区域として指定した佐野・足利地区の区域を変更し、次のとおり佐野・足利地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

佐野・足利地区

栃木県足利市の全域

同県佐野市の全域

同県安蘇郡田沼町のうち次に掲げる区域

大字田沼、大字吉水、大字新吉水、大字栃本、大字多田、

大字山越、大字戸奈良及び大字小見

同県同郡葛生町のうち次に掲げる区域

中央東一丁目から三丁目まで、中央西一丁目から三丁目まで、

富士見町、鉢木町、宮下町、朝日町、大字葛生、大字中、大

字会沢及び大字山菅

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第七号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十一年十二月二十八日首都圏整備委員会告示第五号をもつて都市開発区域として指定した栃木地区の区域を変更し、次のとおり栃木地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

栃木地区

栃木県栃木市の全域

同県下都賀郡大平町の全域

同県同郡岩舟町の全域

同県同郡都賀町の全域

同県同郡藤岡町(大字部屋のうち渡良瀬遊水池堤防以西、大字石川のうち渡良瀬遊水池堤防以西、大字帯刀のうち渡良瀬遊水池堤防以西、大字西前原のうち渡良瀬遊水池堤防以南、大字富吉のうち渡良瀬遊水池堤防以南、大字赤麻のうち渡良瀬遊水池堤防以南及び渡良瀬川、大字藤岡のうち藤岡大橋より下流の渡良瀬川及び渡良瀬遊水池堤防以東、大字内野並びに大字下宮の区域を除く。)

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第八号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第八号をもつて都市開発区域として指定した小山地区の区域を変更し、次のとおり小山地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

小山地区

栃木県小山市の全域

同県河内郡南河内町の全域

同県下都賀郡国分寺町の全域

同県同郡野木町の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(昭和四十八年九月二十七日首都圏整備委員会告示第九号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和四十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第七号をもつて都市開発区域として指定した前橋・高崎地区の区域を変更し、次のとおり前橋・高崎地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

前橋・高崎地区

群馬県前橋市の全域

同県高崎市の全域

同県伊勢崎市の全域

同県群馬郡群馬町の全域

同県多野郡新町の全域

同県佐波郡赤堀村の全域

同県同郡東村の全域

同県同郡境町の全域

同県同郡玉村町の全域

同県藤岡市のうち次に掲げる区域

大字藤岡、大字小林、大字上戸塚、大字下戸塚、大字下栗須、大字岡之郷、大字森、大字立石、大字立石新田、大字中島、大字森新田、大字中、大字上栗須、大字中栗須、大字上大塚、大字中大塚、大字下大塚、大字本動堂、大字篠塚、大字上落合、大字根岸、大字本郷、大字川除、大字牛田、大字神田、大字矢場、大字三本木、大字保美、大字白石、大字三ツ木、大字緑埜、大字鮎川、大字東平井、大字西平井、大字高山のうち字高木並びに大字金井のうち字破桁、字岡之原、字牛秣及び字下小平

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(平成二年九月一日総理府告示第三十七号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定に基づき、都市開発区域として次のとおり本庄地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

本庄地区

埼玉県本庄市の全域

首都圏整備法第二十五条第一項の規定による都市開発区域

(平成二年九月一日総理府告示第三十八号)

首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により、昭和三十二年五月三十日首都圏整備委員会告示第三号をもって都市開発区域として指定した土浦・阿見地区の区域を変更し、次のとおり土浦・阿見地区として都市開発区域を指定したので、同条第二項において準用する同法第二十四条第三項及び首都圏整備法施行規則(昭和三十二年首都圏整備委員会規則第一号)第一条第一項の規定により告示する。

土浦・阿見地区

茨城県土浦市の全域

同県稲敷郡阿見町の全域

同県新治郡出島村のうち次に掲げる区域

大字深谷、大字上大堤、大字三ツ木のうち字池袋、字ウサギ、字氏神山、字沖後、字大堤台、字大山台、字北原、字ク子下、字クネ下、字久保台、字境田、字坂下、字紫内、字十ノ区、字新山、字新山中の切、字新山道添、字寺上、字寺後、字寺下、字寺前、字寺脇、字中山、字婆田、字バアダ、字ハサマ、字八幡下、字八幡平、字前野、字松下、字丸峯、字落馬及び字ラクマ、大字南根本、大字上大堤のうち字安徳山、字大山、字佐藤堀、字西原、字前ノ台及び字宮城、大字加茂、大字戸崎、大字穴倉のうち字愛宕下、字愛宕山、字アツマ、字飯岡、字飯岡久保、字池ノ下、字磯田、字飯綱、字飯綱下、字いつな下、字井戸窪、字稲荷、字イナリ、字稲荷前、字イナリ前、字イナリマエ、字稲荷山、字稲荷脇、字イナリ脇、字入間、字入間久保、字入間台、字後沢、字後田、字後原、字後谷ツ、字裏山、字大形、字大坂北、字大平、字大道北、字大道南、字荻平、字長田、字御申塚、字小原、字角来境、字風返、字風返東、字河童塚、字カッパ塚、字香取、字金川、字金川西、字鹿野山、字鹿ノ山、字カノ山、字鎌倉、字上小原、字上ノ町、字上谷、字上谷ツ、字唐口、字カラロ、字カルクイ、字寛取、字北久保、字北毛、字北並木、字北原、字北菱木、字木戸入、字木ノ下、字久保、字久保北根、字久保西根、字栗山、字庚申塚、字庚申塚原口、字庚人塚、字五斗蒔、字コハラ、字権現、字座王、字ザッコ、字三軒新田、字椎ノ木、字四ヶ村、字志太郎、字シタロウ、字四反田、字島、字島山、字シマ山、字清水入、字十二御前、字庄衛門、字新林、字杉ノ下、字台山、字高柴山、字高葉山、字高割、字田島、字田尻、字辰巳入、字田苗畑、字多門寺、字塚下、字塚下台、字塚田、字月ノ本、字鶴沼、字鶴沼西、字寺前、字寺向、字天神、字天神台、字天神前、字東西、字堂久保、字堂前、字堂山、字戸沢、字土手前、字土手向、字長沢、字長峰、字中谷原、字ナニ田、字並木、字苗代場、字西久保、字西平、字西

出口、字西ノ崎、字西山、字沼王、字沼田、字巾木免、字馬場平、字馬場山、字原口、字半留、字半留下、字稗田、字東出口、字備前山、字桧木入、字富士見台、字佛木入、字船橋、字舟橋、字船バシ、字舟バシ、字古酒台、字古屋敷、字別所、字弁才天、字弁天、字坊が砂、字坊ノ砂、字細田、字前田、字孫三、字孫三三角、字孫三原口、字ミダラシ、字三ツ谷、字実取、字三取、字みとり、字ミトリ、字実取三角、字実取八幡塚中ノ切、字実取八幡塚中切、字南菱木、字南野原、字南ノ原、字峯後、字峯治、字宮下、字向、字向坂、字ヤシキ前、字ヤシキマエ、字山下、字山ノ神、字山伏塚、字山伏塚南、字谷原、字横堀、字横根及び字ヲハラ、大字一の瀬上流のうち字木の川並びに大字菅谷町のうち字座王、字鷹ノ巢、字タカノス、字訪ノ入、字谷中及び字渡戸前

同県同郡千代田村のうち水郷筑波国定公園に属する区域を除く区域

同県同郡新治村のうち水郷筑波国定公園に属する区域を除く区域

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

(昭和三十二年四月二十八日法律第九十八号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業(第三条の二—第十七条)

第二節 施行計画及び処分管理計画(第十八条・第十八条の二)

第三節 造成敷地等の処分及び管理等(第十九条—第二十六条)

第四節 補則(第二十六条の二—第三十条の三)

第三章 雑則(第三十一条—第三十五条の三)

第四章 罰則(第三十六条—第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項を定め、近郊整備地帯において計画的に市街地を整備し、及び都市開発区域を工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和三十二年法律第八十三号。以下「法」という。)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関する事項についての法第二条第二項に規定する首都圏整備計画をいう。

4 この法律で「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

5 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において、都市計画法(昭和三十二年法律第百号)及びこの法律で定めるところに従って行われる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。

6 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

7 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

8 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

(近郊整備地帯等の都市計画)

第三条 都市計画法第五条第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

2 国土交通大臣は、法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画の決定又は変更をしたときは、速やかに当該近郊整備地帯整

備計画又は都市開発区域整備計画に従って都市計画法の規定による都市計画を定めるように努めるものとする。

- 3 都県又は市町村は、法第二十二条第三項（法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画の送付を受けたときは、速やかに当該近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に従って都市計画法の規定による都市計画を定めるように努めるものとする。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

（工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画）

第三条の二 都市計画法第十二条の二第二項の規定により工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画に定めるべき区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

- 一 次に掲げる区域内にあつて、それぞれ当該区域の整備発展の中核となるべき相当規模の区域であること。
 - イ 近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域
 - ロ 工業都市として発展させることが適当な都市開発区域
 - 二 前号イの区域については近郊整備地帯整備計画が、同号ロの区域については当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画が整備されていること。
 - 三 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。
 - 四 都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域内にあること。
- 2 国土交通大臣は、工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更を同意しようとするときは、あらかじめ、工業立地上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

（工業団地造成事業に関する都市計画）

第四条 都市計画法第十二条第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、前条第一項各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

2 前条第二項の規定は、国土交通大臣が工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更を同意しようとする場合について準用する。

第五条 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地（工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。）の利用計画を定めるものとする。

- 2 工業団地造成事業に関する都市計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。
 - 一 道路、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。
 - 二 当該区域が製造工場等の生産能力が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めること。

（工業団地造成事業の施行）

第六条 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第七条 工業団地造成事業は、地方公共団体が施行する。

第八条から第十七条まで 削除

第二節 施行計画及び処分管理計画

（施行計画）

第十八条 施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する施行計画（以下「施行計画」という。）を定めなければならない。

- 2 施行者は、施行計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを都県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。
- 3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関係のある公共施設の管

理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

（処分管理計画）

第十八条の二 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。
- 4 前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。
- 5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第三節 造成敷地等の処分及び管理等

（工事の完了の公告）

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都県知事に届け出なければならない。

2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施行計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

（造成敷地等の処分及び管理）

第二十条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従って処分し、又は管理しなければならない。

2 施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第二十条の二 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

- 2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第十九条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

（造成工場敷地の譲受人の公募）

第二十一条 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)

第二十二条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

- 一 当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること。
- 二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- 三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第二十三条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第二十四条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

- 2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。
- 3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
- 二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合
- 2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第二十六条 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

- 2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。
- 3 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業を施行した土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業を施行した土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。
- 4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四節 補則

(測量のための標識の設置)

第二十六条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

- 2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第二十六条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第二十六条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

- 2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(費用の負担)

第二十七条 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

- 2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(監督)

第二十八条 国土交通大臣は施行者である都県に対し、都県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従っていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該施行計画の変更又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第二十五条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者であつた者に対し、造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。
- 4 施行者であつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

(報告、勧告等)

第二十九条 国土交通大臣は施行者に対して、都県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長に対して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいて承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不動産登記法の特例)

第三十条の二 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第三十条の三 この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三章 雑則

(国の援助)

第三十一条 国は、近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(宅地の造成等についての配慮)

第三十二条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合においては、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生(同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。)が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たって、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第三十三条の二 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定その他政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国有財産の売払代金等の特約)

第三十四条 各省各庁の長(国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。))は、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む。))又は電気供給業若しくはガス供給業を営む者に対し、その事業に必要な工場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、財務大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん)

第三十五条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備地帯又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

2 国は、近郊整備地帯内又は都市開発区域内における工場その他の施設の新設又は増設で近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画に照らして適当であ

ると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

(権限の委任)

第三十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(事務の区分)

第三十五条の三 第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

2 第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第四章 罰則

(罰則)

第三十六条 第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従って製造工場等を建設しなかつた者
- 二 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けずに、造成工場敷地を権利者に引き渡した者
- 三 第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者

第三十八条 第二十六条第四項又は第二十六条の二第二項の規定に違反して、第二十六条第三項又は第二十六条の二第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十五条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十六条又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一三七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第三十条の規定は、行政不服審査法の施行の日から適用する。

(都市計画法等の一部改正に伴う経過措置)

7 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市計画法第二十条第一項(前三項の規定による改正前の首都圏市街地開発区域整備法第十七条第二項、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十七条第二項及び新住宅市街地開発法第十九条第二項の規定において準用する場合を含む。)の

規定による主務大臣の裁定を求めている土地の取用又は使用については、なお従前の例による。

附 則（昭四〇年六月二九日法律第一三八号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 第一条の規定
 - 第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含み、第三条に二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）
 - 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定（経過措置）
- 首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、従前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圏整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。
- この法律の施行の際現に施行されている工業団地造成事業については、この法律による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条の二から第十四条の四までの規定は、適用せず、また、政令で、同法中事業計画及び処分管理計画に関する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定を適用しない旨を定め、又はこれらの規定の特例を定めることができる。

附 則（昭四一年六月三〇日法律第一〇一号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭四三年六月一五日法律第一〇一号）抄
この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭四五年六月一日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭四九年六月一日法律第六七号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭四九年六月一日法律第六九号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭四九年六月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に

関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の行為又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の行為とみなす。

- この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭五〇年六月二五日法律第四五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭五三年五月二三日法律第五四号）
（施行期日）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭五四年三月三〇日法律第五号）抄
（施行期日）

- この法律は、民事執行法（昭五十四年法律第四号）の施行の日（昭五十五年十月一日）から施行する。
- この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
- 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則（昭五六年五月二二日法律第四八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一年六月一六日法律第七六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 施行日前に第六十条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十八条第一項の規定により建設大臣が都県に対してした命令若しくは都県知事その他の施行者に対してした命令又は同条第二項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした命令は、それぞれ第六十条の規定による改正後の同法第二十八条第二項の規定により建設大臣が都県に対してした要求若しくは都県知事その他の地方公共団体に対してした要求又は同条第四項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした要求とみなす。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第六百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けること

ないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項の造成敷地等及び同条第七項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(第三十五条の三第一項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八条の二第四項及び第二十九条第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五条の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百四条の三及び第百七条から第百九条までの改正規定中「第百四条の三」とあるのは、「第百四条の四」とする。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二二日法律第九四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令

（昭和三十四年七月一日政令第二百四十号）
最終改正：平成二〇年三月二八日政令第七七号

（公共施設）

第一条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

第二条及び第三条 削除

（施行計画等について協議すべき者）

第四条 法第十八条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 造成工場敷地及び公共施設以外の造成敷地等でその管理者となるべき者が特定しているものがある場合における当該管理者となるべき者
 - 二 公共施設以外の公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの管理者
- 2 前項の規定は、法第十八条の二第五項において準用する法第十八条第三項に規定する政令で定める者について準用する。

（公告の方法等）

第五条 法第十九条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行なわなければならない。

第六条 法第二十七条の二第一項の公告は、公報その他所定の手段により行なうほか、当該公報その他所定の手段による公告を行なった日から起算して十日間、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域内の適当な場所に掲示して行なわなければならない。

- 2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、施行者又は施行者であつた者の求めにより、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日までしなければならない。
- 3 法第二十七条の二第一項の公告があつた日は、第一項の規定による掲示の期間の満了日とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置が優先して適用される法律の規定）

第七条 法第三十三条の二の政令で定める法律の規定は、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四百四十六号）第十一条の規定とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある地方公共団体）

第八条 法第三十三条の二の政令で定める地方公共団体は、当該都市開発区域の指定の日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四六に満たない都県、その数値が〇・七二に満たない市又は町村とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合）

第九条 法第三十三条の二に規定する政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から起算して五年（当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、

その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする。

（製造業の指定）

第十条 法第三十四条第一項の政令で定める製造業は、次のとおりとする。

- 一 乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する事業をいう。）
- 二 乳製品（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品で牛乳に類似する外観を有する乳飲料以外のものをいう。）又はアイスクリーム製造業
- 三 水産物のかん詰又はびん詰製造業
- 四 みそ又は醤油製造業
- 五 穀粉、甘藷粉又は馬鈴薯粉製造業
- 六 段ボール製造業
- 七 化学肥料製造業
- 八 ソーダ工業
- 九 カルシウムカーバイド製造業
- 十 コールタール製品製造業
- 十一 染料中間体製造業
- 十二 医薬品中間体製造業
- 十三 合成樹脂又はその可塑性製品製造業
- 十四 生物学的製剤製造業
- 十五 火薬類（煙火を除く。）製造業
- 十六 動植物油脂（マーガリン及びショートニングオイルを含む。）製造業
- 十七 光学ガラス製造業
- 十八 非鉄金属製造業（非鉄金属製錬業、非鉄金属精錬業、非鉄金属圧延業、非鉄金属伸線製造業、非鉄金属合金製造業、非鉄金属鋳物製造業又は非鉄金属ダイキャスト製造業をいう。）
- 十九 ボイラー製造業
- 二十 原動機製造業
- 二十一 農業用機械製造業
- 二十二 建設用又は鉱山用重機械器具製造業
- 二十三 金属工作機械製造業
- 二十四 金属加工機械製造業
- 二十五 機械工具製造業
- 二十六 荷役運搬機械（昇降機を除く。）製造業
- 二十七 動力伝導装置製造業
- 二十八 軸受又は鋼球製造業
- 二十九 化学工業用機械製造業
- 三十 発電機又は電動機製造業
- 三十一 変圧器類（通信機用のものを除く。）製造業
- 三十二 配電盤、電力制御装置又は開閉装置製造業
- 三十三 配線器具又は配線附属品製造業
- 三十四 電球又は電気照明器具製造業
- 三十五 電気溶接機製造業
- 三十六 電線又は電纜製造業
- 三十七 電気通信機械器具又は電気音響機械器具製造業
- 三十八 電子管又は半導体素子製造業
- 三十九 電子応用装置製造業
- 四十 電気計測器製造業
- 四十一 自動車又はその主要部分品製造業
- 四十二 鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車の用に供する車両又はその主要部分品製造業
- 四十三 鋼製の船舶の製造又は修繕業
- 四十四 航空機又はその主要部分品製造業
- 四十五 医療用機械器具製造業
- 四十六 計量器、測定器、測量機械、理化学機械、光学機械器具、レンズ又は時計製造業

（その他の施設の指定）

第十一条 法第三十四条第一項の政令で定めるその他の施設は、研究所及び試験所とする。

（事務の区分）

第十二条 第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月三日政令第二八三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月三日政令第二八三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第四項及び第五項の規定は、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。

（経過措置）
2 改正法の施行の際現に施行されている工業団地造成事業のうち、改正前の首都圏市街地開発区域整備法第十八条第一項の規定に基づき造成敷地等の処分及び管理に関する計画が首都圏整備委員会に提出されているものについては、改正後の同法中事業計画に関する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定は、適用せず、すでに提出された造成敷地等の処分及び管理に関する計画は、改正後の同法第十八条の二第二項の規定により届出のあった処分管理計画とみなす。

3 改正法附則第四項に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

附 則（昭和三十七年六月一三日政令第一八四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月一一日政令第三一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年六月一三日政令第一五八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和三十七年六月十四日）から施行する。

附 則（昭和三十七年六月二六日政令第二二五号）抄
（施行期日）
第二条 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三十七年五月一三日政令第一六〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二一日政令第三四号）
（施行期日）

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年一〇月二九日政令第三四六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三一二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日政令第一〇〇号）
（施行期日）

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年三月三〇日政令第一四九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三一日政令第八五号）
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年四月九日政令第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項の造成敷地等及び同条第七項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十七年一二月二一日政令第三七五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十年三月二八日政令第七七号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 第一条の規定による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第九条並びに第二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第十二条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第五条の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則

（昭和三十七年十一月十五日首都圏整備委員会規則第一号）
最終改正：平成十八年一月二五日国土交通省令第二号

（処分管理計画の作成）
第一条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二第一項に規定する処分管理計画は、別記様式第一の処分管理計画書に図面を添附して作成するものとする。

- 2 前項の規定により添付すべき図面は、縮尺三千分の一以上の平面図とし、附近の地形、方位及び縮尺並びに次の各号に掲げる事項を表示するものとする。
- 1 造成敷地等の存する区域の名称及び境界線
 - 2 造成敷地等の面地割及び境界線、その種別並びに処分管理計画書に記載された事項に对照する番号

(処分管理計画の届出)

第二条 法第十八条の二第二項の規定による届出をしようとする施行者は処分管理計画を、同条第四項において準用する同条第二項の規定による届出をしようとする施行者又は施行者であつた者は処分管理計画のうち変更に係る事項を、届出書とともに、それぞれ正本一部及び副本十部を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 法第十八条の二第五項において準用する法第十八条第三項の協議をしなければならない場合においては、前項の届出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。

(処分管理計画について協議すべき者)

第三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第四条第二項において準用する同条第一項第二号に規定する国土交通省令で定めるものは、農業用のため池及び用排水機場で、工業団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれがあるものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第四条 法第二十一条の規定により施行者であつた者が行う譲受人の公募は、公報への登載によつて行うものとする。

2 施行者であつた者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させるように努めるものとする。

3 第一項の公募は、申込の受付開始の日より少なくとも、二週間前からしなければならない。

(製造工場等の建設計画)

第五条 法第二十四条第一項の規定により造成工場敷地を譲り受けた者が定めるべき製造工場等の建設の計画は、別記様式第二の製造工場等の建設計画書に図面を添付して作成するものとする。

2 前項の規定により添付すべき図面は、縮尺六百分の一以上の平面図とし、附近の地形、方位及び縮尺並びに次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- 1 当該敷地の境界線並びに当該敷地内における工場施設等の配置及び施設名
- 2 前号の工場施設等の建設の年度別区分

3 法第二十四条第一項の規定に基づく承認の申請は、当該譲り受けの日より六月以内にしなければならない。

(軽微な変更に係る事項)

第五条の二 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る事項は、前条第一項の製造工場等の建設計画書の記載事項の変更に係る事項のうち、次に掲げる変更に係るものとする。

- 1 承認を受けた計画に記載された主要製品の数量若しくは金額、予定従業員数又は生産額の数値の十パーセント未満の増減
- 2 承認を受けた計画に記載された予定工期若しくは期間に係る期日又は操業開始予定期日の三月未満の変更
- 3 承認を受けた計画に記載された投下資本の費目、金額、資金源又は算出基準の変更

(造成工場敷地に関する権利の処分の承認等)

第六条 法第二十五条第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第三による申請書を施行者であつた者の長に提出しなければならない。

2 施行者であつた者の長は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なくこれを審議し、承認又は不承認に関する別記様式第四又は第五による通知書を申請者に交付するものとする。

(造成工場敷地を表示した図書の送付)

第七条 法第二十六条第一項の規定による図書の送付は、造成工場敷地の存する区域の名称、地番、面積及び境界線その他当該造成工場敷地の存する区域を明確に表示するために必要な事項を記載し、又は表示した調書及び図面を作成し、法第十九条第二項の公告があつた日から起算して三十日以内にならなければならない。

(標識の設置)

第八条 法第二十六条第三項の規定による標識は、一の工業団地造成事業を施行した土地の区域につき四箇所以上の場所に、次の各号に掲げる事項を表示したものを設置するものとする。

- 1 当該工業団地造成事業が施行された土地の区域の名称
- 2 施行者であつた者の名称
- 3 工事完了の公告があつた年月日
- 4 当該標識につき法第二十六条第四項の規定による制限がある旨の表示及び設置者の名称

2 前項の標識の設置者は、当該標識の形状、大きさ等について見やすいものであるように配慮するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年九月二一日首都圏整備委員会規則第一号) (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十年九月一日前に首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十八号)による改正前の法第十八条第一項の規定に基づき造成敷地等処分管理計画が首都圏整備委員会に提出されている場合における当該造成敷地等処分管理計画については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に法第二十四条第一項の規定による製造工場等の建設計画の承認の申請がされている場合における当該建設計画、法第二十六条第一項の規定による図書の送付がされている場合における当該図書及び同条第三項の規定による標識の設定がされている場合における当該標識については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四一年五月三〇日首都圏整備委員会規則第一号)

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日総理府令第三九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月一日総理府令第五五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月一六日総理府令第五九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日総理府令第二六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月三〇日総理府令第四七号)

この府令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年九月三〇日総理府令第五一号)

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二四日総理府令第六〇号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項の造成敷地等及び同条第七項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

附 則 (平成一八年一月二五日国土交通省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

別記

(略)

様式第一 (第一条関係)
様式第二 (第五条関係)
様式第三 (第六条関係)
様式第四 (第六条関係)
様式第五 (第六条関係)

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業に関する省令

(昭和三十七年七月三日建設省令第十九号)

最終改正：平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号

第一条から第七条まで 削除

(施行計画)

第八条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「法」という。)第十八条第一項の施行計画においては、次条から第十一条までに規定するところにより、事業地(工業団地造成事業を施行する土地の区域(当該土地の区域を工区に分けるときは当該土地の区域及び工区)をいう。以下同じ。)、設計及び資金計画を定めなければならない。

(事業地位置図及び事業地区区域図)

第九条 前条に規定する事業地は、事業地位置図及び事業地区区域図を作成して定めなければならない。
2 前項の事業地位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、事業地の位置を表示した地形図でなければならない。
3 第一項の事業地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地の区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において都県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(設計図書)

第十条 第八条に規定する設計は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。
2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 設計の方針
二 土地利用計画
三 街区の設定計画(処分後の造成工場敷地に建設されることとなる製造工場等の配置の想定を含む。)
四 公共施設、鉄道、倉庫その他の施設の整備計画
五 附帯事業の概要
3 第一項の設計図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地及び街区の境界並びに造成敷地等の位置、形状及び種別を表示した平面図でなければならない。

(資金計画書)

第十一条 第八条に規定する資金計画は、別記様式の資金計画書により定めなければならない。

(施行計画又はその変更の届出手続)

第十二条 法第十八条第二項前段の規定による届出をしようとする施行者は施行計画を、同項後段の規定による施行計画の変更の届出をしようとする施行者は施行計画のうち変更に係る部分を、届出書とともに都県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都県知事に提出しなければならない。
2 法第十八条第三項の協議をしなければならない場合においては、前項の届出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。

(令第四条第一項第二号の公共施設以外の公共の用に供する施設)

第十三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第四条第一項第二号に規定する国土交通省令で定めるものは、農業用のため池及び用排水機場で、工業団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれのあるものとする。

(測量標識)

第十四条 法第二十六条の二第一項に規定する国土交通省令で定める標識は、表示杭に測量の目的及び工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者の名称を表示したものとする。

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長に委任する。ただし、第三号及び第四号

に掲げる事務については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条の二第二項(法第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決定又は変更に同意しようとする場合に限る。)
二 法第十八条第二項の規定による届出を受理すること(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)
三 法第二十八条第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めること。
四 法第二十九条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年九月二〇日建設省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十八号)附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年八月二五日建設省令第四九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月一日建設省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月三〇日建設省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年九月二八日建設省令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年九月二七日建設省令第四一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四一四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

別記様式

首都圏近郊緑地保全法

(昭和四十一年六月三十日法律百一号)

最終改正：平成二九年五月一二日法律第二六号

(目的)

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の緑地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土

地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

(近郊緑地保全区域の指定)

- 第三条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)として指定することができる。
- 2 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なうようにしなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
 - 4 保全区域の指定は、国土交通大臣が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。
 - 5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地保全計画)

- 第四条 国土交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画(以下「近郊緑地保全計画」という。)を決定しなければならない。
- 2 近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
 - 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - 三 近郊緑地特別保全地区(保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。)の指定の基準に関する事項
 - 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項
 - 3 近郊緑地保全計画は、環境大臣と協議し、かつ、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に関する事項についての同法第二条第二項に規定する首都圏整備計画として決定するものとする。

(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画)

- 第五条 保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、前条第二項第三号に規定する基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。
- 一 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。
 - 二 特に良好な自然の環境を有すること。
- 2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境保全上の観点からする環境大臣の意見及び工業立地上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

(指定の準備のための土地の立入り等)

- 第六条 国土交通大臣は、保全区域の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
 - 3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
 - 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
 - 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
 - 6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
 - 7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 8 前項の規定による損失の補償については、国土交通大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(保全区域における行為の届出)

- 第七条 保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。
- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。
 - 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
 - 一 近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
 - 二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全のため必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 三 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 四 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

(管理協定の締結等)

- 第八条 地方公共団体又は都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。)は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。
- 一 管理協定の目的となる土地の区域(以下「管理協定区域」という。)
 - 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項
 - 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 管理協定の有効期間
 - 五 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
 - 3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 近郊緑地保全計画との調和が保たれたものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事(当該土地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。)に届け出なければならない。ただし、都県が当該都県の区域(指定都市の区域を除く。)内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。
 - 5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

- 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる次項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。
- 7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第九条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は市町村長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第十条 市町村長は、第八条第七項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 申請手続が法令に違反しないこと。
- 管理協定の内容が、第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第十一条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第十三条 第十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対して、その効力があるものとする。

(管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十四条 第八条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

(都市緑地法の特例)

第十五条 保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊緑地保全計画に適合したものでなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
 - 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は首都圏保全法第十六条第一項第一号」とする。

(費用の負担及び補助)

第十七条 保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。

- 2 国は、都県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(権限の委任)

第十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(大都市の特例)

第十九条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務（第八条第四項から第六項まで（これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。）に規定する事務を除く。）は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第二十条 国は、都県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第六条第五項の規定に違反した者
- 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五法律第一〇一号）抄
この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四六年五月三一日法律第八八号）抄
(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三日法律第五二号）抄
(施行期日等)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを

除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

附 則（昭和四八年九月一日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置）

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

8 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において 政令で定める日

附 則（平成六年六月二四日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第六十三号、第六十四号並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第六十七号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二

十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第三十条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百九条の三、第四百一十一条の二及び第四百二十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、百四条及び百九条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三号、第二百四十一条、第二百八十三号、第三百一十一号及び第三百十八号の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七号の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百八条、第一百七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四

条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日(首都圏近郊緑地保全法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第百十五条の規定(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第百十五条の規定による改正前の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体がしている協議の申出は、第百十五条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項(同法第十二条において準用する場合を含む。)の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)抄(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定公布の日

首都圏近郊緑地保全法施行令

(昭和四十二年二月二日政令第十三号)

最終改正:平成二三年一二月二六日政令第四二七号

(収用委員会の裁決の申請手続)

第一条 首都圏近郊緑地保全法(以下「法」という。)第六条第九項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第一条の二 法第七条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積とする。

(届出を要しない保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第二条 法第七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。)
- 二 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。)の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
 - ハ 次に掲げる屋外広告物(屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
 - ニ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。)
 - ホ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。)
- 三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更(高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。)

ロ 地下における土地の形質の変更

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 高さが十五メートル以下の独立木(一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。)の伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

ハ 農業、林業又は漁業(以下「農業等」という。)を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築(以下「特定新築等」という。)を除く。)

(2) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成(特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。)又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

(5) 水面の埋立て又は干拓

(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)

第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 高速自動車国道若しくは道路法(昭和二十七年法律第八十号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 二 道路運送法による一般自動車道の造設(一般自動車道とこれ以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連結する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- 三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 四 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- 五 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- 六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- 七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 八 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)

- 十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 十一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 十二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 十三 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為
- 十四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 十五 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為
- 十六 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 十七 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)による信号所の設置又は管理に係る行為
- 十八 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為
- 十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
- 二十一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 二十二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
- 二十三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- 二十四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- 二十五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- 二十六 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- 二十七 市町村が行う消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十八 都県又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十九 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第四百三十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為
- 三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為
- 三十一 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為
- 三十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 三十三 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)による公園事業又は都県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- 三十四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

(国庫補助金の額)

第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月一三日政令第一五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和四十四年六月十四日)から施行する。

附 則 (昭和四七年一月二二日政令第四三七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十七年十二月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和四九年一月一〇日政令第三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年二月一日)から施行する

附 則 (昭和四九年六月二六日政令第二二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月九日政令第二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十七号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号)

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月二四日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十年十一月一日)から施行する。

附 則 (昭和五六年四月二四日政令第一四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年九月二五日政令第三〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年八月八日政令第二六三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年八月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第一条の二に規定する行為であつてこの政令の施行の際既に着手していたものについては、首都圏近郊緑地保全法第八条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五九号)

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一五号政令第三九六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年一二月一五号政令第三九九号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二七号政令第四二二号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 放送法等改正法附則第七条の規定により放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号。以下「旧有線放送電話法」という。)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第十七条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四二七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

首都圏近郊緑地保全法施行規則

(平成一二年十二月一五日総理府・建設省令第七号) 最終改正:平成一六年一二月一五号国土交通省令第九九号

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第一条 首都圏近郊緑地保全法施行令第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとす。

(保全区域における行為の届出の手続)

第二条 首都圏近郊緑地保全法(以下「法」という。)第七条第一項の規定による届出は、都県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

(法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準)

第三条 法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資するものでなければならない。
- 四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定の公告)

第四条 法第九条第一項(法第十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公告、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 管理協定区域
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第五条 前条の規定は、法第十一条(法第十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(権限の委任)

第六条 法第五条第二項の規定による国土交通大臣の権限(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定又は変更に同意しようとする場合に限る。)は、地方整備局長に委任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。(首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域における行為の届出に関する規則等の廃止)
- 2 首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域における行為の届出に関する規則(昭和四十二年首都圏整備委員会規則第一号)及び首都圏近郊緑地保全法第六条第九項の規定に基づく収用委員会に対する裁決申請書の様式を定める省令(昭和四十九年建設省令第一号)は、廃止する。

附 則 (平成一六年一二月一五号国土交通省令第九九号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九九号)の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

別記様式

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(昭和四十二年二月一六日首都圏整備委員会告示第一号) 改正 平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一〇一号)第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。ただし、その効力は、昭和四十二年三月一日から生ずるものとする。その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
武山近郊緑地保全区域	横須賀市大字武、須軽谷、津久井及び長沢の各一部	約三二七ヘクタール
衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	横須賀市大字小矢部町、衣笠町、平作町、阿部倉町、長坂、芦名及び秋谷の各一部 神奈川県三浦郡葉山町大字下山口、上山口及び木古庭の各一部	約九五八ヘクタール
逗子・葉山近	逗子市大字桜山の全域並びに	約一〇八七

郊緑地保全区域	桜山五丁目、桜山六丁目、桜山七丁目、桜山八丁目、桜山九丁目、沼間一丁目、沼間三丁目及び沼間五丁目の各一部 神奈川県三浦郡葉山町大字堀内、長柄、一色、上山口及び木古庭の各一部	ヘクタール
相模原近郊緑地保全区域	相模原市下溝、上溝、麻溝台、磯部、下九沢、当麻、田名、大島、大沼及び鶴野森の各一部	約六四四ヘクタール
多摩丘陵北部近郊緑地保全区域	八王子市長沼町、下柚木及び堀之内の各一部 日野市南平及び程久保の各一部	約二六四ヘクタール
滝山近郊緑地保全区域	八王子市戸吹町、宮下町、加住町一丁目、丹木町二丁目、丹木町三丁目、滝山町二丁目及び高月町の各一部	約四八八ヘクタール
狭山近郊緑地保全区域	東村山市多摩湖町二丁目、多摩湖町三丁目及び廻田町三丁目の各一部 東京都北多摩郡大和町大字芋窪、蔵敷、奈良橋、狭山及び清水の各一部 東京都北多摩郡村山町大字中藤、三ツ木及び岸の各一部 東京都西多摩郡瑞穂町大字高根、石畑、殿ヶ谷及び箱根ヶ崎の各一部 所沢市大字勝楽寺の全域並びに大字上山口、山口及び荒幡の各一部 入間市宮寺の一部	約一六〇七ヘクタール
荒川近郊緑地保全区域	上尾市大字領家、畔吉、平方及び西貝塚の各一部(地先荒川水面を含む。以下この項において同じ。) 大宮市大字飯田新田、塚本、島根、二ツ宮、三条町、中野林、飯田、植田谷本村新田、土屋、西遊馬、西新井、指扇領別所、中釘、高木、内野本郷、清河町、指扇、指扇領辻、峯岸及び宝来の各一部 浦和市大字堤外の全域並びに大字在家、宿、塚本、白楸、五関、神田、下大久保、上大久保、大久保領家、栄和、西堀、中島、道場、町谷、南元宿、新開、関及び田島の各一部 戸田市大字重瀬及び曲本の全域並びに大字内谷、美女木及び下笹目の各一部 川越市大字上老袋、中老袋、東本宿、下老袋、古谷上、古谷本郷上組及び古谷本郷下組の各一部 埼玉県北足立郡桶川町大字川田谷の一部 埼玉県北足立郡大和町大字新倉及び下新倉の各一部 埼玉県北足立郡朝霞町大字上内間木及び下内間木の各一部 埼玉県北足立郡足立町大字宗岡の一部 埼玉県入間郡富士見町大字南畑新田の一部 埼玉県比企郡川島村大字山ヶ谷戸、三保谷宿、出丸下郷、上大屋敷、下大屋敷、出丸本及び出丸中郷の各一部	約三三〇四ヘクタール
安行近郊緑地保全区域	川口市大字赤芝新田の全域並びに大字木曾呂、道合、在家、根岸、神戸、西新井宿、新井宿、赤山、安行、安行領家、石神及び西立野の各一部	約五八〇ヘクタール
東千葉近郊緑地保全区域	千葉市五十土町、川井町、高根町、大広町、佐和町、平山町、高田町、辺田町及び野呂町の各一部	約七三四ヘクタール

変更文 (昭和三十六年四月三〇日首都圏整備委員会告示第五号) 抄
効力は、昭和三十六年五月十三日から生ずるものとする。なお、昭和三十二年三月二日首都圏整備委員会告示第二号をもって公表した近郊緑地保全計画のうち相模原近郊緑地保全区域に係る部分は、変更後の区域について適用するものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(昭和三十四年三月二十八日首都圏整備委員会告示第一号)
改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

首都圏近郊緑地保全法(昭和三十四年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。ただし、その効力は、昭和三十四年四月十日から生ずるものとする。その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域	横浜市港南区日野市の一部、磯子区栗木町、上中里町、峰町及び水取沢町の各一部、戸塚区上郷町の一部、金沢区釜利谷町、朝比奈町及び六浦町の各一部 鎌倉市大字今泉及び十二所の各一部	約九九八ヘクタール
牛久沼近郊緑地保全区域	龍ヶ崎市大字庄兵衛新田町、佐貫町及び種柄町の各一部 茨城県稲敷郡牛久町大字庄兵衛新田、城中及び新地の各一部 茨城県北相馬郡藤代町大字新川の一部分	約四五二ヘクタール
平林寺近郊緑地保全区域	埼玉県北足立郡新座町大字野火止の一部	約六八ヘクタール
入間近郊緑地保全区域	入間市大字小谷田、新久、仏子、根岸、中神、花ノ木、下谷貫、上谷貫、西三ツ木、寺竹、南峰及び木蓮寺の各一部	約三九八ヘクタール

変更文 (昭和三十二年九月二日総理府告示第二九号) 抄
効力は、昭和三十二年十月五日から生ずるものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(昭和三十五年五月二十五日首都圏整備委員会告示第一一〇号)
改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

首都圏近郊緑地保全法(昭和三十四年法律第百一号)第三条第一項の規定により次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。ただし、その効力は、昭和三十五年六月六日から生ずるものとする。その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
行徳近郊緑地保全区域	市川市大字湊、大字湊新田、大字欠真間の各一部及びその地先	約八三ヘクタール

改正文 (平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(昭和四十六年四月三十日首都圏整備委員会告示第四号)
改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。ただし、その効力は、昭和四十六年五月十三日から生ずるものとする。

その区域を表示する図面は国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域	三浦市南下浦町菊名、金田、松輪、毘沙門、宮川町、晴海町及び三崎町六合の各一部	約六一八ヘクタール

改正文 (平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(昭和四十八年六月二十日首都圏整備委員会告示第一号)
改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。ただし、その効力は、昭和四十八年七月三日から生ずるものとする。

その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
君津近郊緑地保全区域	君津市大字草牛の全域並びに大字六手、馬登、作木、大山野及び尾車の各一部	約六三五ヘクタール
利根川・菅生沼近郊緑地保全区域	水海道市大塚戸町篠山、遠久保、向山及び堀込の各一部、菅生町上野及び中郷の各一部 岩井市大字神田山、下出島、中里、大谷口、大崎、法師戸、矢作、薙打、小山、長谷、木間ヶ瀬及び古布内の各一部 茨城県猿島郡境町大字塚崎、宮本町、本船町、坂花町、新吉町、山神町、大字下小橋、大字浦向、大字金岡、大字新田戸及び大字桐ヶ作の各一部 茨城県猿島郡五霞村大字川妻、両新田、小手指、大福田、小福田、山王山、山王及び江川の各一部 千葉県東葛飾郡関宿町大字江戸町、関宿町、三軒家、台町、新田戸、桐ヶ作、古布内及び木間ヶ瀬の各一部 野田市大字長谷、小山、船形、薙打、目吹、木野崎、三ツ堀及び瀬戸の各一部	約二、四四八ヘクタール

変更文 (昭和五十二年九月二十一日総理府告示第二九号) 抄
効力は、昭和五十二年十月五日から生ずるものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号) 抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号) 抄
平成十三年一月六日から施行する。

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(平成十七年九月二十二日国土交通省告示第一〇一六号)

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。その区域を表示する図面は、国土交通省国土計画局に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
小網代近郊緑地保全区域	三浦市三崎町小網代、初声町三戸の各一部	約七〇ヘクタール

首都圏近郊緑地保全区域の指定

(平成十八年十二月二十八日国土交通省告示第千五百四十号)

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条の規定に基づき、昭和四十四年三月二十八日首都圏整備委員会告示をもって指定し、昭和五十二年九月二十一日総理府告示をもって変更した円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域を次のように変更する。その区域を表示する図面は、国土交通省国土計画局に備え置いて、一般の縦覧に供する。

名称	区域	面積
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域	横浜市港南区港南台八丁目の一部、磯子区栗木三丁目、上中里町、氷取沢町及び峰町の各一部、金沢区 利谷町、利谷西二丁目、利谷西三丁目、利谷西四丁目、利谷東五丁目、利谷南二丁目、利谷南三丁目、利谷南四丁目、利谷南八丁目、高舟台二丁目、朝比奈町、東朝比奈二丁目及びびみず木町の各一部、利谷西五丁目、利谷西六丁目	約一〇九六ヘクタール

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十二年三月二十五日建設省告示第八三八号)

千葉県都市計画千葉近郊緑地特別保全地区を次のように指定する。

その関係図書は、千葉県庁及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。

名称	区域	面積
東千葉近郊緑地特別保全地区	千葉市野呂町字山之田及び上之台の全部 字宮之台、南口、入子及び通作の一部 高田町字漬山の一部	約六一、三ヘクタール

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十二年三月二十九日建設省告示第八九四号)

横須賀都市計画武山近郊緑地特別保全地区を次のように指定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

名称	区域	面積
武山近郊緑地特別保全地区	横須賀市大字長沢字梅田、沖田、立野及び村岡の各一部 大字津久井、ふじの入、鬼ヶ谷戸及び堅ヶ谷戸の各一部	三四、五ヘクタール

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十二年三月二十九日建設省告示第八九五号)

葉山都市計画三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区を次のように指定する。

その関係図書は、神奈川県及び三浦郡葉山町役場に備え置いて縦覧に供する。

名称	区域	面積
三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	三浦郡葉山町大字堀内字森戸及び牛ヶ谷の各一部 大字一色字三ヶ岡、真名瀬及び菖蒲沢の各一部	三三、二ヘクタール

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十四年五月十三日建設省告示第一九四〇号)

都市計画法第三条第一項の規定により、横浜国際港都建設計画円海山近郊緑地特別保全地区を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

- 一 都市計画の名称及び地区の種類 横浜国際港都建設計画円海山近郊緑地特別保全地区
- 一 関係図書の縦覧場所 神奈川県庁及び横浜市役所

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十五年八月二十八日千葉県告示第六〇八号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、市川都市計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり決定した。

- 一 都市計画の種類及び名称 都市計画近郊緑地特別保全地区
- 二 都市計画を定める土地の区域 市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各一部並びにその地先

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十五年十月十三日埼玉県告示第一一八九号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、次のとおり告示する。

- 一 都市計画の種類及び名称 新座都市計画平林寺近郊緑地特別保全地区
- 二 都市計画を定める土地の区域 北足立郡新座町大字野火止字南側、陣屋、下山及び上山地内
- 三 関係図書の縦覧場所 埼玉県庁及び新座町役場

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十七年十一月十七日神奈川県告示第一〇七一号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、横須賀都市計画近郊緑地特別保全地区(衣笠大楠山近郊緑地特別保全地区)を決定した。

なお、その関係図書は、神奈川県土木部計画課及び横須賀市開発部都市計画課において縦覧に供する。

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十七年十一月十七日神奈川県告示第一〇七二号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横須賀都市計画近郊緑地特別保全地区(武山近郊緑地特別保全地区)を変更した。

なお、その関係図書は、神奈川県土木部計画課及び横須賀市開発部都市計画課において縦覧に供する。

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(昭和四十八年九月十四日神奈川県告示第七四八号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、相模原都市計画相模原近郊緑地特別保全地区を決定した。

なお、その関係図書は、神奈川県土木部計画課及び相模原市都市開発部都市計画課において縦覧に供する。

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成六年三月二十九日埼玉県告示第四四六号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画平林寺近郊緑地特別保全地区を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県住宅都市部公園緑地課及び浦和土木事務所並びに新座市都市整備部公園緑地課において縦覧に供する。

- 一 都市計画を定める土地の区域 新座市野火止三丁目及び四丁目の各一部
- 二 都市計画に係る地区の名称 平林寺近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成七年三月十四日神奈川県告示第一六五号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県都市部都市計画課及び相模原市都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

- 一 都市計画の種類及び名称 相模原都市計画近郊緑地特別保全地区相模原横山・相模川近郊緑地特別保全地区
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - (一) 追加する部分 相模原市大島字古清水、字中ノ原及び字崖山下夕、田名字滝、字堀米、字坂ノ上、字滝ノ花、字久所、字陽原、字望地、字八丁、字西山、字向原及び字花ヶ谷戸、当麻字谷原、字亀甲、字亀形、字東下、字浅間下、字大作、字東峠及び字芹沢、下九沢字横山通及び字下横山、上溝一丁目、上溝四丁目、上溝五丁目、上溝字甲五号、字甲六号、字丁一号、字丁四号及び丁五号、陽光台一丁目、陽光台五丁目、陽光台六丁目、陽光台七丁目、下溝字袋沢、字東沢、字稲荷林及び字大林並びに磯部字上谷戸地内
 - (二) 追加する部分 なし
 - (三) 追加する部分 なし

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成十二年三月三十一日神奈川県告示第 256 号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県土整備部都市計画課及び相模原市都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

- 一 都市計画の種類及び名称 相模原都市計画緑地保全地区相模原横山・相模川近郊緑地特別保全地区
- 二 都市計画を定める土地の区域

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十二年三月二十三日横浜市告示第 90 号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市まちづくり調整局都市計画課において一般の縦覧に供する。

横浜国際港都建設計画円海山近郊緑地特別保全地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
円海山近郊緑地特別保全地区	約 116ha	

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十一年三月二十五日横浜市告示第 98 号)

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の決定
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項に基づき、横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市まちづくり調整局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

横浜国際港都建設計画大丸山近郊緑地特別保全地区を次のよう決定する。

名称	面積	備考
大丸山近郊緑地特別保全地区	約 44.0ha	

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十三年十月十八日神奈川県告示第 563 号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県土整備局環境共生部都市部都市計画課及び鎌倉市まちづくり政策部都市計画課において縦覧に供する。

- 一 都市計画の種類及び名称

鎌倉都市計画近郊緑地特別保全地区鎌倉近郊緑地特別保全地区

二 都市計画を定める土地の区域

(一) 追加する部分

鎌倉市岩瀬字北山及び字上土腐、今泉一丁目、今泉三丁目、今泉四丁目、今泉五丁目、今泉六丁目並びに十二所字和泉ヶ谷、字吉沢、字馬場、字関ノ上及び字七曲地内

(二) 削除する部分

なし

(三) 変更する部分

なし

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十三年十月十八日神奈川県告示第 564 号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県国土整備局環境共生部都市部都市計画課及び三浦市都市部計画整備課において縦覧に供する。

一 都市計画の種類及び名称

三浦都市計画近郊緑地特別保全地区小網代近郊緑地特別保全地区

二 都市計画を定める土地の区域

(一) 追加する部分

三浦市三崎町小網代字引橋、字立野、字道庭、字大根塚、字水谷戸、字十八田、字初ヶ入、字塚ノ越、字瓜山、字浦、字広尾、字藤ヶ崎及び字宮ノ前地内並びに三崎町小網代藤ヶ崎及び字宮ノ前地先

(二) 削除する部分

なし

(三) 変更する部分

なし

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十三年十月十八日神奈川県告示第 567 号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県国土整備局環境共生部都市部都市計画課及び鎌倉市まちづくり政策部都市計画課において縦覧に供する。

一 都市計画の種類及び名称

鎌倉都市計画近郊緑地特別保全地区常盤山特別緑地保全地区

二 都市計画を定める土地の区域

(一) 追加する部分

なし

(二) 削除する部分

なし

(三) 変更する部分

鎌倉市梶原四丁目地内

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十四年三月五日横浜市告示第 72 号)

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の決定
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項に基づき、横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

横浜国際港都建設計画公田近郊緑地特別保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
公田近郊緑地特別保全地区	約 5.4ha	

首都圏近郊緑地特別保全地区の指定

(平成二十六年三月五日横浜市告示第 111 号)

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

横浜国際港都建設計画大丸山近郊緑地特別保全地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
大丸山近郊緑地特別保全地区	約 72.6ha	

2-3 近畿圏関係法令

近畿圏整備法

(昭和三十八年七月十日法律第百二十九号)

最終改正：平成一七年七月二九日法律第八九号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 削除(第三条―第五条)
 - 第三章 国土審議会の調査審議等(第六条・第七条)
 - 第四章 近畿圏整備計画(第八条―第十条)
 - 第五章 近畿圏整備計画の実施(第十一条―第二十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域(政令で定める区域を除く。)を一体とした広域をいう。

2 この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいう。

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

6 この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいう。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第三章 国土審議会の調査審議等

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会(以下「審議会」という。)は、国土交通大臣の諮問に応じ、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について国土交通大臣に意見を述べることができる。

第七条 削除

第四章 近畿圏整備計画

(近畿圏整備計画の内容)

第八条 近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項
- 二 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項
- 三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

- 2 近畿圏整備計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 3 近畿圏整備計画は、文化財の保存について適切な考慮が払われたものでなければならない。

（近畿圏整備計画の決定）

- 第九条 近畿圏整備計画は、国土交通大臣が、関係府県、関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係府県及び関係指定都市から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するとともに、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見に基づく必要な措置について、適切な考慮を払わなければならない。
- 2 国土交通大臣は、近畿圏整備計画を決定するについて必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 国土交通大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。
 - 4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣に意見を申し出ることができる。
 - 5 前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（近畿圏整備計画の変更）

- 第十条 近畿圏整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 2 前条の規定は、近畿圏整備計画の変更について準用する。

第五章 近畿圏整備計画の実施

（近郊整備区域の指定）

- 第十一条 国土交通大臣は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。
- 2 国土交通大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
 - 3 近郊整備区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

- 第十二条 国土交通大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備区域等の整備等に関する法律）

- 第十三条 前二条に定めるもののほか、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（保全区域）

- 第十四条 国土交通大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。
- 2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。
 - 3 保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

第十五条 削除

（事業の実施）

- 第十六条 近畿圏整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力、勧告及び公表）

- 第十七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、近畿圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、近畿圏整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他近畿圏整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。
 - 3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

（近畿圏整備計画に関する施策の立案及び勧告）

- 第十八条 国土交通大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて近畿圏整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

（国の普通財産の譲渡）

- 第十九条 国は、近畿圏整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（近畿圏整備計画の実施に要する経費）

- 第二十条 政府は、近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（企業債）

- 第二十一条 地方公共団体が近畿圏整備計画に基づいて行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、政令で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する政令は、近畿圏整備計画が四国地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と四国地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。（経過措置）
- 3 平成十七年度までの間、第二十一条の規定の適用については、同条中「第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項」とあるのは、「第三十三条の七第四項」とする。

附 則 （昭和三十九年七月三日法律第一四三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年七月三日法律第一四四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十九年七月三日法律第一四五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四二年七月三十一日法律第一〇三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四六年五月三十一日法律第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四七年六月一五日法律第六四号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附則（昭和三十五年五月二三日法律第五五号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和三十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條及び第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）
第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十條 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年七月一二日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年七月二九日法律第八九号） 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七條の規定は、公布の日から施行する。

(近畿圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日以後第四条の規定による改正後の近畿圏整備法（以下この条において「新法」という。）第八条第一項の近畿圏整備計画が新法第九条第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の近畿圏整備法（以下この条において「旧法」という。）第九条第一項の規定により決定されている旧法第八条第一項の近畿圏整備計画（同項の基本整備計画に係る部分に限る。）を新法第九条第一項の規定により決定された新法第八条第一項の近畿圏整備計画とみなす。（政令への委任）

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

近畿圏整備法施行令

(昭和四十年五月十五日政令第百五十九号)

最終改正：平成二七年三月一八日政令第七四号

(既成都市区域)

第一条 近畿圏整備法（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める市街地の区域は、大阪市の区域及び別表に掲げる区域とする。

(広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設)

第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる施設のうち、交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの

イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定による道路

ロ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道施設又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による

鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道

ハ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾

ニ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の規定による漁港

ホ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港

ヘ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）の規定による一般自動車ターミナル

ト 日本郵便株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設

二 次に掲げる施設のうち、国土の保全上重要なもの又は水資源の総合的な開発及び利用のため広域的に整備する必要があるもの

イ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川

ロ 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の規定による海岸保全施設

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による砂防設備

ニ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止施設

ホ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定による保安施設

ヘ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定による土地改良事業により新設又は変更されるかんがい排水施設

ト 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定による水道

チ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の規定による工業用水道

三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの

イ 工業用地

ロ 住宅用地及び公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅

ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の規定による下水道

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設

ホ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定による都市公園

ヘ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの

ト 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校

チ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）の規定による公立図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の規定による公立博物館その他社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するもの

リ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による職業訓練施設

ヌ 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）の規定による公園計画に係る施設

ル レクリエーション施設

ヲ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により指定された文化財の保存のための施設

ワ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が設置するもの

カ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定による中央卸売市場

ヨ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）の規定による流通業務市街地における流通業務施設

タ その他近畿圏の整備及び開発のため特に必要と認められる施設

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一月六日政令第三号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一〇月一九日政令第三二八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日政令第九二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月三〇日政令第二五八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月三〇日政令第二二一号）抄
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四九年七月三〇日政令第二七九号）抄
この政令は、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年八月五日政令第二四八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年六月一二日政令第一七七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五六年十一月七日政令第三二一号）
この政令は、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和五十七年三月三十一日）から施行する。

附 則（昭和五九年六月三〇日政令第二三九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月一五五政令第三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二六九号）
この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一年五月二八日政令第一六五号）
この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年八月一八日政令第二五六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一年九月二〇日政令第二七六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成二年六月七日政令第三一二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年六月七日政令第三三四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二五五政令第六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七五政令第二九三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七五政令第二九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二日政令第五一六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五五政令第五五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四日政令第五九号）
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄
この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年一二月二日政令第三七五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二五五政令第四一号）抄
（施行期日）
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日政令第二百二) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律
(以下「平成二四年改正法」という。)の施行の日(平成二四年
十月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

別表

市名	区域
京都市	市道白川通と府道高野修学院山端線との交差点を起点とし、 順次同府道、府道上賀茂山端線、市道北山通、都市計画街路 北山通、府道杉坂西陣線、市道京都環状線、市道衣笠宇多野 線、府道花園停車場御室線、府道花園停車場広隆寺線、日本 国有鉄道山陰本線、御室川右岸線、府道宇多野嵐山樫原線、 桂川左岸線、日本国有鉄道東海道本線、市道京都環状線、府 道伏見港都停車場線、濠川左岸線、宇治川派流右岸線、京 阪電気鉄道宇治線、一般国道二十四号線、日本国有鉄道奈良 線、一般国道一号線、市道京都環状線、市道丸太町通及び市 道白川通を経て起点に至る線で囲まれた区域(右京区鳴滝音 戸山町の区域並びに同区太秦中山町、太秦三尾町、嵯峨広沢 北下馬野町、嵯峨広沢池下町、音戸山山ノ茶屋町及び山越中 町の区域のうち国土交通大臣が定める区域を除く。)並びに この区域に属さない次の区域 北区衣笠西馬場町、衣笠総門町及び平野宮敷町の区域並びに 同区衣笠馬場町及び平野上柳町の区域のうち国土交通大臣 が定める区域 右京区常盤柏ノ木町、常盤古御所町、常盤神田町、常盤音戸 町、龍安寺塔ノ下町、花園内畑町、宇多野法安寺町及び鳴滝 桐ヶ淵町の区域並びに同区常盤御池町、常盤山下町、花園岡 ノ本町、花園段ノ岡町、御室岡ノ裾町、御室双岡町、宇多野 長尾町、宇多野福王子町、宇多野御室敷町及び鳴滝本町の区 域のうち国土交通大臣が定める区域 伏見区深草秋川町、深草一ノ坪町、深草下横縄町、深草正覚 町、深草開土町、深草稻荷榎木橋町及び深草稻荷中之町の区 域並びに同区深草願成町、深草敷之内町、深草稻荷御前町及 び深草直達橋十一丁目の区域のうち国土交通大臣が定める 区域 東山区五軒町、石橋町、柚之木町、定法寺町、堀池町、石泉 院町、東姉小路町、梅宮町、西小物座町、中之町、夷町、西 町、大井手町、今小路町、西海子町、分木町、南西海子町、 進之町、土居之内町、堤町、唐戸鼻町、古川町、八軒町、北 木之元町、南木之元町、稻荷町北組、稻荷町南組、清井町、 遊行前町、梅林町、清水二丁目、清水四丁目、上弁天町、星 野町、月見町、毘沙門町、下弁天町、玉水町、上田町、辰巳 町、月輪町、慈法院庵町、常盤町、東音羽町、下馬町、上馬 町、瓦役町、今熊野池田町、今熊野柳ノ森町、泉涌寺雀ヶ森 町、泉涌寺東林町、泉涌寺門前町、本町十九丁目、本町二十 丁目、本町二十一丁目、本町二十二丁目、本町十四丁目及び 今熊野宝蔵用の区域並びに同区妙法院前側町、松原町、東分 木町、今道町、粟田口華頂町、東町、粟田口三条坊町、谷川 町、祇園町北側、祇園町南側、林下町、五条橋東六丁目、白 糸町、清水三丁目、下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八坂 上町、榎屋町、清閑寺下山町、清閑寺池田町、清閑寺山ノ内 町、今熊野泉山町、泉涌寺山内町、本町十五丁目、今熊野阿 弥陀ヶ峯町、本町十七丁目、本町十八丁目、本町十六丁目、 今熊野剣ノ宮町、今熊野南日吉町、東瓦町、今熊野日吉町及 び今熊野北日吉町の区域のうち国土交通大臣が定める区域 左京区岡崎入江町、岡崎東天王町、岡崎天王町、岡崎法勝寺 町、岡崎成勝寺町、岡崎最勝寺町、岡崎西天王町、岡崎徳成 町、岡崎円勝寺町、岡崎南御所町、岡崎北御所町、聖護院円 頓美町、聖護院山王町、東門前町、北門前町、南門前町、粟 田口鳥居町、永観堂西町、鹿ヶ谷寺ノ前町、鹿ヶ谷西寺ノ前 町、鹿ヶ谷高岸町、鹿ヶ谷上宮ノ前町、鹿ヶ谷法然院西町、 銀閣寺前町、浄土寺上南田町、浄土寺下南田町、浄土寺馬場 町、浄土寺東田町、浄土寺石橋町、北白川上池田町、北白川 東久保田町、北白川大堂町、北白川上別当町及び北白川下別 当町の区域並びに同区南禅寺北ノ坊町、南禅寺下河原町、南 禅寺草川町、南禅寺福地町、若王子町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿 ヶ谷下宮ノ前町、鹿ヶ谷桜谷町、鹿ヶ谷法然院町、銀閣寺町、 浄土寺南田町、北白川伏仗町、北白川下池田町、北白川上終 町、北白川丸山町、北白川山田町及び北白川山ノ元町の区域 のうち国土交通大臣が定める区域
守口市	八雲南、八雲旧南十番、八雲旧北十番、八雲旧八番、八雲旧 下島、大庭七番、大庭、大日、佐太、大日旧大庭六番、大日 旧大庭四番、大日旧大庭三番、佐太旧大庭五番、佐太旧大庭

	二番、佐太旧大庭一番、佐太西町二丁目、佐太中町四丁目から 七丁目まで、佐太東町一丁目及び二丁目、金田、金田町一 丁目から六丁目まで、梶、梶町一丁目から四丁目まで、北、 大久保町一丁目及び三丁目、東、藤田、藤田町一丁目、藤田 浮田通、藤田天社通、藤田東通、藤田東中央通、藤田小金通、 藤田大蔵通、藤田桜通、淀川河川区域並びに一般国道百六十 三号線以南を除く区域
布施市	長瀬川左岸線と日本国有鉄道東海道本線貨物支線との交差 点を起点とし、順次同貨物支線、大阪市との境界線、市道長 瀬三百七十四号線、市道衣摺東西線、府道大阪八尾線、八尾 市との境界線、府道堺布施豊中線、府道大阪枚岡奈良線及び 長瀬川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域(日本国有 鉄道東海道本線貨物支線から大阪市との境界線に移るには、 その最初の交差点から移るものとする。)
堺市	日本国有鉄道阪和線以西の区域(石津川左岸線以西の区域を 除く。)
神戸市	東灘区の区域のうち京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域 灘区の区域のうち水車新田、高羽(東灘区、兵庫区並びに灘 区水車新田、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、六甲台町及び篠 原で囲まれた区域に限る。)、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、 六甲台町、八幡、篠原、畑原、原田及び岩屋の区域並びに同 区大石、五毛及び上野の区域(国土交通大臣が定める区域を 除く。)
	葺合区の区域のうち中尾町及び葺合町の区域(国土交通大臣 が定める区域を除く。)
	生田区の区域のうち神戸港地方の区域(国土交通大臣が定め る区域を除く。)
	兵庫区の区域のうち平野町、鳥原村、石井村、清水町(国土 交通大臣が定める区域を除く。)、鴨越筋、里山町、天王町 三丁目及び四丁目、有馬町、有野町二郎、有野町有野、有野 町唐櫃、山田町上谷上、山田町下谷上、山田町原野、山田町 福地、山田町中、山田町東下、山田町西下、山田町衝原、山 田町小河、山田町坂本、山田町藍那、山田町小部、山田町与 左衛門新田、道場町生野、道場町塩田、道場町道場、道場町 日下部、道場町平田、八多町中、八多町下小名田、八多町上 小名田、八多町吉尾、八多町柳谷、八多町附物、八多町深谷、 八多町屏風、八多町西畑、大沢町神付、大沢町上大沢、大沢 町中大沢、大沢町日西原、大沢町篠、大沢町市原、長尾町上 津、長尾町宅原、淡河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、淡 河町中山、淡河町東畑、淡河町北畑、淡河町行原、淡河町木 津、淡河町北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡河町淡河 並びに淡河町勝雄の区域を除く区域
	長田区の区域のうち鶯町四丁目、源平町、滝谷町一丁目から 三丁目まで、大日丘町一丁目から三丁目まで、萩乃町一丁目 から三丁目まで、雲雀ヶ丘一丁目から三丁目まで及び一里山 町の区域並びに同区鹿松町一丁目から三丁目まで、長者町、 林山町、西山町五丁目、池田宮町及び高取山町の区域(国土 交通大臣が定める区域を除く。)
	須磨区の区域のうち板宿、多井畑、妙法寺、車及び白川の区 域並びに同区東須磨、西須磨、大手、明神町三丁目から五丁 目まで、禅昌寺町一丁目及び二丁目、須磨寺町三丁目及び五 丁目、高倉町一丁目及び二丁目並びに一ノ谷町一丁目から四 丁目までの区域(内閣総理大臣が定める区域を除く。)
尼崎市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
西宮市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
芦屋市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
備考	この表に掲げる区域は、京都市及び神戸市については昭和 四十四年四月十一日、その他の市については昭和四十年五月十五 日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道に よって表示されたものとする。

近畿圏整備法施行規則

(昭和四十年五月十五日総理府令第二十二号)
最終改正：平成二二年八月一四日総理府令第一〇三号

第一条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号。以下
「法」という。)第九条第三項(法第十条第二項において準用
する場合を含む。)の規定による近畿圏整備計画又はその変更

の公表は、その内容を官報に掲載して行なうものとする。

第二条 法第九条第四項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公表された近畿圏整備計画又はその変更に対して意見を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した意見書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 意見の提出者の住所及び氏名
- 二 公表された近畿圏整備計画又はその変更と意見の提出者の利害関係
- 三 意見の詳細
- 四 その他参考となるべき事項

第三条 法第十一条第三項（法第十二条第二項及び法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定は、これらの区域を官報に告示することによって行なうものとする。

2 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）別表に掲げる区域のうち国土交通大臣が定める区域は、官報に告示することによって行なうものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二四日総理府令第六〇号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域のうち、内閣総理大臣が定める区域

（昭和四十四年四月十一日総理府告示第十三号）
最終改正：平成十二年十二月二十八日総理府告示第七十八号（国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）附則第五十三号参照）

近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）別表に掲げる区域のうち、内閣総理大臣が定める区域を次のように定めたから、近畿圏整備法施行規則（昭和四十年総理府令第二十二号）第三条第二項の規定により告示する。

一 京都市の区域のうち内閣総理大臣が定める区域は、次の図の示すとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を国土交通省に備え付け、縦覧に供する。）

二 神戸市の区域のうち内閣総理大臣が定める区域は、次の図の示すとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を国土交通省に備え付け、縦覧に供する。）

改正文（平成一二年三月三〇日総理府告示第一六号）抄
平成十二年四月一日から施行する。

改正文（平成一二年一月二八日総理府告示第七八号）抄
平成十三年一月六日から施行する。

近畿圏整備法の規定により近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定

（昭和四十年五月一五日総理府告示第一五号）
最終改正：平成一二年一月二八日総理府告示第七八号

近畿圏整備法（昭和三十八年法律百二十九号）第十一条第一項、第十二条第一項及び第十四条第一項の規定により、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を次のように指定したから、近畿圏整備法施行規則（昭和四十年総理府令第二十二号）第三条の規定により告示する。

なお、図面は、国土交通省に備え付け、縦覧に供する。

一 近郊整備区域

近郊整備区域は、次に掲げる区域のうち近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第一条に定める既成都市区域内の区域及び保全区域内の区域を除く区域とする。

名称	区域		
	府県名	都市名	町村名
京都地区	京都府	京都市（左京区大原百井町、同大原大見町、同大原尾越町、同花背別所町、同花背大布施町、同花背八樹町、同花背原地町、同久多下の町、同久多川合町、同久多中の町、同久多上の町、同久多宮の町、同広河原杓子屋町、同広河原能見町、同広河原下之町、同広河原菅原町及び同広河原尾花町の各区域を除く。） 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 船井郡	大山崎町 久御山町 田辺町、井手町 山城町、木津町、加茂町、精華町 園部町、八木町
大阪地区	大阪府	堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四条畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 三島郡 豊能郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡	島本町 豊能町、能勢町 忠岡町 熊取町、田尻町、岬町 河南町、太子町、千早赤坂村、美原町
兵庫地区	兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	猪名川町

奈良地区	奈良県	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 山辺郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 吉野郡	都祁村（大字針ヶ別所、大字小倉、大字上深川、大字下深川、大字萩及び大字馬場の各区域を除く。） 斑鳩町、三郷町、平群町、安堵町 田原本町、川西町、三宅町 大字陀町、菟田野町、榛原町（大字内牧、大字諸木野、大字八滝、大字赤埴、大字高井、大字自明、大字松牧及び大字荷阪の各区域を除く。） 高取町、明日香村 新庄町、當麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町 吉野町（大字吉野山、大字喜佐谷、大字宮滝、大字菜摘、大字檜尾、大字矢治、大字南大野、大字窪垣内、大字新子、大字国栖、大字南国栖、大字入野、大字色生、大字三茶屋、大字小名、大字柳及び大字香東の各区域を除く。）、大淀町、下市町（大字仔邑、大字立石、大字才谷、大字広橋、大字丹生、大字長谷、大字谷、大字西山、大字貝原及び大字黒木の各区域を除く。）
------	-----	--	--

二 都市開発区域

都市開発区域は、次に掲げる区域のうち保全区域内の区域を除く区域とする。

名称	区域		
	府県名	都市名	町村名
福井 敦賀 区域	福井県	福井市（浄教寺町、東新町、鹿俣町、西新町、城戸ノ内町、安波賀町及び安波賀中島町の各区域を除く。） 敦賀市 武生市（湯谷町、中山町、下別所町、勾当原町、中津原町、下中津原町、二階堂町、千合谷町、安戸町、土山町、菅町、小谷町、小野町、勝蓮花町、丸岡町、仏谷町、米口町、堀町、菰蒲谷町、都辺町、上杉本町、安養寺町、曾原町、粟野町、小杉町、牧町、若須町、中野町、萩原町及び黒川町の各区域を除く。） 鯖江市 吉田郡 坂井郡 丹生郡 南条郡	松岡町 三国町、芦原町、金津町、丸岡町（大字上竹田、大字山口、大字山竹田及び大字吉谷の各区域を除く。）、春江町、坂井町 朝日町（大字横山、大字牛越、大字野末、大字大畑、大字小倉、大字下糸生、大字上糸生、大字中野、大字大谷寺、大字東二ツ屋、大字小川、大字真木及び大字天谷の各区域を除く。）、清水町 南条町（大字中小屋、大字阿久和、大字鯖波、大字奥野々、大字上別所及び大字関ヶ鼻の各区域を除く。）
琵琶湖東部区域	滋賀県	大津市（葛川坊村町、葛川木戸口町、葛川中村町、葛川梅ノ木町、葛川町居町、葛川細川町、葛川貫井町及び葛川坂下町の各区域を除く。）	

		彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 草津市 守山市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 坂田郡	志賀町 栗東町 中主町、野洲町 石部町、甲西町、水口町 安土町、蒲生町、日野町、竜王町 五個荘町、能登川町 湖東町、愛知川町、秦荘町 甲良町、豊郷町 米原町、近江町
京都 中丹 区域	京都府	福知山市（字石場、字畑中、字北山、字小牧、字談、字樽水、字榎原、字野花、字立原、字十二、字上小田、字下小田、字夷、字上大内、字下大内、字大呂、字天座、字下野条、字上野条、字行積、字長尾、字一ノ宮、字日尾、字常願寺、字下佐々木、字中佐々木、字上佐々木、字喜多、字猪野々、字梅谷、字宮垣、字田和及び字雲原の各区域を除く。） 舞鶴市（字桑飼上、字桑飼下、字地頭、字大俣、字滝ヶ字呂、字西方寺、字富室、字上漆原、字下漆原、字長谷、字河原、字岡田由里、字下見谷、字志高、字久田美、字大川、字三日市、字上東、字下東、字中山、字水間、字丸田、字八田、字八戸地及び字和江の各区域を除く。） 綾部市（志賀郷町、向田町、篠田町、別所町、内久井町、坊口町、金河内町、仁和町、西方町、戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、鷹栖町、西原町、和木町、下原町、上原町、下替地町、十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町、睦合町、八津合町、五津合町、五泉町、睦春町、故屋岡町、光野町及び老富町の各区域を除く。） 宮津市（字江尻、字難波野、字大垣、字中野、字小松、字溝尻、字国分、字成相寺、字日置、字畑、字下世屋、字松尾、字東野、字上世屋、字木子、字駒倉、字里波見、字中波見、字奥波見、字長江、字岩ヶ鼻、字外垣、字大島、字田原及び字日ヶ谷の各区域を除く。）	
播磨 区域	兵庫県	姫路市 明石市 相生市 加古川市 龍野市 赤穂市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東郡 加古郡 飾磨郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 宍粟郡	社町、滝野町 稲美町、播磨町 夢前町 福崎町、香寺町 新宮町、太子町、揖保川町、御津町 上郡町 山崎町（大字生谷、大字下町、大字宇野、大字片山、大字下牧谷、大字上牧谷、大字大谷、大字東下野、大字中野、大字上ノ、大字小茅野、大字葛根、大字十万、大字塩山及び大字大沢の各区域を除く。）、安富町（大字末広、大字栃原、大字皆河及び大字関の各区域を除く。）

和歌山区域	和歌山県	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡	下津町 打田町、粉河町（大字上鞆淵、大字中鞆淵及び大字下鞆淵の各区域を除く。）、那賀町、桃山町（大字峯、大字中畑及び大字垣内の各区域を除く。）、貴志川町、岩出町 かつらぎ町、高野口町、九度山町 湯浅町、広川町、吉備町 美浜町、日高町、由良町、川辺町（大字山野、大字江川、大字和佐、大字松瀬、大字玄子、大字早藤、大字蛇尾、大字平川、大字三百瀬、大字伊藤川及び大字藤野川の各区域を除く。）
伊賀区域	三重県	上野市（諏訪の区域を除く。） 名張市（奈垣、神屋、布生、長瀬及び北上瀬の各区域を除く。） 阿山郡 名賀郡	伊賀町、島ヶ原村、阿山町（大字内保、大字玉滝、大字槇山、大字丸柱及び大字音羽の各区域を除く。）、大山田村（大字千戸、大字真泥、大字炊村、大字畑村、大字平田、大字甲野、大字富岡、大字出後、大字中村及び大字鳳凰寺の各区域に限る。） 青山町（寺脇、岡田、別府、柏尾、阿保及び羽根の各区域に限る。）

三 保全区域

保全区域は、次に掲げる区域とする。

名称	区域
越前海岸区域	福井県 福井市、敦賀市、坂井郡三国町、同芦原町、同金津町、丹生郡朝日町、同越前町、同越廼村、同織田町及び南条郡河野村の各区域のうち越前加賀海岸国定公園に属する区域
若狭湾区域	福井県 敦賀市、小浜市、三方郡三方町、同美浜町、大飯郡高浜町及び同大飯町の各区域のうち若狭湾国定公園に属する区域 京都府 舞鶴市、宮津市及び与謝郡岩滝町、同伊根町、竹野郡網野町及び同丹後町の各区域のうち若狭湾国定公園に属する区域
鈴鹿区域	三重県 四日市市、鈴鹿市、亀山市、員弁郡北勢町、同大安町、同藤原町、三重郡菰野町、鈴鹿郡関町及び阿山郡伊賀町の各区域のうち鈴鹿国定公園に属する区域 滋賀県 甲賀郡土山町、同甲賀町、蒲生郡日野町、神崎郡永源寺町及び犬上郡多賀町の各区域のうち鈴鹿国定公園に属する区域
赤目室生月瀬区域	三重県 松阪市、名張市、久居市、安芸郡美里村、一志郡白山町、同嬉野町、同美杉村、飯南郡飯高町、阿山郡伊賀町、同大山田村及び名賀郡青山町の各区域のうち室生赤目青山国定公園又は赤目一志峡県立自然公園に属する区域並びに久居市、一志郡白山町、阿山郡大山田村及び名賀郡青山町の各区域のうち図面に示す区域 奈良県 桜井市、山辺郡都祁村、宇陀郡榛原町、同室生村、同曾爾村、同御杖村、吉野郡東吉野町の各区域のうち室生赤目青山国定公園に属する区域及び添上郡月ヶ瀬村の区域のうち図面に示す区域
伊勢志摩区域	三重県 鳥羽市、度会郡二見町、同南勢町、志摩郡浜島町、同大王町、同志摩町、同阿児町及び同磯部町の各区域並びに伊勢市の区域のうち伊勢志摩国立公

	園に属する区域
吉野熊野区域	三重県 熊野市、多気郡宮川村、南牟婁郡御浜町、同紀宝町、同紀和町及び同鶴殿村の各区域のうち吉野熊野国立公園に属する区域 奈良県 吉野郡吉野町、同天川村、同大塔村、同十津川村、同下北山村、同上北山村及び同川上村の各区域のうち吉野熊野国立公園に属する区域 和歌山県 新宮市、西牟婁郡串本町、東牟婁郡那智勝浦町、同太地町、同古座町、同熊野川町、同本宮町及び同北山村の各区域のうち吉野熊野国立公園に属する区域
琵琶湖区域	滋賀県 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、滋賀郡志賀町、野洲郡中主町、蒲生郡安土町、神崎郡五箇荘町、同能登川町、犬上郡多賀町、坂田郡伊吹町、同米原町、同近江町、東浅井郡湖北町、同びわ町、伊香郡木之本町、同高月町、同余呉町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町、同安曇川町、同高島町及び同新旭町の各区域のうち琵琶湖国定公園に属する区域並びに琵琶湖水面
山陰海岸区域	京都府 竹野郡網野町及び熊野郡久美浜町の各区域のうち山陰海岸国立公園に属する区域 兵庫県 豊岡市、城崎郡城崎町、同竹野町、同香住町及び美方郡浜坂町の各区域のうち山陰海岸国立公園に属する区域
京都区域	京都府 京都市、宇治市及び綴喜郡宇治原町の各区域のうち琵琶湖国定公園に属する区域並びに京都市、宇治市（いずれも同国定公園に属する区域を除く。）、城陽市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の各区域のうち図面に示す区域
北摂連山区域	大阪府 池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能郡豊能町及び同能勢町及び三島郡島本町の各区域のうち図面に示す区域 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町の各区域のうち図面に示す区域
金剛生駒区域	大阪府 八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四条畷市、交野市、南河内郡河南町、同太子町及び同千早赤阪村の各区域のうち金剛生駒紀泉国定公園に属する区域並びに東大阪市、交野市（いずれも同国定公園に属する区域を除く。）及び枚方市の各区域のうち図面に示す区域 奈良県 五條市、御所市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、同三郷町、北葛城郡新庄町、及び同當麻町の各区域のうち金剛生駒紀泉国定公園に属する区域並びに生駒市（同国定公園に属する区域を除く。）の区域のうち図面に示す区域
和泉葛城区域	大阪府 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町及び同岬町の各区域のうち図面に示す区域 和歌山県 和歌山市、橋本市、那賀郡打田町、同粉河町、同那賀町、同岩出町、伊都郡かつらぎ町及び同高野口町の各区域のうち図面に示す区域
瀬戸内海区域	兵庫県 洲本市、相生市、赤穂市、飾磨郡家島町、揖保郡御津町、津名郡津名町、同淡路町、同北淡町、同五色町、三原郡西淡町、同南淡町及び同三原町の各区域のうち瀬戸内海国立公園に属する区域 和歌山県 和歌山市の区域のうち瀬戸内海国立公園に属する区域 大阪府泉南郡岬町、兵庫県洲本市及び和歌山県和歌山市の各地先の海面のうち瀬戸内海国立公園に属する区域 兵庫県明石市、津名郡淡路町及び同北淡町の各地先の海面のうち瀬戸内海国立公園に属する区域 兵庫県相生市、赤穂市、飾磨郡家島町及び揖保郡御

	津町の各地先の海面のうち瀬戸内海国立公園に属する区域 兵庫県三原郡南淡町及び西淡町の各地先の海面のうち瀬戸内海国立公園に属する区域
六甲区域	兵庫県 神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市の各区域のうち図面に示す区域
氷ノ山区域	兵庫県 佐用郡佐用町、同南光町、宍粟郡波賀町、同千種町、城崎郡竹野町、同香住町、同日高町、美方郡村岡町、同美方町、同温泉町、養父郡八鹿町、同大屋町及び同関宮町の各区域のうち氷ノ山後山那岐山国定公園に属する区域
平城山の辺区域	奈良県 奈良市、大和郡山市、天理市及び桜井市の各区域のうち図面に示す区域
矢田斑鳩区域	奈良県 奈良市、大和郡山市、生駒市及び生駒郡斑鳩町の各区域のうち図面に示す区域
藤原飛鳥区域	奈良県 橿原市、桜井市、高市郡高取町及び同明日香村の各区域のうち図面に示す区域
高野竜神区域	和歌山県 伊都郡高野町、同花園村、有田郡清水町及び日高郡龍神村の各区域のうち高野竜神国定公園に属する区域 奈良県 吉野郡野迫川村及び同十津川村の各区域のうち高野竜神国定公園に属する区域
白浜田辺区域	和歌山県 田辺市、日高郡南部川村、同南部町及び西牟婁郡白浜町の各区域のうち田辺南部海岸県立自然公園に属する区域並びに同白浜町(同県立公園に属する区域を除く。)及び同日置川町の各区域のうち図面に示す区域
枯木灘海区域	和歌山県 西牟婁郡すさみ町及び同串本町の各区域のうち熊野枯木灘海岸県立自然公園に属する区域並びに同すさみ町(同県立公園に属する区域を除く。)の区域のうち図面に示す区域

備考 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の表に掲げる区域は、それぞれ平成九年十月二十三日における行政区画及びその他の区域並びに国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域によって表示されたものとする。ただし、保全区域の表のうち越前海岸区域に係る越前加賀海岸国定公園、若狭湾区域に係る若狭湾国定公園、伊勢志摩区域に係る伊勢志摩国定公園、山陰海岸区域に係る山陰海岸国定公園、金剛生駒区域に係る金剛生駒紀泉国定公園、瀬戸内海区域に係る瀬戸内海国立公園及び氷ノ山区域に係る氷ノ山後山那岐山国定公園は、昭和五十三年十二月二十三日における区域によって、鈴鹿区域に係る鈴鹿国定公園、吉野熊野区域に係る吉野熊野国立公園及び琵琶湖区域に係る琵琶湖国定公園は、昭和四十五年六月四日における区域によって、枯木灘海岸区域に係る熊野枯木灘海岸県立自然公園は、昭和四十年五月十五日における区域によってそれぞれ表示されたものとする。

改正前文(昭和四五年六月四日総理府告示第二十号) 妙
(前略) 昭和四十七年六月四日から施行する。
改正前文(平成二年三月三十日総理府告示第一六号)
(前略) 平成十二年四月一日から施行する。
改正前文(平成二年十二月二十八日総理府告示第七八号)
(前略) 平成十三年一月六日から施行する。

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

(昭和三十九年七月三日法律第百四十五号)
最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 工業団地造成事業等
 - 第一節 工業団地造成事業(第五条の二—第九条)
 - 第二節 削除(第十条—第二十三条)
 - 第三節 施行計画及び処分管理計画(第二十四条・第二十五条)
 - 第四節 造成敷地等の処分及び管理等(第二十六条—第三十五条)
 - 第五節 補則(第三十五条の二—第四十三条)

第三章 雑則(第四十四条—第四十七条の三)
第四章 罰則(第四十八条—第五十二条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市、住居都市その他の都市としての開発に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で「近郊整備区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 3 この法律で「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。
- 4 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこの法律で定めるところに従って行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。
- 5 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。
- 6 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。
- 7 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

(近郊整備区域建設計画等の作成等)

- 第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成することができる。この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の同意をしたときは、その承認に係る近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 4 前三項の規定は、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の変更について準用する。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

- 第四条 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるものとする。
- 一 住宅用地、工場用地等の宅地
 - 二 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設
 - 三 公園、緑地等の空地
 - 四 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
 - 五 河川、水路及び海岸
 - 六 住宅等の建築物
 - 七 学校等の教育文化施設
 - 八 その他政令で定める主要な施設
- 2 前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
 - 二 産業の業種、規模等に関する事項
 - 三 土地の利用に関する事項
- 3 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(近郊整備区域等による都市計画区域)

第五条 都市計画法第五条第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、近郊整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画)

- 第五條の二 都市計画法第十二條の二第二項の規定により工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画に定めるべき区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。
- 一 工業市街地を整備することが適当な近郊整備区域内又は工業都市として開発することが適当な都市開発区域内にあつて、当該近郊整備区域又は都市開発区域の整備開発の中核となるべき相当規模の区域であること。
 - 二 良好な工業団地として必要な立地条件を備えていること。
 - 三 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。
 - 四 都市計画法第八條第一項第一号の工業専用地域内にあること。
- 2 国土交通大臣は、工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更の同意しようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

(工業団地造成事業に関する都市計画)

- 第六條 都市計画法第十二條第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる条件に該当すること。
 - 二 当該区域を工業団地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が定められていること。
- 2 前条第二項の規定は、国土交通大臣が工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更の同意しようとする場合について準用する。
- 第七條 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地(工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。)の利用計画を定めるものとする。
- 2 工業団地造成事業に関する都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて定めなければならない。
- 一 道路、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。
 - 二 当該区域が製造工場等の生産能力が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備え、かつ、公害の防止について適切な考慮が払われた工業団地となるように定めること。

(工業団地造成事業の施行)

第八條 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

(施行者)

第九條 工業団地造成事業は、地方公共団体が施行する。

第二節 削除

第十條から第二十三條まで 削除

第三節 施行計画及び処分管理計画

(施行計画)

- 第二十四條 施行者(工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する施行計画(以下「施行計画」という。)を定めなければならない。
- 2 施行者は、施行計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては府県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。
 - 3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(処分管理計画)

- 第二十五條 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画(以下「処分管理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で

定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画(第三條第一項の同意を得たものに限る。第四十四條から第四十六條までにおいて同じ。)又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画(第三條第一項の同意を得たものに限る。第四十四條から第四十六條までにおいて同じ。)の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。
- 4 前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。
- 5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節 造成敷地等の処分及び管理等

(工事の完了の公告)

- 第二十六條 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事(施行計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事に届け出なければならない。
- 2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施行計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(造成敷地等の処分及び管理)

- 第二十七條 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。
- 2 施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

- 第二十八條 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第二十六條第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。
- 2 施行者は、第二十六條第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。
 - 3 施行者であつた者は、第二十六條第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。
 - 4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

- 第二十九條 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六條第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。
- 2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六條第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。))として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、(国)に帰属するものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十條 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)

第三十一條 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

- 一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。
- 二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- 三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第三十二条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

- 第三十三条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。
- 2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。
 - 3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- 一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
- 二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合
- 2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

- 第三十五条 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。
- 2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。
 - 3 施行者であつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。
 - 4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五節 補則

(測量のための標識の設置)

- 第三十五条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。
- 2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十五条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその

謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第三十五条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

- 2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(費用の負担)

第三十六条 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

- 第三十七条 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。
- 2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(監督)

- 第三十八条 国土交通大臣は施行者である府県に対し、府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従っていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該施行計画の変更又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者であつた者に対し、造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。
 - 4 施行者であつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差止めなければならない。

(報告、勧告等)

- 第三十九条 国土交通大臣は施行者に対して、府県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長に対して、府県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第四十条 施行者であつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(工業団地造成事業用地についての配慮)

第四十一条 国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業団地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

(不動産登記法の特例)

第四十二条 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第四十三条 この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三章 雑則

(施設の整備等)

第四十四条 国及び地方公共団体(港務局を含む。)は、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画を達成するため必要な施設の整備の促進に努めなければならない。

(国有財産の売払代金等の特約)

第四十五条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)は、近郊整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む。)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん)

第四十六条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

- 2 国は、近郊整備区域内又は都市開発区域内における工場その他の施設の新設又は増設で当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第四十七条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後に行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(権限の委任)

第四十七条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(事務の区分)

第四十七条の三 第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務(府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限り。)は、第一号法定受託事務とする。
2 第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(府県が造成した造成工場敷地に係るものに限り。)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第四章 罰則

第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従って製造工場等を建設しなかつた者
- 二 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は転移につき承認を受けずに、造成工場敷地を権利者に引き渡した者
- 三 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条 第三十五条第四項又は第三十五条の二第二項の規定に違反して、第三十五条第三項又は第三十五条の二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第六七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団転移促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定に

より国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和五〇年六月二五日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日
 - 二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。(経過措置)
- 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
- 3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日前に第七十二条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下この条において「旧近畿圏近郊整備区域等整備開発法」という。)第三条第一項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請

は、それぞれ第七十二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下この条において「新近畿圏近郊整備区域等整備開発法」という。)第三条第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

- 2 施行日前に旧近畿圏近郊整備区域等整備開発法第三十八条第一項の規定により建設大臣が府県に対してした命令若しくは府県知事がその他の施行者に対してした命令又は同条第二項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした命令は、それぞれ新近畿圏近郊整備区域等整備開発法第三十八条第二項の規定により建設大臣が府県に対してした要求若しくは府県知事がその他の地方公共団体に対してした要求又は同条第四項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした要求とみなす。(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行う

ものとする。
第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年七月二二日法律第八三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 機構が附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（第四十七条の三第一項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五条第四項及び第三十九条第二項中「、都市基盤整備公園又は地域振興整備公園」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八条第四項中「都市基盤整備公園又は地域振興整備公園」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七条の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令

（昭和四十年五月十四日政令第百五十七号）

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第七項、第三条第一項、第四条第一項第四号、第十三条第三項、第十六条第一項、第二十四条第三項（同法第二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十五条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（近郊整備区域建設計画等の協議の申出）

第二条 府県知事は、法第三条第一項の規定により、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に関係市町村長との協議の概要を記載した書面を添えてしなければならない。

（近郊整備区域建設計画等に定めるべき施設）

第三条 法第四条第一項第八号に規定する政令で定める主要な施設は、通信施設、医療施設、職業訓練施設その他当該近郊整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。

第四条及び第五条 削除

（施行計画等について協議すべき者）

第六条 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 造成工場敷地及び公共施設以外の造成敷地等でその管理者となるべき者が特定しているものがある場合における当該管理者となるべき者
 - 公共施設以外の公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの管理者
- 2 前項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第二十四条第三項に規定する政令で定める者について準用する。

（公告の方法等）

第七条 法第二十六条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行なわなければならない。

第八条 法第三十七条第一項の公告は、公報その他所定の手段により行なうほか、当該公報その他所定の手段による公告を行なった日から起算して十日間、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域内の適当な場所に掲示して行なわなければならない。

2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、施行者又は施行者であつた者の求めにより、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日までしなければならない。

3 法第三十七条第一項の公告があつた日は、第一項の規定による掲示の期間の満了日とする。

（製造業、運送業、倉庫業その他の事業の指定）

第九条 法第四十五条第一項の政令で定める製造業、運送業、倉庫業その他の事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 別表に掲げる製造業
- 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定による鉄道事業
- 軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による軌道を敷設して経営する事業
- 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定に

よる自動車運送事業

五 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定による船舶運航事業

六 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の規定による倉庫業

七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の規定による自動車ターミナル事業

八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業

九 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）の規定によるガス事業

（その他の施設の指定）

第十条 法第四十五条第一項の政令で定めるその他の施設は、研究所及び試験所とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある地方公共団体）

第十一条 法第四十七条の政令で定める地方公共団体は、当該都市開発区域の指定の日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和三十五年法律第百二十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を除いて得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四六に満たない府県、その数値が〇・七二に満たない市又は町村とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合）

第十二条 法第四十七条に規定する政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする。

（事務の区分）

第十三条 第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号 法定受託事務とする。

附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和三十九年六月一三日政令第一八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年三月一一日政令第三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年六月一三日政令第一五八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和三十四年六月十四日）から施行する。

附 則（昭和三十五年五月一一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年五月二八日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一一日政令第八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年五月一三日政令第一六〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 改正後の新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、昭和三十六年四月一日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年三月二〇日政令第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二九日政令第七四号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年三月二一日政令第三四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則（平成一一一年一〇月二九日政令第三四六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二二年六月七日政令第三一二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日政令第一〇〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月三一日政令第八五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（第十三条第一項を除く。）の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公園により近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十三条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成一八年三月二九日政令第七八号）
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日政令第七七号）
（施行期日）

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第九条並びに第二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第十二条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第五条の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の前日に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年三月三一日政令第四八号）
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日政令第二八二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三〇日政令第八八号）
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

別表

- 一 乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する事業をいう。）
- 二 乳製品（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品で牛乳に類似する外観を有する乳飲料以外のものをいう。）又はアイスクリーム製造業
- 三 水産物のかん詰又はびん詰製造業
- 四 みそ又は醤油製造業
- 五 穀粉、甘藷粉又は馬鈴薯粉製造業
- 六 段ボール製造業
- 七 化学肥料製造業
- 八 ソーダ工業
- 九 カルシウムカーバイド製造業
- 十 コールタル製品製造業
- 十一 染料中間体製造業
- 十二 医薬品中間体製造業
- 十三 合成樹脂又はその可塑性製品製造業
- 十四 生物学的製剤製造業
- 十五 火薬類（煙火を除く。）製造業
- 十六 動植物油脂（マーガリン及びシヨートニングオイルを含む。）製造業
- 十七 光学ガラス製造業
- 十八 非鉄金属製造業（非鉄金属製錬業、非鉄金属精錬業、非鉄金属圧延業、非鉄金属伸線製造業、非鉄金属合金製造業、非鉄金属鋳物製造業又は非鉄金属ダイキャスト製造業をいう。）
- 十九 ボイラー製造業
- 二十 原動機製造業
- 二十一 農業用機械製造業
- 二十二 建設用又は鉱山用重機械器具製造業
- 二十三 金属工作機械製造業
- 二十四 金属加工機械製造業
- 二十五 機械工具製造業
- 二十六 荷役運搬機械（昇降機を除く。）製造業

- 二十七 動力伝導装置製造業
- 二十八 軸受又は鋼球製造業
- 二十九 化学工業用機械製造業
- 三十 発電機又は電動機製造業
- 三十一 変圧器類（通信機用のものを除く。）製造業
- 三十二 配電盤、電力制御装置又は開閉装置製造業
- 三十三 配線器具又は配線附属品製造業
- 三十四 電球又は電気照明器具製造業
- 三十五 電気溶接機製造業
- 三十六 電線又は電纜製造業
- 三十七 電気通信機械器具又は電気音響機械器具製造業
- 三十八 電子管又は半導体素子製造業
- 三十九 電子応用装置製造業
- 四十 電気計測器製造業
- 四十一 自動車又はその主要部分品製造業
- 四十二 鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車の用に供する車両又はその主要部分品製造業
- 四十三 鋼製の船舶の製造又は修繕業
- 四十四 航空機又はその主要部分品製造業
- 四十五 医療用機械器具製造業
- 四十六 計量器、測定器、測量機械、理化学機械、光学機械器具、レンズ又は時計製造業

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則

（昭和四十年九月二十日総理府令第四十二号）
最終改正：平成一七年三月七日国土交通省令第一二号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第六条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則を次のように定める。

（処分管理計画書）

第一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する処分管理計画は、別記様式第一の処分管理計画書に図面を添付して定めなければならない。

2 前項の図面は、次の各号に掲げる事項を記載し、処分管理計画書に記載された事項に対照する番号を付した縮尺二千五百分の一以上の平面図でなければならない。

- 一 造成敷地等の存する区域に含まれる地域の名称及び境界線
- 二 造成敷地等の画地割並びに公共施設、造成工場敷地等の種別及び境界線

（処分管理計画又はその変更の届出）

第二条 法第二十五条第二項の規定による届出をしようとする施行者は処分管理計画を、同条第四項において準用する同条第二項の規定による届出をしようとする施行者又は施行者であった者は処分管理計画のうち変更に係る事項を、届出書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五条第五項において準用する法第二十四条第三項の協議をしなければならない場合においては、前項の届出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。

（令第六条第一項第二号の公共施設以外の公共の用に供する施設）

第三条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百五十七号）第六条第二項において準用する同条第一項第二号に規定する国土交通省令で定めるものは、農業用のため池及び用排水機場で、工業団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれがあるものとする。

（造成工場敷地の譲受人の公募）

第四条 法第三十条の規定により施行者であつた者が行う譲受人の公募は、公報への掲載その他所定の手段により行うものとする。

2 施行者であつた者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させるように努めるものとする。

3 第一項の公募は、少なくとも申込みの受付開始の日の二週間

前からしなければならない。

(製造工場等の建設計画書等)

第五条 法第三十三条第一項の規定により造成工場敷地等を譲り受けた者が定めなければならない製造工場等の建設に関する計画は、別記様式第二の製造工場等の建設計画書に図面を添付して定めなければならない。

2 前項の図面は、次の各号に掲げる事項を記載し、製造工場等の建設計画書に記載された事項に対照する番号を付した縮尺五百分の一以上の平面図でなければならない。

一 譲り受けた造成工場敷地の境界線及び当該敷地内において建設が予定される工場の建築物、工作物その他の施設の配置

二 前号の施設の建設の年度別区分

3 法第三十三条第一項の規定による承認の申請は、当該譲受けの日から六月以内にしなければならない。

(軽微な変更に係る事項)

第五条の二 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る事項は、前条第一項の製造工場等の建設計画書の記載事項の変更に係る事項のうち、次に掲げる変更に係るものとする。

一 承認を受けた計画に記載された主要製品の数量若しくは金額、予定従業員数又は生産額の数値の十パーセント未満の増減

二 承認を受けた計画に記載された予定工期若しくは期間に係る期日又は操業開始予定期日の三月未満の変更

三 承認を受けた計画に記載された投下資本の費目、金額、資金源又は算出基準の変更

(造成工場敷地に関する権利の処分の承認申請書)

第六条 法第三十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第三による申請書を施行者であつた者の長に提出しなければならない。

(施行者であつた者が行う図書の送付)

第七条 法第三十五条第一項の規定による図書の送付は、法第二十六条第二項の公告の日から起算して三十日以内に、造成工場敷地の存する区域に含まれる地域の名称及び当該区域の面積を記載した書面に図面を添付してしなければならない。

2 前項の図面は、造成工場敷地の存する区域の境界線を表示した縮尺千分の一以上の平面図でなければならない。

(標識の設置)

第八条 法第三十五条第三項の規定による標識の設置は、次の各号に掲げる事項を表示した標識により行うものとする。

一 工業団地造成事業が施行された土地の区域に含まれる地域の名称

二 施行者であつた者の名称

三 工事完了公告の年月日

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日総理府令第三九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月一日総理府令第五六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月一六日総理府令第六〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日総理府令第二七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月三〇日総理府令第四七号)

この府令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年九月三〇日総理府令第五二号)

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一一月二四日総理府令第六〇号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業に関する省令

(昭和四十年九月二十日建設省令第二十九号)

最終改正：平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項並びに第二十四条第一項及び第二項並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令(昭和四十年政令第百五十七号)第四条、第六条第一項及び第七条第二項の規定に基づき、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業の施行に関する省令を次のように定める。

第一条から第七条まで削除

(施行計画)

第八条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「法」という。)第二十四条第一項の施行計画においては、次条から第十一条までに規定するところにより、事業地(工業団地造成事業を施行する土地の区域(当該土地の区域を工区に分けるときは当該土地の区域及び工区)をいう。以下同じ。)、設計及び資金計画を定めなければならない。

(事業地位置図及び事業地区区域図)

第九条 前条に規定する事業地は、事業地位置図及び事業地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の事業地位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、事業地の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の事業地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地の区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(設計図書)

第十条 第八条に規定する設計は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設計の方針

二 土地利用計画

三 街区の設定計画(処分後の造成工場敷地に建設されることとなる製造工場等の配置の想定を含む。)

四 公共施設、鉄道、倉庫その他の施設の整備計画

五 附帯事業の概要

3 第一項の設計図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地及び街区の境界並びに造成敷地等の位置、形状及び種別を表示した平面図でなければならない。

(資金計画書)

第十一条 第八条に規定する資金計画は、別記様式の資金計画書により定めなければならない。

(施行計画又はその変更の届出手続)

第十二条 法第二十四条第二項前段の規定による届出をしようとする施行者は施行計画を、同項後段の規定による施行計画の変更の届出をしようとする施行者は施行計画のうち変更に係る部分を、届出書とともに府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十四条第三項の協議をしなければならない場合においては、前項の届出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。

(令第六条第一項第二号の公共施設以外の公共の用に供する施設)

第十三条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第六条第一項第二号に規定する国土交通省令で定めるものは、農業用のため池及び用排水機場で、工業団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれのあるものとする。

(測量標識)

第十四条 法第三十五条の二第一項に規定する国土交通省令で定める標識は、表示杭に測量の目的及び工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者の名称を表示したものとす。

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条の二第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決定又は変更に同意しようとする場合に限る。)
- 二 法第二十四条第二項の規定による届出を受理すること(府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)
- 三 法第三十八条第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めること。
- 四 法第三十九条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること(府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年八月二五日建設省令第四九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年八月一日建設省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年一月三〇日建設省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年九月二八日建設省令第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則(平成十一年九月二七日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則(平成二二年一一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則(平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(昭和四十二年七月三十一日法律第百三号)

最終改正：平成二九年五月一二日法律第二六号

(目的)

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に關し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑

地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する区域をいう。

2 この法律で「保全区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地(これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。)であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。

(保全区域整備計画の作成等)

第三条 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。

2 関係府県知事は、保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。

4 前三項の規定は、保全区域整備計画の変更について準用する。

(保全区域整備計画の内容)

第四条 保全区域整備計画には、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に關連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 保全区域の整備の基本構想
- 二 土地の利用に関する事項

(近郊緑地保全区域の指定)

第五条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

3 近郊緑地保全区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令で定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

4 前二項の規定は、近郊緑地保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画)

第六条 近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

一 地形、交通施設の整備の状況、周辺の土地の開発の状況等に照らして無秩序な市街地化のおそれが特に大であること。

二 当該特別緑地保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区(前項の規定による特別緑地保全地区をいう。以下同じ。)に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に規定する鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、鉱物資源開発上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

(指定の準備のための土地の立入り等)

第七条 国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要が

- ある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の前日から起算して前四日目に当たる日が終わるまでに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
 - 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
 - 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
 - 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。
 - 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
 - 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
 - 前項の規定による損失の補償については、国土交通大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。
 - 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（近郊緑地保全区域における行為の届出）

第八条 近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 木竹の伐採
 - 前三号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
- 保全区域整備計画に基づいて行う行為で政令で定めるもの
 - 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

（管理協定の締結等）

第九条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。

- 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。）
- 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項

- 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 管理協定の有効期間
 - 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- 保全区域整備計画との調和が保たれたものであること。
 - 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体は、管理協定に第一項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項を、あらかじめ、府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届けでなければならない。ただし、府県が当該府県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。
- 5 前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。
- 6 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる次項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。
- 7 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第十条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第七項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は市町村長に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第十一条 市町村長は、第九条第七項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 申請手続が法令に違反しないこと。
- 管理協定の内容が、第九条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理協定の公告等）

第十二条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（管理協定の変更）

第十三条 第九条第二項から第七項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

（管理協定の効力）

第十四条 第十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十五条 第九条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定によ

り指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。)と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

(都市緑地法の特例)

第十六条 近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画(都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。)は、保全区域整備計画に適合したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十七条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(同法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は近畿圏保全法第十七条第一項第一号」とする。

(費用の負担及び補助)

第十八条 近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全に要する費用は、府県の負担とする。

2 国は、府県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(大都市の特例)

第二十条 この法律の規定により、府県が処理することとされている事務(第三条第一項及び第九条第四項から第六項まで(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。))に規定する事務を除く。)は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(施設の整備等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、保全区域整備計画を達成するために必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第二十二条 国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該府県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第五項の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

附 則 (昭和四八年九月一日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

8 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島復興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島復興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置法等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。)又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機

関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄
（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日
 - 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則（平成六年六月二四日法律第四〇号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

- この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 第三十八条 施行日前に第七十八条の規定による改正前の近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下この条において「旧近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第一項の規定による承認を受けた保全区域整備計画は、第七十八条の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下この条において「新近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第一項（同法第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による協議を行った保全区域整備計画（当該保全区域整備計画が旧近畿圏保全区域整備法第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域を含む保全区域に係るものであるときは、新近畿圏保全区域整備法第三条第一項の規定による同意を得た保全区域整備計画）とみなす。

- この法律の施行の際現にされている旧近畿圏保全区域整備法第三条第一項の規定による保全区域整備計画の承認の申請は、新近畿圏保全区域整備法第三条第一項の規定によりされた協議の申出とみなす。

（国等の事務）

- この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

- この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現

に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

- 第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

- 第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

- 第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の内方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

- この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十三年法律第五号) の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条 (構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条 (地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法 (昭和四十三年法律第九十八号) の項、都市計画法 (昭和四十三年法律第九号) の項、都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の項、環境基本法 (平成五年法律第九十一号) の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) の項並びに別表第二都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) の項、公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第六十六号) の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号) の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) の項及びマンションの建替等の円滑化等に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條 (児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条 (社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七條、第三十八條 (水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条 (職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条 (障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条 (農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二条まで、第九十九条 (道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条 (土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百一条 (道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条 (駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条 (首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条 (流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第六十二条の改正規定に限る。)、第一百二十条 (都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第二十一条 (都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第二十五条 (公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第二十八条 (都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第三十一条 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六

条、第六十四条、第六十七条、第一百零一条及び第一百零九條の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条 (被災市街地復興特別措置法第五条及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九條 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一条及び第三百一十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五条 (都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条 (マンションの建替等の円滑化等に関する法律第二百零二條の改正規定を除く。)、第一百五十七條、第一百五十八條 (景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第一百六十條 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定 (「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)) 並びに同法第十一條及び第二十三條の改正規定に限る。)、第一百六十二條 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二條、第十三條、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五條 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九條の改正規定に限る。)、第一百六十九條、第一百七十一條 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四條、第一百七十八條、第一百八十二條 (環境基本法第六十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。)) 及び第一百八十七條 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定 (「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九條第四項の改正規定 (「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。)) 並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。)) の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條 (地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十條、第九十二條 (高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。)、第一百條、第一百零二條、第一百零五條から第一百零七條まで、第一百十二條、第一百十七條 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (平成二十二年法律第七十二號) 第四條第八項の改正規定に限る。)、第一百九條、第一百七十一條の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十七條 第一百八條の規定 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八條の改正規定を除く。以下この条において同じ。)) の施行の際現に第一百八條の規定による改正前の近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (次項において「旧近畿圏保全区域整備法」という。)) 第三条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む。)) の規定によりされている協議の申出は、第一百八條の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (次項において「新近畿圏保全区域整備法」という。)) 第三条第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。)) の規定によりされた通知とみなす。

2 第一百八條の規定の施行の際現に旧近畿圏保全区域整備法第九條第四項 (旧近畿圏保全区域整備法第十三條において準用する場合を含む。)) の規定により地方公共団体がしている協議の申出は、新近畿圏保全区域整備法第九條第四項 (新近畿圏保全区域整備法第十三條において準用する場合を含む。)) の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第八十一條 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)) は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一月一四日法律第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令

(昭和四十三年一月二十九日政令第九号)

最終改正：平成二十三年一月二六日政令第四二七号

内閣は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第三条第一項、第四条第三号、第七条第九項（同法第八条第五項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項第四号、同条第四項第一号、第二号及び第五号、第十条第一項第二号並びに同条第九項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第四条第一項の政令で定める施設)

第一条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 防火、防水若しくは防砂又は地すべり若しくは林地の荒廃の防止のための施設
- 二 公園及び緑地
- 三 道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナル
- 四 宿泊施設、食事施設及び休憩施設
- 五 キャンプ場、水泳場及びスキー場
- 六 水道、下水道及び汚物処理施設
- 七 前各号に掲げる施設に類する施設
- 八 博物館

(収用委員会の裁決の申請手続)

第二条 法第七条第九項の規定による裁決の申請は、国土交通省令で定める様式に従い、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出してしなければならない。

(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第三条 法第八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 水面の埋立て又は干拓
- 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

(保全区域整備計画に基づいて行う行為)

第四条 法第八条第四項第一号の政令で定める行為は、第一条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為とする。

(届出を要しない近郊緑地保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五条 法第八条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 建築物の改築又は増築（改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。）
- 二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
 - ハ 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物
- 二 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが三メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

ロ 地下における土地の形質の変更

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

ハ 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

(3) 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

(4) 森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

(5) 水面の埋立て又は干拓

(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)

第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限り。）を維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二 道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

三 河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

七 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行に係る行為

八 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

十一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

十四 海岸法（昭和三十一年法律第一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

十六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

十七 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二十二 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

二十六 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）による信号機の設置又は管理に係る行為

二十七 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十八 府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

三十一 景観法（平成十六年法律第十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為

三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

三十三 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

（国庫補助金の額）
第七条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

附 則 抄

（施行期日）
1 この政令は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の施行の日（昭和四十三年一月三十日）から施行する。

附 則 （昭和四四年六月一三日政令第一五八号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

附 則 （昭和四五年六月三〇日政令第二〇九号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四七年一月二二日政令第四三七号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 （昭和四九年一月一〇日政令第三号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附 則 （昭和五〇年一月九日政令第二号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号）

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附 則 （昭和五六年四月二四日政令第一四四号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則 （昭和六〇年三月一五日政令第三一号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二〇日政令第五四号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年九月二五日政令第三〇四号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二九日政令第三四六号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一二号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年八月八日政令第二六四号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十三年八月二十四日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第四条第二号に掲げる行為であつてこの政令の施行の際既に着手

していたものについては、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第九条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則（平成一五年六月二七政令第二九三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四政令第三二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四政令第五九号）
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五政令第三九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。
（処分、手続等の効力に関する経過措置）
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年一二月一五政令第三九九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月二七政令第四二二号）
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三十一日政令第三三八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二三年六月二四政令第一八一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。
（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十条の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年八月三〇日政令第二八二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日政令第四二七号）
この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年一二月二十七日）から施行する。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則
（平成十二年十二月十五日総理府・建設省令第八号）
最終改正：平成二三年八月三〇日国土交通省令第六九号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第三項、第九条第一項及び第十六条並びに近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第三条の規定に基づき、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則を次のように定める。

（近郊緑地保全区域の指定の手続）
第一条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の規定による近郊緑地保全区域の指定は、これらの区域を官報に告示することによって行うものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）
第二条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

（近郊緑地保全区域における行為の届出の手続）
第三条 法第八条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

（法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準）
第四条 法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資するものでなければならない。
- 四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（管理協定の公告）
第五条 法第十条第一項（法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 管理協定区域
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公告）
第六条 前条の規定は、法第十二条（法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（権限の委任）
第七条 法第六条第二項及び第三項の規定による国土交通大臣の権限（近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定又は変更に同意しようとする場合に限る。）は、地方整備局長に委任する。

附 則
（施行期日）
1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則等の廃止）
2 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（昭和四十三年総理府令第一号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第七条第九項の規定に基づく収用委員会に対する裁決申請書の様式を定める省令（昭和四十九年建設省令第一号）は、廃止する。

附則（平成一六年一二月一五日国土交通省令第九九号）抄
（施行期日）

1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九九号）の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日国土交通省令第六九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により近郊緑地保全区域を指定

（昭和四十六年三月十日総理府告示第四号）
最終改正：平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第五条第一項の規定により近郊緑地保全区域を次のように指定する。

なお、本告示中図面により表示する区域については、当該図面を国土交通省に備え付け、縦覧に供する。

名称	区域
北摂連山近郊緑地保全区域	大阪府 池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能郡豊能町、同能勢町及び三島郡島本町の各区域のうち図面に示す区域 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町の各区域のうち図面に示す区域
金剛生駒近郊緑地保全区域	大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四条畷市、交野市、南河内郡河南町、同太子町、及び同千早赤坂村の各区域のうち図面に示す区域 奈良県 五條市、御所市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、同三郷町、北葛城郡新庄町及び同當麻町の各区域のうち図面に示す区域
和泉葛城近郊緑地保全区域	大阪府 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町及び同岬町の各区域のうち図面に示す区域 和歌山県 和歌山市、橋本市、那賀郡打田町、同粉河町、同那賀町、同岩出町、伊都郡かつらぎ町及び同高野口町の各区域のうち図面に示す区域
六甲近郊緑地保全区域	兵庫県 神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市の各区域のうち図面に示す区域
矢田斑鳩近郊緑地保全区域	奈良県 奈良市、大和郡山市、生駒市及び生駒郡斑鳩町の各区域のうち図面に示す区域
京都近郊緑地保全区域	京都府 京都市、宇治市、城陽市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の各区域のうち図面に示す区域

備考 この表に掲げる区域は、平成九年十月二十三日における行政区画によつて表示されたものとする。

附 則

- この告示は、昭和四十六年三月二十日から効力を生ずる。
- 昭和四十三年総理府告示第四号及び昭和四十四年総理府告示第十五号は、廃止する。

附 則（昭和四七年七月三日総理府告示第三五号）

この告示は、昭和四十七年七月十日から効力を生ずる。

改正前文（平成一二年三月三十日総理府告示第一六号）
（前略）平成十二年四月一日から施行する。

改正前文（平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号）
（前略）平成十三年一月六日から施行する。

近畿圏近郊緑地特別保全地区の指定

（昭和四十三年三月二十三日建設省告示第四一七号）

都市計画法第三条第一項の規定により、神戸国際港都建設計画摩耶近郊緑地特別保全地区ほか四地区を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

- 都市計画の名称及び地区の種類 神戸国際港都建設計画摩耶、諏訪山、高取、東須磨、西須磨近郊緑地特別保全地区
- 関係図書の縦覧場所 兵庫県庁及び神戸市役所

（平成四年十一月二十四日兵庫県告示第一六七三号）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県都市住宅部計画課において縦覧に供する。

- 都市計画の種類及び名称
神戸国際港都建設計画緑地保全地区
打越山緑地保全地区
坊主山緑地保全地区
摩耶・諏訪山緑地保全地区
高取緑地保全地区
東須磨緑地保全地区
東鉢伏山緑地保全地区
西鉢伏山緑地保全地区
千刈緑地保全地区
鎌倉峡緑地保全地区
帝釈丹生山緑地保全地区
太山寺緑地保全地区
雄岡山・雌岡山緑地保全地区
- 都市計画を変更する土地の区域
神戸市東灘区本山町森字本床山並びに岡本字六甲山及び字六甲山及び字神楽岩
同 市灘区篠原字小坂田、字滝の奥及び字清水
同 市同区箕岡通二丁目
同 市同区上野字高尾山及び字城下山
同 市同区原田字青ヶ谷
同 市中央区神仙寺通一丁目
同 市同 区葺合町字ヒジリ谷、字神仙寺山、字熊山、字寺ヶ谷、字大平、字スリコ鉢、字杉長谷、字古輪谷、字奥古輪谷、字坂坂、字面長尾、字鉄砲塚、字奥西谷、字蛇谷、字堀切、字西谷二、字後笹原、字ウソロ谷、字教尾、字馬上、字東山国有林及び字山郡
同 市同 区諏訪山町
同 市同 区熊内町
同 市同 区神戸港地方字ロ一里山、字前山及び字再度谷
同 市兵庫区五宮町
同 市同 区平野町字天王谷西服
同 市同 区島原町字湊山及び字東山
同 市同 区天王町三丁目
同 市同 区清水町
同 市同 区鴨越筋
同 市長田区林山国有地
同 市同 区高取山町
同 市須磨区妙法寺
同 市同 区禅昌寺町一丁目及び二丁目
同 市同 区東須磨字青山、字杓子山、字月見山及び字火の谷
同 市同 区明神町三丁目、四丁目及び五丁目
同 市同 区板宿町三丁目
同 市同 区大手字稲荷尾
同 市同 区西須磨字鉄拐山
同 市垂水区塩屋町字梅木谷、字南谷及び字公友園
同 市同 区下畑町字西開東林山、字東砂山及び字西砂山
同 市北区道場町生野字クズン、字美濃淵下、字北山、字大岩嶽、字ロクゴ、字鎌倉、字南山、字大岩、字別当、字水久瀬及び字狼谷並びに塩田字東山上
同 市同区山田町中宇新五郎及び字北山、坂本字水井谷、字藤ヶ谷、字高尾、字日向尾、字大原、字西尾、字西畑、字文垣、字橋爪及び字丹生山、福地字若王子、字岩ヶ辻、字棧ヶ谷及び字イ毛、原野字西上、字灰床、字愛后、字鹿之谷山及び字梨木峠、衡原字畑坂、字北山及び字大谷並びに東字小水谷
同 市同区淡河町野瀬字南山
同 市西区伊川谷町前開字太山寺、字助一ヶ谷、字古畑、字高山、字内山、字冥ヶ谷及び字大善坊並びに布施畑
同 市同区押部谷町細田字前田
同 市同区神出町東字丸ヶ岡、五百蔵字山ノ下並びに東山字寺ノ上、字茶山、字片山、字天王山及び字天王越

（平成八年五月二十四日京都府告示第四一四号）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）緑地保全地区を変更した。なお、同法第二十一条第二項において準用する同法二十条第二項の規定により、当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
計画図表示のとおり（計画図省略）
- 2 縦覧場所
京都府土木建築部公園緑地課
(平成十年七月三十一日兵庫県告示第一一一九号)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県都市住宅部計画課において縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画緑地保全地区
生瀬緑地保全地区
良元・生瀬緑地保全地区
劔谷・苦楽園緑地保全地区
会下山緑地保全地区
- 2 都市計画を決定する土地の区域
(生瀬緑地保全地区)
西宮市塩瀬町生瀬字上荒内、字下等ノ山、字等ノ山、字下寺山、字寺山、字城山及び字鑑内、生瀬高台並びに宝生ヶ丘二丁目
(良元・生瀬緑地保全地区)
宝塚市伊子志武庫山、小林西山、長寿ガ丘、月見山二丁目、紅葉ガ丘、宝松苑、光ガ丘一丁目及び二丁目、逆瀬合一丁目及び二丁目並びにゆずり葉台一丁目及び二丁目
西宮市生瀬高台並びに塩瀬町生瀬字等ノ山及び字鑑内。
(劔谷・苦楽園緑地保全地区)
同 市苦楽園三番町及び四番町
芦屋市劔谷
(会下山緑地保全地区)
同 市三条町

(平成十年七月三十一日兵庫県告示第一一一九号)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県都市住宅部計画課において縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
神戸国際港都建設計画緑地保全地区
金鳥山緑地保全地区
十文字山緑地保全地区
打越山緑地保全地区
坊主山緑地保全地区
摩耶・諏訪山緑地保全地区
ひよどりごえ緑地保全地区
ひよどりごえ西緑地保全地区
一里山町緑地保全地区
高取緑地保全地区
東須磨緑地保全地区
横尾山多井畑緑地保全地区
鉢伏山緑地保全地区
鉢伏山西緑地保全地区
太山寺緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(金鳥山緑地保全地区)
神戸市東灘区本山町森字本庄山、字東山、字西山、字梅谷、字前坂、字山大寺及び字新山、中野字チンノ山、字菅滑及び字生駒、本山町北畑字屋敷原、字金長山、字穴ヶ畑、字ザクガ原、字五良大夫原及び字天皇前坂、田辺字サバ尾、字ザクガ原、字松尾谷、字馬越、字天王通り、字羽ブ谷、字イガキヶ原及び字ザクヶ原、岡本字扇山、字新林及び字六甲山、森北町六丁目、岡本六丁目
(十文字山緑地保全地区)
同 市同区本山町野寄字上野山、岡本字六甲山並びに西岡本七丁目
(打越山緑地保全地区)
同 市同区本山町森字本庄山、岡本字六甲山及び字神楽岩並びに住吉台
(坊主山緑地保全地区)
同 市灘区篠原字小坂田。字滝ノ奥及び字清水、高羽字清水及び字瀧ノ奥、桜ヶ丘町、六甲山町清水並びに鶴甲五丁目
(摩耶・諏訪山緑地保全地区)
同 市同区大石字長峰山、篠原字大月山、字深谷山、字小屋場山、字隠小屋山及び字長峰山、大月台、五毛字箕岡、字笹原、字丸山、字池ノ谷及び字西原、畑原字長尾山、字五鬼城山及び

- 字ノタ山、上野字高尾山、字小屋場三ノ休原、字下多、字城ノ下山、岩屋字北畑、字大谷及び字西谷並びに水車新田字滝上
同 市中央区中尾町、葺合町字キキ谷、字ヒジリ谷、字神仙寺山、字奥滑谷、字西谷、字熊山、字下城山、字上城山、字中城山、字口城山、字口円光坊、字寺ヶ谷、字布引遊園地、字大平、字スリコ鉢、字杉長谷、字奥古輪谷、字古輪谷、字唐坂、字面長尾、字鉄砲塚、字奥西谷蛇谷、字堀切、字西谷二後笹原、字ウソロ谷、字教ノ尾、字馬止、字東山国有林、字滝寺山、字後笹原、字東山及び字山郡、神仏寺通一丁目、熊内町、諏訪山町、再度筋町並びに神戸港地方字桜ヶ谷、字堂徳山、字砂連山、字吉根山、字徳地山、字水山、字布引、字口老里山、字再度谷及び字棧ヶ谷
同 市兵庫区平野町字保徳谷、字皿器谷、字済渡、字上の山、字梅ヶ谷、字平野谷、字天王谷奥東服山、字天王谷東服山、字天王谷西服山、字祇園山、字金形、字瀬谷及び字岩可こ、鳥原町字青、字奥所、字向山、字東折、字東山、字東向、字西向、字西折、字中折、字色面、字梅谷、字深谷、字東谷及び字ヒヤ形、清水町、鶴越筋並びに天王町一丁目、三丁目及び四丁目
同 市長田区林山町
(ひよどりごえ緑地保全地区)
同 市北区山田町下谷上字中一里山
同 市兵庫区里山町
(ひよどりごえ西緑地保全地区)
同 市北区山田町下谷上字中一里山
同 市長田区雲雀ヶ丘一丁目
(一里山緑地保全地区)
同 市長田区一里山町及び雲雀ヶ丘三丁目
同 市須磨区妙法寺時池ノ尻
(高取緑地保全地区)
同 市長田区高取山町、林山町、池田宮町、長者町及び高取山町一丁目
同 市須磨区妙法寺字高取山、字念佛谷、字女夫岩、字兀山、字石仏及び字アチロ並びに禅昌寺一丁目及び二丁目
(東須磨緑地保全地区)
同 市須磨区板宿字野嶽、字奥小屋ヶ谷、字大平、字狸谷、字椿谷、字垂於志谷、字鳥帽子谷、字葉古疑原及び字牧谷、大手字大平、字刈ヶ谷、字小屋ヶ谷、字丸尾山、字火谷及び字稲荷尾、東須磨字火ノ谷、字蛇谷杓子山、字草刈場、字道山、字高尾山及び字青山、妙法寺字口川、字アチロ及び字三ツヶ滝、板宿町二丁目及び三丁目、明神町三丁目、四丁目及び五丁目、東須磨一丁目並びに高倉台二丁目及び五丁目
(横尾山多井畑緑地保全地区)
同 市須磨区東須磨字青山、横尾四丁目及び多井畑字池ノ奥上
(鉢伏山緑地保全地区)
同 市須磨区西須磨字立原台、字高倉山及び字鉄拐
同 市垂水区塩屋町字梅木谷
(鉢伏山西緑地保全地区)
同 市須磨区西須磨字立原谷
同 市垂水区塩屋町字梅木谷、字南谷及び字公友園、下畑町字西関東林山、字東砂山及び字西砂山並びに塩屋台三丁目
(太山寺緑地保全地区)
同 市須磨区弥栄台四丁目
同 市西区伊川谷町前開字太山寺、字助一ヶ谷、字古畑、字高山、字内山、字真ヶ谷及び字善坊並びに布施畑

(平成十三年十月二十三日兵庫県告示第一二九七号)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において、準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画緑地保全地区
北中山緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宝塚市切畑時長尾山、中筋字長尾山並びに中山桜台三丁目、四丁目及び七丁目

(平成十六年四月十三日神戸市告示第二十五号)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画緑地保全地区
- 2 都市計画の名称

打越山緑地帆算地区
坊主山緑地保全地区
東須磨大手緑地保全地区

(平成二十一年四月二十八日日神戸市告示第六十二号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

- 1 都市計画の種類及び名称
神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区
- 2 都市計画の名称
西須磨特別緑地保全地区ほか2 3 地区

(平成二十一年四月二十八日兵庫県告示第550号)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画特別緑地保全地区
会下山特別緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
芦屋市三条町

2-4 中部圏関係法令

中部圏開発整備法

(昭和四十一年七月一日法律第百二号)
最終改正：平成一七年七月二九日法律第八九号

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 削除 (第三条―第五条)
- 第三章 国土審議会の調査審議等 (第六条・第七条)
- 第四章 中部圏開発整備地方協議会 (第八条)
- 第五章 中部圏開発整備計画 (第九条―第十二条)
- 第六章 中部圏開発整備計画の実施 (第十三条―第二十二条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。
- 2 この法律で「中部圏開発整備計画」とは、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため必要な中部圏の開発及び整備に関する計画をいう。
- 3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 5 この法律で「保全区域」とは、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域で、第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

第二章 削除

第三条から第五条 削除

第三章 国土審議会の調査審議等

(国土審議会の調査審議等)

- 第六条 国土審議会(以下「審議会」という。)は、国土交通大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項について国土交通大臣に意見を述べることができる。

第七条 削除

第四章 中部圏開発整備地方協議会

(中部圏開発整備地方協議会)

- 第八条 中部圏の開発及び整備に関する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方協議会を設置する。
- 2 前項の規定による関係県の協議については、当該県の議会の議決を経なければならない。
- 3 中部圏開発整備地方協議会は、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 関係県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の市長
 - 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長
 - 三 関係市の市長(関係指定都市の市長を除く。)を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
 - 四 関係市の議会の議長(関係指定都市の議会の議長を除く。)を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
 - 五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
 - 六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者

- 4 この法律に定めるもののほか、中部圏開発整備地方協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第五章 中部圏開発整備計画

(中部圏開発整備計画の内容)

- 第九条 中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項
 - 二 都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項
 - 三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの
 - イ 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
 - ロ 住宅用地、工場用地等の土地利用に関する事項
 - ハ 水資源の開発及び利用に関する事項
 - ニ 国土保全施設の整備に関する事項
 - ホ 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項
 - ヘ 公害の発生の防止に関する施設その他公害の防止に関する事項
 - ト 教育文化施設の整備に関する事項
 - チ 観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存に関する事項
 - リ その他中部圏の開発及び整備に関する事項
- 2 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

(中部圏開発整備計画の案の作成及び提出)

- 第十条 関係県は、その協議により、中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て中部圏開発整備計画の案を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(中部圏開発整備計画の作成及び決定)

- 第十一条 中部圏開発整備計画は、前条の規定により提出された案に基づいて作成するものとする。
- 2 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画を作成するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」という。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 中部圏開発整備計画は、国土交通大臣が、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 4 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画の決定をするに当たつて、中部圏開発整備計画が前条の規定により提出された案と著しく異なるものである場合その他特別の必要があると認める場合には、関係県の意見を聴くものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 5 国土交通大臣は、中部圏開発整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。
- 6 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣に意見を申し出ることができる。
- 7 前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(中部圏開発整備計画の変更)

- 第十二条 中部圏開発整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 2 関係県は、前項に規定する事由に該当すると認めるときは、その協議により、国土交通大臣に対し、中部圏開発整備計画の変更の申出をすることができる。
- 3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の中部圏開発整備計画の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「審議会」とあるのは、「審議会及び関係県」と読み替えるものとする。

第六章 中部圏開発整備計画の実施(都市整備区域の指定)

- 第十三条 国土交通大臣は、中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行なう必要がある区域を都市整備区域として指定することができる。
- 2 国土交通大臣は、都市整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 都市整備区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(都市開発区域の指定)

- 第十四条 国土交通大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

(都市整備区域等の整備等に関する法律)

- 第十五条 前二条に定めるもののほか、都市整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(保全区域)

- 第十六条 国土交通大臣は、中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。
- 2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。
- 3 保全区域の整備に関し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(事業の実施)

- 第十七条 中部圏開発整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力、勧告及び公表)

- 第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、中部圏開発整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、中部圏開発整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他中部圏開発整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

(中部圏開発整備計画に関する施策の立案及び勧告)

- 第十九条 国土交通大臣は、中部圏の建設とその均衡ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて中部圏開発整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

- 第二十条 国は、中部圏開発整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(中部圏開発整備計画の実施に要する経費)

- 第二十一条 政府は、中部圏開発整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

- 第二十二条 地方公共団体が中部圏開発整備計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月三十一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三十一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第四十九条中精神衛生法第十六条の第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日
- 二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二十二條の規定 公布の日

(国等の事務)

- 第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一

条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第六百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(中部圏開発整備法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日以後第五条の規定による改正後の中部圏開発整備法(以下この条において「新法」という。)第九条第一項の中部圏開発整備計画が新法第十一条第三項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の中部圏開発整備法(以下この条において「旧法」という。)第十一条第三項の規定により決定されている旧法第九条第一項の中部圏開発整備計画(同項の基本開発整備計画に係る部分に限る。)を新法第十一条第三項の規定により決定された新法第九条第一項の中部圏開発整備計画とみなす。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

中部圏開発整備法施行令

(昭和四十二年二月二十一日政令第二十号)

最終改正：平成二十七年三月一八日政令第七四号

(交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)

第一条 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定による道路
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道施設又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道
- 三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港湾
- 四 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百七号)の規定による漁港
- 五 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港並びに航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五

- 十六条の四第一項の規定により公共の用に供すべき施設として指定された施設を利用する民間航空用施設
- 六 運河法（大正二年法律第十六号）の規定による運河
- 七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）の規定による一般自動車ターミナル
- 八 日本郵便株式会社又は電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設

（土地利用に関する事項で根幹となるべきもの）

第二条 住宅用地、工場用地等の土地利用に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの土地利用に関する事項とする。

- 一 住宅用地
- 二 工場用地
- 三 緑地及びレクリエーション用地

（水資源の開発及び利用に関する事項で根幹となるべきもの）

第三条 水資源の開発及び利用に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 広域的な用水対策を実施する必要がある地域に係る水の用途別の需要及び供給に関する事項
- 二 水資源の開発及び利用のため広域的に整備する必要がある施設の整備に関する事項

（国土保全施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）

第四条 国土保全施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。

- 一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川
- 二 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による海岸保全施設
- 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の規定による砂防設備
- 四 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）の規定による地すべり防止施設
- 五 森林法（昭和三十二年法律第百四十九号）の規定による保安施設

（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）

第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。

- 一 公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定による都市公園
- 三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定による水道
- 四 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定による下水道
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）の規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
- 六 医療法（昭和三十二年法律第百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの

（公害の防止に関する事項で根幹となるべきもの）

第六条 公害の発生防止に関する施設その他公害の防止に関する事項で根幹となるべきものは、広域的に公害が発生している地域又は発生するおそれがある地域に係る次の各号に掲げる事項とする。

- 一 公害の発生防止に関する重要な施設の整備に関する事項
- 二 その他公害の防止に関する主要な対策に関する事項

（教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）

第七条 教育文化施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校
- 二 図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）の規定による公立図書館、博物館法（昭和三十六年法律第百八十五号）の規定による公立博物館その他社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するもの
- 三 職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）の規定による職業訓練施設

（観光及び文化財に関する事項で根幹となるべきもの）

第八条 観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち主要なものの整備に関する事項とする。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定による公園計画に係る施設
- 二 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）の規定による国際競争力の高い魅力ある観光地及びその観光地間を連絡する経路における観光の基盤となる交通施設
- 三 第二条第三号のレクリエーション用地に係るレクリエーション施設
- 四 文化財保護法（昭和三十五年法律第百二十四号）の規定により指定された文化財の保存のための施設

（その他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきもの）

第九条 中部圏開発整備法第九条第一項第三号に規定するその他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるもの又は広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。

- 一 卸売市場法（昭和三十六年法律第三十五号）の規定による中央卸売市場
- 二 土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）の規定による土地改良事業により新設又は変更されるかんがい排水施設及び造成される農用地
- 三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人が設置するもの
- 四 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の規定による路外駐車場
- 五 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）の規定による工業用水道
- 六 流通業務市街地における流通業務施設
- 七 林道
- 八 前各号に掲げるもののほか、中部圏の開発及び整備のため特に必要と認められる施設

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和四三年九月一九日政令第二八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附 則

（昭和四四年九月三〇日政令第二五八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附 則

（昭和四六年六月三〇日政令第二二一号）抄
1 この政令は、法の施行の日（昭和三十六年七月一日）から施行する。

附 則

（昭和四六年九月二三日政令第三〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和三十六年九月二十四日から施行する。

附 則

（昭和四九年七月三〇日政令第二七九号）抄
この政令は、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十九年八月一日）から施行する。

附 則

（昭和五〇年八月五日政令第二四八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和五四年六月一二日政令第一七八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一五五政令第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月二三日政令第一一一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月二七日政令第二六九号)
この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年八月一二日政令第二七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三十一日政令第一二一号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日政令第一六五号)
この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年七月一日)から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年八月一八日政令第二五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年九月二九日政令第三〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二五日政令第六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二九三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日政令第三二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二五日政令第四三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月三日政令第四八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月五日政令第四八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一二日政令第五一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五五五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五九号)
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄
この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄
この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二一日政令第三七五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十七年十二月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二七日政令第四〇四号)
この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年六月一八日政令第一九七号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日政令第四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日政令第二〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

中部圏開発整備法施行規則

(昭和四十三年六月二十五日総理府令第四十号)
最終改正：平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号

中部圏開発整備法第十一条第五項 及び第六項 並びに第十三条第三項 の規定に基づき、中部圏開発整備法施行規則を次のように定める。

第一条 中部圏開発整備法 (昭和四十一年法律第百二号。以下「法」という。) 第十一条第五項 (法第十二条第三項 において準用する場合を含む。) の規定による中部圏開発整備計画又はその変更の公表は、その内容を官報に掲載して行なうものとする。

第二条 法第十一条第六項 (法第十二条第三項 において準用する場合を含む。) の規定により、公表された中部圏開発整備計画又はその変更に対して意見を申し出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 意見の提出者の住所及び氏名
二 公表された中部圏開発整備計画又はその変更と意見の提出者との利害関係
三 意見の詳細
四 その他参考となるべき事項

第三条 法第十三条第三項 (法第十四条第二項 及び第十六条第二項 において準用する場合を含む。) の規定による都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定は、これらの区域を官報に告示することにより行なうものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二四日総理府令第六〇号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

中部圏開発整備法の規定に基づく都市整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定

(昭和四十三年十一月十四日総理府告示第四十三号)
最終改正 平成一二年一二月二八日総理府告示第七八号

中部圏開発整備法 (昭和四十一年法律第百二号) 第十三条第一項、第十四条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域を次のように指定したので、中部圏開発整備法施行規則 (昭和四十三年総理府令第四十号) 第三条の規定により告示する。
なお、本告示中図面により表示する区域については、当該図面を国土交通省に備え付け、縦覧に供する。

一 都市整備区域
都市整備区域は、次に掲げる区域とする。

県名	郡市名	町村名
愛知県	名古屋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 犬山市 常滑市 江南市 尾西市 小牧市 稲沢市 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡	豊明町、東郷村、日進町、長久手村 旭町 西枇杷島町、豊山村、師勝町、西春町、

丹羽郡 葉栗郡 中島郡 海部郡	春日村、清洲町、新川町 大口町、扶桑町、岩倉町 木曾川町 祖父江町、平和町 七宝町、美和町、甚目寺町、大治村、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町	
知多郡	阿久比町、東浦町、大府町、上野町、横須賀町、知多町、南知多町、美浜町、武豊町	
碧海郡 幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	高浜町、知立町 一色町、吉良町、幡豆町 幸田町 三好町 松平町	
三重県	四日市市 桑名市 桑名郡 員弁郡 三重郡	多度町、長島町、木曾岬村 員弁町、東員町 桶町、朝日町、川越町

二 都市開発区域

都市開発区域は、次に掲げる区域のうち保全区域 (近畿圏整備法 (昭和三十八年法律第二十九号) 第十四条第一項の規定に基づき指定された保全区域を含む。) 内の区域を除く区域とする。

名称	県名	郡市名	町村名
富山・高岡区域	富山県	富山市 高岡市 新湊市 砺波市	小矢部市 (大字坂又、大字桜町、大字岩崎、大字清原、大字二ノ滝、大字北屋敷、大字下屋敷、大字宮中、大字嶺、大字屋波牧、大字糠子島、大字矢波、大字了輪、大字名ヶ滝、大字原牧、大字別所滝、大字高坂、大字森屋、大字菅ヶ原、大字久利須、大字原牧新及び大字西中野の各地域を除く。)
		中新川郡 婦負郡 射水郡	舟橋村 婦中町 小杉町、大門町、下村、大島村
		西砺波郡	福岡町 (大字西明寺、大字栃丘、大字小野、大字五位及び大字沢川の各区域を除く。)
金沢・小松区域	石川県	金沢市 (相合谷町、天池町、大字沢町、鶴原町、榎見町、上辰巳町、国見町、熊走町、倉谷町、見定町、駒帰町、下鴛原町、城力町、末町、菅池町、瀬領町、平町、辰巳町、寺津町、中戸町、白尾町、二又新町、水淵町、甥杉町、小原町、菊水町、新保町、住吉町、堂町、別所町、三小牛町、山川町、蓮花町、上原町、下谷町、白見町、茅原町、七曲町、西市瀬町、島尾町、羽場町、湯桶町、湯桶荒屋町、湯桶河内町、湯桶田子島町及び湯桶曲町の各地域を除く。)	小松市 (滝ヶ原町、那谷町、菩提町、赤瀬町、上り江町、材木町、大杉町、瀬領町、長谷町、波佐谷町、小原町、新保町、津江町、花立町、丸山町、池城町、岩上町、尾小屋町、観音下町、沢町、塩原町、西俣町、布橋町、波佐羅町、松岡町及び光谷町の各区域を除く。)
		能美郡	根上町、寺井町、辰口町 (字金剛寺、字館、字坪野、字寺島、字鍋谷、字仏大寺及び字和気の各地域を除く。)、川北町
		石川郡	松任町、美川町、鶴来町、野々市町
		河北郡	津幡町 (字爪生、字牛首、字上大田、字上河合及び下河合の各区域を除く。)、高松町、七塚町、宇ノ気町、内灘町
福井・坂井区域	福井県	福井市 足羽郡	足羽町 (浄教寺、東新町、鹿俣、西新町、城戸ノ内、安波賀及び安波賀中島の各区域を除く。)

		吉田郡 坂井郡	松岡町 三国町、芦原町、金津町、丸岡町（上竹田、山口、山竹田及び吉谷の各区域を除く。）、春江町、坂井町 清水町
		丹生郡	（松代町豊栄の区域を除く。）
長野・上田区域	長野県	長野市 上田市 須坂市 中野市 更埴市 更級郡 埴科郡 上高井郡 上水内郡	上山田町 坂城町、戸倉町 小布施町 豊野町
伊那谷区域	長野県	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡	（千代及び千栄の各区域を除く。） （中沢の区域を除く。） 宮田村 鼎町、上郷村
岐阜区域	岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 山県郡 武儀郡 加茂郡 可児郡 土岐郡	（阿木、飯沼及び新坂の各区域を除く。） （大湫町及び日吉町の各区域を除く。） （笠置町、飯地町及び中野方町の各区域を除く。） （鶴里町の区域を除く。） 川島町、岐南町、笠松町、柳津町 海津町、平田町、南濃町 養老町 垂井町、関ヶ原町（大字今須の区域を除く。） 神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町 揖斐川町、大野町、池田町 北方町、本巣町（日当、金原、佐原、神海、木知原及び外山の各区域を除く。）、穂積町、巢南町、真正町、糸貫町 高富町、伊自良村（長滝、平井、掛、松尾及び上願の各区域を除く。） 武芸川町 坂祝町、富加村、川辺町、八百津町（福地、潮見、南戸、上吉田及び久田見の各区域を除く。） 御嵩町、可児町、兼山町 笠原町
高山区域	岐阜県	高山市	
東駿河湾区域	静岡県	沼津市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市 田方郡 駿東郡 富士郡 庵原郡	函南町、韭山町、大仁町 清水町、長泉町、裾野町、小山町 芝川町（大字大鹿窪、大字猫沢、大字上柚野、大字下柚野、大字鳥並、大字上稲子及び大字下稲子の各区域を除く。） 富士川町、蒲原町、由比町
西駿河湾区域	静岡県	静岡市 清水市 島田市	

		焼津市 藤枝市 志太郡 榛原郡	岡部町、大井川町 御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町
遠州区域	静岡県	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 天竜市 浜北市 小笠郡 周智郡 磐田郡 浜名郡 引佐郡	（大字熊、大字神沢、大字大栗安、大字西藤平、大字東藤平、大字阿寺、大字芦窪、大字長沢、大字懐山、大字横山町、大字月、大字伊砂、大字大川、大字相津、大字佐久、大字谷山、大字小川、大字東雲名及び大字西雲名の各区域を除く。） 城東村、大須賀町、大浜町、浜岡町、小笠町、菊川町 森町（大字大鳥居、大字西俣、大字葛布、大字薄場、大字亀久保、大字間詰、大字鍛冶島、三倉及び大字嵯塚の各区域を除く。） 浅羽町、福田町、竜洋町、豊田村、豊岡村 可美村、舞阪町、新居町、湖西町、雄踏町 細江町、引佐町（大字渋川、大字別所、大字田沢、大字的場、大字四方浄、大字東久留女木、大字西久留女木、大字伊平、大字兎荷、大字川名、大字西黒田及び大字東黒田の各区域を除く。）
東三河区域	愛知県	豊橋市 豊川市 蒲都市 新城市 宝飯郡 渥美郡	音羽町、一宮町、小坂井町、御津町 田原町、赤羽根町、渥美町
伊勢区域	三重県	津市 伊勢市 松阪市 鈴鹿市 亀山市 鈴鹿郡 一志郡 安芸郡 度会郡	（西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町、有滝町、村松町、東大淀町、柏町、野村町、上池町、栗野町、中須町及び川端町の各区域に限る。） （安坂山町、両野町、辺法寺町、小川町及び白木町の各区域を除く。） 関町（大字白木一色、大字鷲山、大字会下、大字小野、大字新所、大字中町、大字木崎、大字古麻及び大字久我の各区域に限る。） 河芸町、芸濃町（大字楠原、大字林、大字中繩、大字忍田、大字椋本、大字小野平、大字多門、大字北神山、大字萩野、大字岡本及び大字雲林院の各区域に限る。）、美里村（大字三郷、大字足坂、大字五百野、大字家所、大字日南田、大字高座原及び大字穴倉の各区域に限る。）、安濃村、豊里村 久居町、香良洲町、一志町、嬉野町（字合ヶ野、字矢下、字岩倉、字宮野、字日川、字森本、字滝之川、字釜生田、字上小川及び字小原の各区域を除く。）、三雲村 小俣町、御園村

		多気郡	明和町
琵琶湖東北部区域	滋賀県	彦根市 長浜市 犬上郡	豊郷村、甲良町、多賀町（大字川相、大字藤瀬、大字富之尾、大字檜崎、大字一ノ瀬、大字仏ヶ後、大字樋田、大字萱原、大字大杉、大字小原、大字壺、大字霜ヶ原、大字佐目、大字南後谷、大字大君ヶ畑、大字保月、大字杉及び大字五僧の各区域を除く。） 山東町、米原町、近江町 浅井町、虎姫町、湖北町、びわ村
		坂田郡 東浅井郡	

三 保全区域
保全区域は、次に掲げる区域とする。

名称	区域
中部山岳区域	富山県 魚津市、上新川郡大山町、中新川郡上市町、同立山町、下新川郡宇奈月町及び同朝日町の各区域のうち中部山岳国立公園に属する区域並びに上新川郡大沢野町及び婦負郡細入村の各区域のうち図面に示す区域 長野県 大町市、南安曇郡穂高町、同安曇村、同堀金村、北安曇白馬村及び同小谷村の各区域のうち中部山岳国立公園に属する区域並びに木曾郡開田村、同三岳村及び同王滝村の各区域のうち御岳国立公園に属する区域 岐阜県 益田郡小坂町、大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、吉城郡神岡町（大字伊西、大字森茂、大字岩井谷、大字下之本、大字打保、大字和佐府及び大字瀬戸の各区域に限る。）及び同上宝村の各区域並びに恵那郡川上村、同加子母村、同付知町及び同福岡町の各区域のうち裏木曾県立自然公園に属する区域
白山区域	富山県 東礪波郡上平村の区域のうち白山国立公園に属する区域及び西礪波郡福光町の区域のうち図面に示す区域 石川県 石川郡吉野谷村、同尾口村及び同白峰村の各区域のうち白山国立公園に属する区域 福井県 大野市、勝山市、大野郡和泉村及び同西谷村の各区域のうち図面に示す区域 岐阜県 郡上郡白鳥町、同高鷲村、大野郡荘川村及び同白川村の各区域
上信越高原区域	長野県 長野市、小諸市、北佐久郡軽井沢町、同御代田町、小県郡東部町、同真田町、北安曇郡小谷村、上高井郡東村、同高山村、下高井郡山ノ内町、同木島平村、同野沢温泉村、上水内郡信濃町、同牟礼村、同戸隠村、同鬼無里村及び下水内郡栄村の各区域のうち上信越高原国立公園に属する区域、更埴市、東筑摩郡坂北村、同麻績村、同坂井村、同生坂村、更級郡上山田町、同大岡村及び埴科郡戸倉町の各区域のうち聖山高原国立公園に属する区域並びに佐久市、南佐久郡白田町、同佐久町、北佐久郡軽井沢町（同国立公園に属する区域を除く。）及び同御代田町（同国立公園に属する区域を除く。）の各区域のうち妙義荒船佐久高原国立公園に属する区域
南アルプス区域	長野県 諏訪郡富士見町、上伊那郡長谷村、下伊那郡大鹿村、同上村及び同南信濃村の各区域のうち南アルプス国立公園に属する区域並びに上伊那郡高遠町及び同長谷村の各区域のうち三峰川水系県立公園に属する区域 静岡県 安部郡梅ヶ島村、同井川村、榛原郡中川根町、同本川根町、周智郡春野町及び磐田郡水窪町の各区域のうち南アルプス国立公園又は奥大井県立公園に属する区域

富士伊豆区域	静岡県 熱海市、伊東市、賀茂郡東伊豆町、同河津町、同下田町、同南伊豆町、同松崎町、同西伊豆町、同賀茂村、田方郡伊豆長岡町、同修善寺町、同戸田村、同土肥町、同天城湯ヶ島町及び同中伊豆町の各区域、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、田方郡函南町、同大仁町、駿東郡裾野町及び同小山町の各区域のうち富士箱根伊豆国立公園に属する区域並びに静岡県及び清水市の各区域のうち図面に示す区域
伊勢志摩区域	三重県 鳥羽市、度会郡二見町、同南勢町、志摩郡浜島町、同大王町、同志摩町、同阿児町及び同磯部町の各区域並びに伊勢市の区域のうち伊勢志摩国立公園に属する区域
能登半島区域	富山県 高岡市及び氷見市の各区域のうち能登半島国立公園に属する区域 石川県 七尾市、輪島市、珠州市、羽咋市、羽咋郡高浜町、同富来町、同志雄町、同志賀町、同押水町、鹿島郡中島町、同鹿島町、同能登島町、鳳至郡穴水町、同門前町、同能都町及び珠州郡内浦町の各区域のうち能登半島国立公園に属する区域
越前加賀海岸区域	石川県 加賀市の区域のうち越前加賀海岸国立公園に属する区域 福井県 福井市、敦賀市、坂井郡三国町、同芦原町、同金津町、丹生郡朝日町、同越前町、同越廼村、同織田町及び南条郡河野村の各区域のうち越前加賀海岸国立公園に属する区域
八ヶ岳中信高原区域	長野県 南佐久郡川上村の区域のうち秩父多摩国立公園に属する区域並びに松本市、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、佐久市、南佐久郡佐久町、同小海町、同南牧村、同八千穂村、北佐久郡望月町、同立科町、小県郡丸子町、同長門町、同武石村、同和田村、諏訪郡下諏訪町、同富士見町、同原村、上伊那郡辰野町及び東筑摩郡本郷村の各区域のうち八ヶ岳中信高原国立公園又は塩嶺王城県立公園に属する区域
飛騨木曾川区域	岐阜県 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、加茂郡坂祝町、同川辺町、同七宗村、同八百津町、同白川町、可児郡御嵩町、同可児町、同兼山町、益田郡下呂町及び同金山町の各区域のうち飛騨木曾川国立公園に属する区域 愛知県 犬山市の区域のうち飛騨木曾川国立公園に属する区域
三河湾区域	愛知県 豊橋市、岡崎市、蒲都市、知多郡南知多町、同美浜町、幡豆郡一色町、同吉良町、同幡豆町、額田郡幸田町、宝飯郡音羽町、同御津町、渥美郡田原町、同赤羽根町及び同渥美町の区域のうち三河湾国立公園に属する区域
鈴鹿区域	三重県 四日市市、鈴鹿市、亀山市、員弁郡北勢町、同大安町、同藤原町、三重郡菰野町、鈴鹿郡関町及び阿山郡伊賀町の各区域のうち鈴鹿国立公園に属する区域 滋賀県 甲賀郡土山町、同甲賀町、蒲生郡日野町、神崎郡永源寺町及び犬上郡多賀町の各区域のうち鈴鹿国立公園に属する区域
天竜奥三河区域	長野県 飯田市、上伊那郡中川村、下伊那郡松川町、同高森町、同阿南町、同上郷町、同根羽村、同下条村、同壳木村、同天竜村、同泰阜村、同喬木村、同豊丘村、同大鹿村及び同南信濃村の各区域のうち天竜奥三河国立公園及び天竜水系県立公園に属する区域 静岡県 天竜市、浜北市、周智郡春野町、磐田郡竜山村、同佐久間町及び同水窪町の各区域のうち天竜奥三河国立公園に属する区域 愛知県 豊川市、新城市、額田郡額田町、北設楽郡設楽町、

	同東栄町、同豊根村、同富山村、同津具村、同稲武町、南設楽郡鳳来町、同作手村、宝飯郡音羽町及び同一宮町の各区域のうち図面に示す区域
中央アルプス区域	長野県 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同宮内村、下伊那郡松川町、同高森町、同上郷村、同清内路村、同阿智村、木曾郡木曾福島町、同上松町、同南木曾町、同檜川村、同日義村及び同大桑村の各区域のうち中央アルプス県立公園に属する区域
揖斐伊吹区域	岐阜県 揖斐郡谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村、同坂内村及び同徳山村の各区域並びに大垣市、海津郡南濃町、養老郡養老町、同上石津町、不破郡垂井町、同関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、同池田町及び本巣郡本巣町の各区域のうち揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園又は伊吹県立自然公園に属する区域 滋賀県 坂田郡伊吹町、東浅井郡浅井町、同湖北町、伊香郡高月町、同木之本町及び同余呉町の各区域のうち図面に示す区域
浜名湖区域	静岡県 浜松市、浜名郡舞阪町、同新居町、同湖西町、引佐郡細江町、同引佐町及び同三ヶ日町の各区域のうち図面に示す区域
愛知高原区域	愛知県 瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、西加茂郡藤岡村、同小原村、東加茂郡足助町、同下山村、同旭町、北設楽郡設楽町、同稲武町及び南設楽郡作手村の各区域のうち図面に示す区域
赤目青山香肌峡区域	三重県 松阪市、名張市、久居市、安芸郡美里村、一志郡白山町、同嬉野町、同美杉村、飯南郡飯高町、阿山郡伊賀町、同大山田村及び名賀郡青山町の各区域のうち宝生赤目青山国定公園又は赤目一志峡県立自然公園に属する区域並びに久居市、一志郡白山町、阿山郡大山田村及び名賀郡青山町の各区域のうち図面に示す区域

備考 都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十三年十一月十四日における行政区画並びに国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域とする。ただし、上信越高原区域、越前加賀海岸区域、飛騨木曾川区域、天竜奥三河区域、揖斐伊吹区域、愛知高原区域及び赤目青山香肌峡区域の各区域にかかる行政区画並びに国定公園、天竜小洪水系県立公園及び赤目一志峡県立自然公園の区域は、それぞれ昭和四十七年六月二十日における区域とする。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

(昭和四十二年七月三十一日法律第百二号)
最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(目的)

第一条 この法律は、中部圏の都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発並びに保全区域の整備に関し必要な事項を定め、もつて中部圏開発整備法(昭和四十二年法律第百二号。以下「法」という。)第一条に規定する目的の達成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「都市整備区域」とは、法第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。
2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。
3 この法律で「保全区域」とは、法第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

(都市整備区域建設計画等の作成等)

第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第二条第二項に規定する中部圏開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見を聴いて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。この場合において、関係県知事は、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画にあつては、あらかじめ国土交

通大臣に協議してその同意を得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議してその同意を得なければならない。
2 国土交通大臣は、前項の協議に際しては、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
3 関係県知事は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、保全区域整備計画にあつては、国土交通大臣に通知しなければならない。
4 国土交通大臣は、第一項の同意をし、又は前項の通知を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。
5 前各項の規定は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の変更について準用する。

(都市整備区域建設計画等の内容)

第四条 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 次に掲げる施設の整備に関する事項
イ 道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設及び通信施設
ロ 住宅用地、工場用地等の宅地
ハ 公園、緑地等の空地
ニ 河川、水路及び海岸
ホ 住宅等の建築物
ヘ 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
ト 公害の発生の防止に関する施設
チ 学校等の教育文化施設
リ 流通業務市街地における流通業務施設
ヌ その他政令で定める主要な施設
二 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における当該都市整備区域又は都市開発区域の区域外にわたる前号イ、ニ及びヘに掲げる施設の整備に関する事項
2 前項各号に掲げるもののほか、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想
二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
三 産業の業種、規模等に関する事項
四 土地の利用に関する事項

第五条 保全区域整備計画には、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
一 保全区域の整備の基本構想
二 土地の利用に関する事項

(都市整備区域等の都市計画)

第六条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、都市整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

2 国土交通大臣、県又は市町村は、都市計画法の規定による都市計画を定めようとするときは、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を尊重するものとする。

(施設の整備等)

第七条 国及び地方公共団体(港務局を含む。)は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第八条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置に

よる減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後に行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国有財産の売払代金等の特約)

第九条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)は、都市整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む。)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄
この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄
(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日
 - 二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において 政令で定める日

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 施行日前に第七十七条の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(以下この条において「旧中部圏都市整備区域等整備法」という。)第三条第一項の規定によりされた都市整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている都市整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の承認の申請は、それぞれ第七十七条の規定による改正後の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(以下この条において「新中部圏都市整備区域等整備法」という。)第三条第一項の規定(同条第五項において準用する場合を含む。)によりされた同意又は協議の申出とみなす。

- 2 施行日前に旧中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項の規定による承認を受けた保全区域整備計画は、新中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行った保全区域整備計画とみなす。
- 3 この法律の施行の際現に旧中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項の規定によりされている保全区域整備計画の承認の申請は、新中部圏都市整備区域等整備法第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりされた協議の申出とみなす。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けること

ないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第五十六条 この法律の施行の際現に第百十七条の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出（保全区域整備計画に係るものに限る。）は、第百十七条の規定による改正後の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知と見なす。
（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令

（昭和四十三年四月八日政令第六十三号）
最終改正：平成二四年三月三〇日政令第八八号

内閣は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第三条第一項、第四条第五号ヌ、第五条第三号及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市整備区域建設計画等の協議の申出）
第一条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項後段の規定による都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要及び中部圏開発整備地方協議会の意見の概要を記載した書面を添えてしなければならない。

（都市整備区域建設計画等に定めるべき施設）
第二条 法第四条第一項第一号ヌの政令で定める主要な施設は、社会福祉施設、医療施設、職業訓練施設その他当該都市整備区

域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。

第三条 法第五条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 防火、防水又は防砂のための施設及び地すべり又は林地の荒廢の防止のための施設
- 二 公園及び緑地
- 三 道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナル
- 四 宿泊施設、食事施設及び休憩施設
- 五 キャンプ場、水泳場及びスキー場
- 六 水道、下水道及び汚物処理施設
- 七 前各号に掲げる施設に類する施設
- 八 博物館

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある地方公共団体）
第四条 法第八条の政令で定める地方公共団体は、当該都市開発区域の指定の日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四六に満たない県、その数値が〇・七二に満たない市又は町村とする。

（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合）
第五条 法第八条の政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする。

附 則 抄
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一月一日政令第三三五号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二八日政令第一二六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月一日政令第八二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年五月一三日政令第一六〇号）抄（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

3 改正後の新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、昭和六十一年四月一日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月二九日政令第七四号）
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二一日政令第三四号）
（施行期日）

- この政令は、平成八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、新産業都市建設促進法施行令、工業整備特別地域整備促進法施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、この政令の施行の前日に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一〇月二九日政令第三四六号) 抄
(施行期日)

- この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の前日に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月三十一日政令第八五号)
(施行期日)

- この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の前日に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第七八号)
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七七号)
(施行期日)

- この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 第一条の規定による改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第九条並びに第二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第十二条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第五条の規定は、この政令の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税について適用し、この政令の施行の前日に工業生産設備を新設し、又は増設した者に係る不均一課税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月三十一日政令第四八号)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日政令第二八二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第八八号)
この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

2-5 その他関係法令

多極分散型国土形成促進法

(昭和六十三年六月十四日法律第八十三号)
最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 国の行政機関等の移転等 (第三条―第五条)
- 第三章 地方の振興開発
第一節 地方の振興開発に関する施策 (第六条)
第二節 振興拠点地域の開発整備 (第七条―第二十条)
- 第四章 大都市地域の秩序ある整備
第一節 大都市の機能の改善等 (第二十一条)
第二節 業務核都市の整備 (第二十二条―第二十六条)
- 第五章 住宅等の供給の促進 (第二十七条)
- 第六章 地域間の交流の促進 (第二十八条―第三十条)
- 第七章 雑則 (第三十一条―第三十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土(以下「多極分散型国土」という。)の形成を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する多極分散型国土の形成の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに適正かつ合理的な土地利用の確保、環境の保全、国土の保全及び災害の防止に配慮するとともに、民間事業者、地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章 国の行政機関等の移転等

(国の行政機関及び特殊法人の配置)

第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関(次条において「行政機関」という。)の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。)の主たる事務所の新設又は移転に当たっては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。

(国の行政機関等の東京都区部からの移転等)

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域(以下「東京都区部」という。)における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署(東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。)及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針(以下「移転基本方針」という。)に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。
2 移転基本方針においては、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項及びその移転に際し配慮すべき事項を定めるものとする。
3 国土交通大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
4 前項の規定は、移転基本方針の変更について準用する。
5 内閣総理大臣及び各省大臣は、東京都区部において、その所掌に係る行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する建築物をいう。以下同じ。)の新築をし、又はその所管に属する庁舎について新たな使用若しくは使用の変更をしようとする場合において、関係法令の定めるところにより、当該庁舎の新築に関する計画書を財務大臣及び国土交通大臣に送付するとき又は当該庁舎の使用に関し財務大臣に報告したときは、庁舎の新築又は使用に関する政令で定める事項を国

- 士交通大臣に通知しなければならない。ただし、当該庁舎を新たに使用することとなる行政機関の官署のすべてが東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。
- 6 特殊法人がその主たる事務所を東京都区部において新設し、又は移転しようとするときは、政令で定めるところにより、当該特殊法人を監督する大臣は、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。ただし、当該移転が主たる事務所の用に供する建築物の改築等のための一時的なものであるときは、この限りでない。
- 7 国土交通大臣は、前二項の規定による通知を受けた場合において、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正するため必要があると認めるときは、第五項の規定による通知を受けた場合にあっては当該通知をした大臣及び財務大臣に対し、前項の規定による通知を受けた場合にあっては当該通知をした大臣に対し、それぞれ意見を述べるができる。

(民間の施設の移転の促進等)

第五条 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所、研究施設、教育文化施設等の施設の国土の全域にわたる適正な配置を図るため、これらの施設について、これらの施設が過度に集中している地域からその他の地域への移転又は当該地域における新設若しくは増設を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 地方の振興開発

第一節 地方の振興開発に関する施策

- 第六条 国及び地方公共団体は、地域社会の中心となる地方都市の育成を図るため、地方都市とその周辺地域の一体的な振興及び行政、経済、文化等に関する機能の各地方都市への適正な配置に留意しつつ、地方都市における産業の高度化、経済社会の情報化等に対応した都市機能の増進に資する施策の推進に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域の特性に即した農林漁業その他の産業の振興を図り、豊かで住みよい農山漁村の育成を図るため、これらの地域における生活環境、産業基盤等の整備の推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落について、住民の生活の安定と福祉の向上を図り、及び農林地その他の国土の保全に資するため、その再編整備その他必要な施策の推進に努めなければならない。
- 4 国は、前三項に規定する施策を実施するために必要な財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 振興拠点地域の開発整備

(振興拠点地域基本構想の作成)

- 第七条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想(以下「振興拠点地域基本構想」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 前項に規定する開発整備を行おうとする地域(以下「振興拠点地域」という。)の区域
 - 二 振興拠点地域のうち、次号に規定する施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区(以下「重点整備地区」という。)の区域
 - 三 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる研究施設、交通施設その他の政令で定める施設(以下この節において「中核的施設」という。)であつて民間事業者が設置及び運営をするもの(以下この節において「中核的民間施設」という。)のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項
 - 四 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項
 - 五 前項に規定する開発整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設(中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。)の整備の方針に関する事項

- 3 前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる次項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 第一項に規定する開発整備の方針に関する次項
 - 二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項
- 4 振興拠点地域基本構想は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、振興拠点地域基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

(振興拠点地域基本構想の同意)

- 第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 当該振興拠点地域基本構想に係る地域が次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。
 - ロ 自然的経済的社会的条件からみて一体として前条第一項に規定する開発整備を図ることが相当と認められる地域であること。
 - ハ 中核的施設及び公共施設等の用に供する土地の確保が容易であり、かつ、立地条件等からみて相当程度のそれらの施設の整備が確実と見込まれる地域であること。
 - 二 当該振興拠点地域基本構想に係る前条第一項に規定する開発整備が当該振興拠点地域及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。
 - 三 その他国土交通大臣が同意に当たつての基準として次条の規定により定める事項(以下「同意基準」という。)に適合するものであること。
- 2 主務大臣は、振興拠点地域基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(同意基準)

- 第九条 同意基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 第七条第一項に規定する開発整備に関する基本的な事項
 - 二 振興拠点地域及び重点整備地区の設定に関する基本的な事項
 - 三 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項
 - 四 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要事項
- 2 国土交通大臣は、同意基準を定めるに当たつては、第七条第一項に規定する開発整備に関し地方公共団体の自主性が生かされるよう配慮しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、同意基準を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、同意基準を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、同意基準の変更について準用する。

(振興拠点地域基本構想の変更)

- 第十条 都道府県は、第八条第一項の規定による同意を得た振興拠点地域基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 第七条第五項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(振興拠点地域基本構想の実施等)

- 第十一条 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第八条第一項の規定による同意を得たときは、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第七条第一項に規定する開発整備を当該同意を得た振興拠点地域基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「同意基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。
- 2 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、同意基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(促進協議会)

- 第十二条 同意基本構想に係る第七条第一項に規定する開発整備の内容が著しく広範にわたる等の場合において、主務大臣、関係行政機関の長及び当該同意基本構想を作成した都道府県の知事(以下この条において「主務大臣等」という。)が必要があると認めるときは、同意基本構想ごとに、当該開発整備の促進に関し必要な協議を行うための協議会(以下「促進協議会」という。)を組織することができる。
- 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という。)は、主務大臣等又はその指名する職員をもつて構成する。
 - 会議において協議が調った事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 促進協議会の庶務は、国土交通省において処理する。ただし、当該促進協議会が沖縄県の区域内の地域について作成された同意基本構想に係るものであるときは、国土交通省及び内閣府において、共同してこれを処理する。
 - 前項に定めるもののほか、促進協議会の運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

第十三条 削除

(地方税の不均一課税に伴う措置)

- 第十四条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において中核的民間施設のうち総務省令で定めるものを同意基本構想に従って設置した者について、当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

- 第十五条 国及び地方公共団体(港務局を含む。次条、第十七条及び第十八条第二項において同じ。)は、同意基本構想に定める中核的民間施設の設置に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共施設の整備)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、同意基本構想に定める公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、同意基本構想の達成に資するため、同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方債の特例等)

- 第十八条 地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために、同意基本構想に定める重点整備地区において整備されるべき中核的施設及び第七条第一項に規定する開発整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものの整備を行おうとする場合においては、当該整備に要する経費(当該地方公共団体の財政状況、当該事業の性質等を勘案して総務大臣が指定する経費に限る。)であつて地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。
- 地方公共団体が、同意基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

- 第十九条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を同意基本構想に定める中核的施設の用に供するため、農地法(昭和三十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(監視区域の指定)

- 第二十条 都道府県知事又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長は、振興拠点地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和三十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第四章 大都市地域の秩序ある整備

第一節 大都市の機能の改善等

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している大都市について、これらの機能の適正な配置を図るための施策その他都市機能の改善に資する施策の推進に努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策の推進に当たつては、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために必要な建物の不燃堅牢化の促進、河川、道路、公園及び緑地の整備その他の措置を講じつつ、これを行うよう努めるものとする。

第二節 業務核都市の整備

(業務核都市基本方針)

- 第二十二条 国土交通大臣は、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的経済的に一体である政令で定める広域をいう。以下同じ。)における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域(以下「業務核都市」という。)について、事務所、営業所等の業務施設(以下「業務施設」という。)を集積させることによるその整備に関する基本方針(以下「業務核都市基本方針」という。)を定めなければならない。
- 業務核都市は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - 広域的な経済社会生活圏の中心であること。
 - 行政、経済、文化等に関する機能の東京圏における適正な配置に資するものであること。
 - 次項第四号の施設及び業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。
 - 業務核都市基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 第一項に規定する整備に関する基本的な事項
 - 業務核都市の設定に関する事項
 - 業務核都市のうち、業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区(以下「業務施設集積地区」という。)の設定に関する事項
 - 業務施設集積地区を整備する上で中核となる研究施設、交通施設その他の政令で定める施設(以下この節において「中核的施設」という。)の設置並びに中核的施設であつて民間事業者が設置及び運営をするもの(以下この節において「中核的民間施設」という。)の運営に関する基本的な事項
 - 第一項に規定する整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設(中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。)の整備の方針に関する基本的な事項
 - 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する整備に際し配慮すべき重要事項
 - 業務核都市基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 国土交通大臣は、業務核都市基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 国土交通大臣は、業務核都市基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 前二項の規定は、業務核都市基本方針の変更について準用する。

(業務核都市基本構想の作成)

- 第二十三条 都県は、業務核都市基本方針に基づき、当該都県内の都市の区域であつて前条第二項各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、同条第一項に規定する整備に関する基本構想(以下「業務核都市基本構想」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

- 2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 業務核都市の名称及び範囲
 - 二 業務施設集積地区の区域
 - 三 中核的民間施設の種類の、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項
 - 四 中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項
 - 五 公共施設等の整備の方針に関する事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる次項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項
 - 二 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項
- 4 都県は、業務核都市基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

(業務核都市基本構想の同意)

- 第二十四条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 当該業務核都市基本構想に係る業務核都市が第二十二条第二項各号に掲げる要件に該当し、かつ、業務核都市基本方針に適合するものであること。
 - 二 前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合するものであること。
 - 三 当該業務核都市基本構想に係る第二十二条第一項に規定する整備が当該業務核都市及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。
 - 四 その他業務核都市基本方針に照らして適切なものであること。
- 2 主務大臣は、業務核都市基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

- 第二十五条 都県は、前条第一項の規定による同意を得た業務核都市基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 第二十三条第四項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(振興拠点地域に関する規定の準用)

- 第二十六条 第十一条第一項の規定は第二十二条第一項に規定する整備について、第十一条第二項の規定は第二十四条第一項の規定による同意を得た業務核都市基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「同意基本構想」という。)について、第十五条の規定は同意基本構想に定める中核的民間施設について、第十六条の規定は同意基本構想に定める公共施設について、第十七条の規定は同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八条第一項の規定は同意基本構想に定める中核的施設及び第二十二条第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八条第二項の規定は同意基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

第五章 住宅等の供給の促進

- 第二十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、居住環境の良好な住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発を促進するために必要な措置並びに宅地開発及び鉄道新線の建設を一体的に推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、市街地における住宅、事務所等の供給を促進するため、道路、空地の整備等市街地の環境の整備改善に配慮しつつ、民間事業者による市街地の再開発を促進すること等により土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努めなければならない。

第六章 地域間の交流の促進

(総合的な高速交通施設の体系の整備)

第二十八条 国は、全国各地域を有機的かつ効率的に連結した高速交通網の構築による全国各地域間の交流の促進を図るため、地域間の交通の利便性の向上、地域間の交通の利便性に関する地域格差の是正並びに各地域における地域間の交通に係る需要の動向及び交通施設に関する利用者の選好の動向に配慮しつつ、全国的な交通網を構成する道路、鉄道、空港等の交通施設で高速交通の用に供するものの総合的な体系の整備を促進するものとし、このために必要な調査及び計画の作成の推進、資金の確保等の財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の円滑な流通の促進を図るための措置)

第二十九条 国は、全国各地域間における情報の円滑な流通の促進を図るため、情報の流通に関する地域格差の是正と経費の低廉化に配慮しつつ、基幹的な電気通信設備の計画的な整備、地域の特性に応じた情報処理又は電気通信の高度化のための基盤の整備等を促進し、並びに高度かつ多様な情報処理及び電気通信のサービスの普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域間の交流の機会の増大等)

第三十条 前二条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、都市と農山漁村との間等の地域間の交流の促進を図るため、経済活動、教養文化活動、スポーツ、レクリエーション等を通じた地域間の多様な交流の機会を増大させ、又は展示施設その他の施設の整備等を促進するために必要な資金の確保、助言、指導、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七章 雑則

(権限の委譲等)

第三十一条 国は、行政機能の各地域への分散を図ることにより多極分散型国土の形成に資するため、法律又はこれに基づく命令の規定により国の行政機関の長に属させられた権限を地方公共団体に委譲し、又は関係地方支分部局の長に委任すること等に努めるものとする。

(公共事業の実施についての配慮)

第三十二条 国は、公共事業の実施に関し多極分散型国土の形成が図られるよう適切な配慮をしなければならない。

(連絡調整等)

第三十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

(大都市等の特例)

- 第三十四条 第七条、第八条及び第十条から第十二条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、振興拠点地域の全部が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の第二項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市等が処理する。
- 2 前項の場合においては、第七条、第八条、第十条及び第十一条の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
- 3 第一項の場合においては、第十二条第一項中「及び当該同意基本構想を作成した都道府県の知事」とあるのは、「並びに当該同意基本構想を作成した指定都市等の長及び当該指定都市等を包括する都道府県の知事」とする。
- 4 第二十六条において準用する第十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定により都県が処理することとされている事務は、業務核都市の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。
- 5 前項の場合においては、第二十六条において準用する第十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の協議に関する事項及び同意を得た振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通大臣、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第三号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

二 業務核都市基本構想の協議に関する事項及び同意を得た業務核都市基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通大臣、総務大臣及び経済産業大臣並びに当該業務核都市基本構想に定める第二十二条第三項第四号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第二節、第四章第二節、第三十四条、第三十五条、次条、附則第三条及び附則第五条から附則第十条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道開発法の一部改正)

第二条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)に基づく内閣総理大臣の権限(振興拠点地域の開発整備に関する部分(同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く。))で、北海道の区域内の地域に係るものに限る。)の行使について補佐すること及び同法第十二条第四項の規定に基づき、促進協議会の庶務を処理すること。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(振興拠点地域の開発整備に関する部分(同法第九条の規定に基づき承認基準を定めることを除く。))で、沖縄県の区域内の地域に係るものに限る。)について内閣総理大臣を補佐すること。

(国土庁設置法の一部改正)

第四条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中エをヒとし、シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事

第四条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事

(郵政省設置法の一部改正)

第八条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事

第五条第二十二の十七の次に次の一号を加える。

二十二の十八 多極分散型国土形成促進法の定めるところに従い、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想の承認をすること。

「第六条第五項及び第六項中「、第六十四号及び第六十五号」を「及び第六十四号から第六十六号まで」に改め、同条第八項中「第六十六号」を「第六十七号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事務を管理すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の施行に関する事務を行うこと。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

附 則 (平成一〇年六月二日法律第八六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二号の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七号、第十条、第十二号、第五十九号ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三号、第七十七号、第一百五十七号第四項から第六項まで、第六十号、第六十三号、第六十四号並びに第二百二条の規定公布の日

(多極分散型国土形成促進法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八号 施行日前に第九十条の規定による改正前の多極分散型国土形成促進法(以下この条において「旧多極分散法」という。))第八条第一項(旧多極分散法第十条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四条第一項(旧多極分散法第二十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に旧多極分散法第七条第一項若しくは第二十三条第一項の規定によりされている承認の申請若しくは旧多極分散法第十条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による変更の承認のためにされている申請は、それぞれ第九十条の規定による改正後の多極分散型国土形成促進法(以下この条において「新多極分散法」という。))第八条第一項(新多極分散法第十条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四条第一項(新多極分散法第二十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定によりされた同意又は新多極分散法第七条第一項若しくは第二十三条第一項の規定による協議の申出若しくは新多極分散法第十条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による変更の協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧多極分散法第八条第一項第三号の規定により定められた承認に当たっての基準は、新多極分散法第八条第一項第三号の規定により定められた同意に当たっての基準とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九号 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一号において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日法律第二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年四月二六日法律第三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

多極分散型国土形成促進法施行令

(昭和六十三年六月十四日政令第百九十四号)

最終改正：平成二三年八月三〇日政令第百八二号

内閣は、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第四条第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

(行政機関の庁舎の新築等の場合の通知事項)

第一条 多極分散型国土形成促進法(以下「法」という。)第四条第五項の庁舎の新築又は使用に関する政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第九条第一項の規定により同項の営繕計画書を財務大臣及び国土交通大臣に送付する場合には、新築をしようとする庁舎の位置並びに当該庁舎を使用することとなる行政機関の官署の名称及び当該官署の処理する事務の概要
- 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第一百五号)第三条第一項又は第二項の規定により同条第一項の庁舎等使用現況及び見込報告書又は同条第二項の書面を財務大臣に送付した場合には、新たな使用又は使用の変更をしようとする庁舎の位置並びに当該庁舎を使用することとなる行政機関の官署の名称及び当該官署の処理する事務の概要

(行政機関の庁舎の新築等の場合の通知を要しない場合)

第二条 法第四条第五項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 新築又は新たな使用をしようとする庁舎の全部が居室以外のものとして使用されることとなる場合
- 使用の変更をしようとする庁舎を現に使用している官署のみが引き続き当該庁舎を使用し、又は当該庁舎を現に使用している官署以外の官署が当該庁舎の全部又は一部を居室以外のものとしてのみ使用することとなる場合
- 新たな使用をしようとする庁舎の使用に関する事項が法第四条第五項の新築に関する事項として国土交通大臣に通知されている場合

四 新築又は新たな使用若しくは使用の変更の目的が現に使用している庁舎の改築等のための一時的な使用である場合

(特殊法人の主たる事務所の新設等の場合の通知)
第三条 特殊法人がその主たる事務所を新設し、又は移転しようとするときは、当該特殊法人を監督する大臣は、当該新設される事務所又は移転後の事務所の位置、当該特殊法人の名称及び当該事務所において処理する事務の概要を国土交通大臣に通知しなければならない。この場合において、当該特殊法人を監督する大臣が二人以上あるときは、管理業務に関する事項について当該特殊法人を監督する大臣が、当該通知を行うものとする。

(振興拠点地域に係る中核的施設)
第四条 法第七条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 研究施設
- 二 実験施設又は観測施設
- 三 情報処理施設
- 四 電気通信施設又は放送施設(有線テレビジョン放送施設を含む。)
- 五 展示施設又は見本市施設
- 六 研修施設又は会議場施設
- 七 交通施設(道路及び飛行場にあつては、民間事業者が設置及び運営するものに限る。)
- 八 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの
- 九 流通業務施設
- 十 教育施設
- 十一 教養文化施設
- 十二 スポーツ又はレクリエーション施設
- 十三 休養施設
- 十四 医療施設
- 十五 前各号に該当しない施設であつて、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの

(人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域)

- 第五条 法第八条第一項第一号イの政令で定める地域は、平成四年三月一日における次に掲げる区域とする。
- 一 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯並びに同条第五項に規定する都市開発区域であつて次に掲げる区域
 - イ 土浦市、茨城県稲敷郡阿見町、同県新治郡出島村、同県同郡千代田町及び同県同郡新治村の区域
 - ロ つくば市及び茨城県稲敷郡茎崎町の区域
 - ハ 熊谷市及び深谷市の区域
 - 二 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域
 - 三 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第三百十八号)第一条に規定する区域

(東京都区部と社会的経済的に一体である広域)
第六条 法第二十二条第一項の政令で定める広域は、平成四年三月一日における前条第一号に掲げる区域(東京都の特別区に存する区域を除く。)とする。

(業務核都市に係る中核的施設)
第七条 法第二十二条第三項第四号の政令で定める施設は、第四条各号(第二号、第十号、第十三号及び第十四号を除く。)に掲げる施設とする。

- (施設ごとに定める主務大臣)
第八条 法第三十五条第一号の政令で定める大臣は、第四条各号の施設ごとに、当該施設の設置の目的、その運営の態様等を勘案して国土交通省令で定める当該施設に関する細分に応じて、それぞれ当該細分に係る施設の設置及び運営に関する行政を所管する大臣とする。
- 2 法第三十五条第二号の政令で定める大臣は、前条に規定する施設ごとに、当該施設の設置の目的、その運営の態様等を勘案して国土交通省令で定める当該施設に関する細分に応じて、それぞれ当該細分に係る施設の設置及び運営に関する行政を所管する大臣とする。
 - 3 国土交通大臣は、前二項の国土交通省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

附 則

- (施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(国土庁組織令の一部改正)
2 国土庁組織令(昭和四十九年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第六号に次のように加える。
ル 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)(国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関する部分に限る。)
第三十一条に次の一号を加える。
九 多極分散型国土形成促進法による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

附 則 (昭和六三年八月九日政令第二四五号)
この政令は、多極分散型国土形成促進法附則第一条ただし書に定める規定の施行の日(昭和六十三年八月十三日)から施行する。

附 則 (平成四年三月一〇日政令第三二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一八年五月二四日政令第二〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(以下「廃止法」という。)の施行の日(平成十八年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日政令第二八二号)
この政令は、公布の日から施行する。

多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令

(平成元年四月二十五日自治省令第十九号)
最終改正：平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号

多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第十四条の規定に基づき、多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令を次のように定める。

(法第十四条に規定する総務省令で定める地方公共団体)
第一条 多極分散型国土形成促進法(以下「法」という。)第十四条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第八条第一項の規定による振興拠点地域基本構想の同意の日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五〇に満たない都道府県又は〇・七四に満たない市町村とする。

(法第十四条に規定する総務省令で定める中核的民間施設)
第二条 法第十四条に規定する総務省令で定める中核的民間施設は、次項に規定する構成施設により構成されるもの(以下本項において「対象施設」という。)のうち、次に掲げる要件に該当するもの(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第二条第一項に掲げるものを除く。)とする。
一 一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。)であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物(構成施設に係るものに限る。)を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が五億五千万円を超えるものであること。
二 当該対象施設を事業の用に供したことに伴って増加する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者の数が十人を超えるものであること。

- 三 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下本号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分（当該対象施設と同一の家屋において整備される法第七条第二項第三号に規定する中核的施設のうち地方公共団体が設置するものに含まれる部分を含む。）の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が四分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下本号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分（当該対象施設と同一の構築物において整備される法第七条第二項第三号に規定する中核的施設のうち地方公共団体が設置するものに含まれる部分を含む。）を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が四分の一以上のものであること。
- 2 構成施設は、地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させる上で特に必要と認められる施設として法第十一条第一項に規定する同意基本構想（以下「同意基本構想」という。）ごとに総務大臣が告示する施設で、当該施設の用に供する家屋又は構築物（当該施設に含まれる部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、附属駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が一億一千万円を超えるもののうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

（法第十四条に規定する総務省令で定める場合）

第三条 法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- 一 不動産取得税 平成十九年三月三十一日までに法第八条第一項の同意を受けた同意基本構想の同条第三項の公表の日（以下この表において「公表の日」という。）から起算して五年（当該期間内に法第七条第二項の重点整備地区に該当しないこととなった地区については、公表の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に前条第一項に規定する中核的民間施設を設置した者（以下「中核的民間施設設置者」という。）について、当該中核的民間施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合
- 二 固定資産税 中核的民間施設設置者について、当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（公表の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月三〇日自治省令第七号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月二三日自治省令第九号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二七日自治省令第八号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日自治省令第一四号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三〇日自治省令第一一〇号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 新事業創出促進法附則第十一条の規定により、なおその効力を有することとされた廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（以下「旧特定事業集積促進法」という。）第十二条の規定に基づく第一条第二号に掲げる省令は、旧特定事業集積促進法第十二条の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

附 則（平成十二年三月一五日自治省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日総務省令第五七号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第三条の規定による改正後の多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令第二条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三一日総務省令第五九号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日総務省令第六四号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

（昭和四十一年七月二日法律第十四号）

最終改正：平成二四年三月三一日法律第一八号

（趣旨）

第一条 この法律は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯整備計画その他の計画の実施の円滑化を図り、首都圏、近畿圏及び中部圏の建設の促進に資するために必要な国の財政上の特別措置を規定するものとする。

（定義）

第二条 この法律で「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二条第二項に規定する首都圏整備計画をいう。

2 この法律で「近畿圏近郊整備区域建設計画」又は「近畿圏都市開発区域建設計画」とは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第三条の規定に基づいて国土交通大臣が同意した建設計画で、近畿圏整備法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定により指定された区域に係るものをいう。

3 この法律で「中部圏都市整備区域建設計画」又は「中部圏都市開発区域整備計画」とは、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第二百二号）第三条の規定に基づいて国土交通大臣が同意した建設計画で、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域（政令で定める区域を除く。）に係るものをいう。

（地方債の利子補給等）

第三条 国は、首都圏近郊整備地帯整備計画若しくは首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏近郊整備区域建設計画若しくは近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市整備区域建設計画若しくは中部圏都市開発区域建設計画（以下「整備計画等」と総

称する。)に基づいて関係都府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、又は国が関係都府県に負担金を課して行う事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るものを除く。)で政令で定めるもの(以下「特別整備事業」という。)について、政令で定めるところにより、当該事業の種類ごとに算定した当該都府県の通常の負担額を超える負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十一年度から平成十九年度までの各年度において、当該都府県に地方債の発行について同意又は許可をするものとする。

一 首都圏近郊整備地帯整備計画、近畿圏近郊整備区域建設計画又は中部圏都市整備区域建設計画(以下「近郊整備計画等」という。)に基づいて行う事業に係る次に掲げる施設

イ 住宅

ロ 道路及び港湾

ハ その他政令で定める主要な施設

二 首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市開発区域建設計画(以下「都市開発整備計画等」という。)に基づいて行う事業に係る次に掲げる施設

イ 住宅

ロ 道路、港湾等の輸送施設

ハ その他政令で定める主要な施設

2 国は、前項の規定に基づき当該都府県が発行について同意又は許可を得た地方債で利率が年三分五厘を超えるものにつき、政令で定める基準により、年一分の率を乗じて得た額を限度として、当該地方債の発行について同意又は許可を得た年度後五年度内の各年度における利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額を超える部分に相当する金額を、当該都府県(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定した当該年度の基準財政需要額を超える都府県を除く。)に補給するものとする。

(国の負担割合の特例)

第四条 整備計画等に基づいて昭和四十一年度から平成十九年度までの各年度において関係市町村が国から負担金、補助金若しくは交付金の交付を受けて行い、又は国が関係市町村に負担金を課して行う事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。)で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。))は、次次に定めるところにより算定するものとする。

一 住宅

二 道路

三 下水道

四 教育施設及び厚生施設

五 その他近郊整備計画等又は都市開発整備計画等ごとに政令で定める主要な施設

第五条 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。 $1 + \{0.25 \times (\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額を超え、その2倍に至るまでの額} \div \text{当該市町村の標準負担額}) \times \text{調整率}\}$

2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項の市にあつては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金。以下この項において同じ。)の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額(その区域の一部が整備計画等の対象となつている関係市町村にあつては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額)をいう。

二 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となるときは、零とする。 $0.1 + 0.9 \times \{ (0.72 - \text{当該市町村の財政力指数}) \div (0.72 - \text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}) \}$

3 前項第二号の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

4 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 総務大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)、国土交通大臣並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(他の特別法との関係等)

第六条 特別整備事業又は特定事業で新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第十四号)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)第二条又は第三条の規定の適用を受けるものについては、この法律の規定は、適用しない。

2 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)第三条第一項の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、第五条の規定にかかわらず、同法第三条の規定を適用する。

3 特定事業で明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、当該特定事業について第五条の規定により算定した国の負担割合が同法同条の規定により算定した国の負担割合を超える場合には第五条の規定を、超えない場合には同法同条の規定を適用する。

4 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七条 第三条第二項の規定による利子の補給及び第四条の規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに前条の港務局の行う事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第四条及び第五条の規定は、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

(通常の国の負担割合の特例)

5 特定事業で成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第三項又は第四項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)第八条第一項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第五条第三項又は第五項の規定の適用を受けるものについて第五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成四年度において適用することとされていた通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第五条第三項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合)」とする。

(所得譲与税に係る特例)

6 平成十七年度及び平成十八年度における第五条第二項の規定の適用については、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「所得譲与税、特別とん譲与税」とする。

(地方道路譲与税減収補てん臨時交付金に係る特例)

7 平成二十年度における第五条第二項の規定の適用については、同項中「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」とする。

附 則（昭和四二年六月三〇日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二四日法律第三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年三月二八日法律第七号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月一日法律第一三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三十一日法律第七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第二十六条及び第二十七条の規定 地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十号）の施行の日

附 則（昭和五一年五月一五日法律第二〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月三十一日法律第四号）抄

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
4 第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第一項及び同条第二項第三号の規定は、昭和五十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十五年までの予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十六年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年五月一六日法律第三六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三一年五月一五日法律第四八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
5 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、昭和六十一年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、昭和六十年以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。
6 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第一項から第三項までの規定は、昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、

昭和六十一年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年五月一日法律第四九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
8 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。
9 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日法律第八号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄
（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成八年三月三十一日法律第一三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。
2 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三〇日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年三月三〇日法律第一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日法律第二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日法律第二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十八年三月三十一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第五条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成十八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成十七年度以前の年度における事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される

国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成十七年度以前の年度における事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年三月三十一日法律第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月三〇日法律第二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十年度以後の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年一月二二日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(次項において「新首都圏等財特法」という。)第五条第二項第一号の規定は、平成二十一年度以後の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。
2 平成二十一年度における新首都圏等財特法第五条第二項第一号の規定の適用については、同条中「航空機燃料譲与税」とあるのは、「航空機燃料譲与税、地方道路譲与税」とする。

附 則 (平成二十二年三月三十一日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十二年以後の年度における当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十一年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日法律第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第九条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十四年度以後の年度における当該市町村の標準負担額について適用し、平成二十三年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお、従前の例による。

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令
(昭和四十一年九月二十日政令第三百十八号)
最終改正：平成二十年五月一三日政令第一七六号

内閣は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第三条、第四条、第五条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第三項に規定する政令で定める区域）
第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

（法第三条第一項第一号 及び第二号 に規定する政令で定める主要な施設）
第一条の二 法第三条第一項第一号 及び第二号 に規定する政令で定める主要な施設は、河川及び都市公園とする。

（地方債の利子補給の対象となる事業の範囲）
第二条 法第三条第一項第一号 に掲げる施設の整備に係る政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行うもの（以下「災害関連事業」という。）、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のものとする。

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第五号 に規定する公営住宅の建設等（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却を含み、同条第三号 に規定する公営住宅を建設するための土地の取得等及び同条第四号 に規定する公営住宅を買い取るための土地の取得を除く。以下同じ。）及び同条第十二号 に規定する共同施設の建設等（当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却を含み、同条第十号 に規定する共同施設を建設するための土地の取得等及び同条第十一号 に規定する共同施設を買い取るための土地の取得を除く。以下同じ。）に関する事業

二 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項 に規定する住宅地区改良事業

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項 各号に掲げる道路に関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第一項 各号に掲げるもの以外のもの

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項 に規定する港湾工事に関する事業

五 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項 に規定する一級河川及び同法第五条第一項 に規定する二級河川に係る改良工事に関する事業のうち中小河川改修事業及び小規模河川改修事業として行われるもの

六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項 に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業のうち総務大臣が指定するもの

2 法第三条第一項第二号 に掲げる施設の整備に係る政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、災害関連事業、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のものとする。

一 公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等及び同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業
二 住宅地区改良法第二条第一項 に規定する住宅地区改良事業

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項 各号に掲げる道路に関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項 各号に掲げるもの以外のもの

四 港湾法第二条第七項 に規定する港湾工事に関する事業

五 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条 に規定する第三種漁港で総務大臣が指定するものの漁港施設に係る事業のうち特定漁港漁場整備事業として行われるもの

六 河川法第四条第一項 に規定する一級河川及び同法第五条第一項 に規定する二級河川に係る改良工事に関する事業のうち直轄事業（国が関係都府県に負担金を課して行う事業をいう。以下同じ。）及び補助事業（関係都府県が国から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業をいう。以下同じ。）で河川総合開発事業として行われるもの

七 都市公園法第二条第一項 に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業のうち総務大臣が指定するもの

3 総務大臣は、第一項第六号並びに前項第五号及び第七号の指定をしようとするときは、主務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（関係都府県の通常の負担額をこえる負担額の算定方法）

第三条 法第三条に規定する関係都府県の通常の負担額をこえる負担額は、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事業の種類ごとに、当該事業の種類に属する各事業に係る当該都府県の当該年度の負担額の合算額から当該都府県の当該年度の標準財政規模に総務省令で定める当該事業の種類ごとの当該都府県の数値を乗じて得た額を控除して算定するものとする。

2 前項の数値は、都道府県の一般財源の額（普通税、地方特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。第四項において「特例交付金法」という。）第二条第一項に規定する地方特例交付金をいう。）、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び地方交付税の額の合算額をいう。）のうち前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事業の種類ごとの都道府県の当該事業に係る負担額の見込額が占める割合並びに関係都府県の面積及び人口のうち当該都府県の区域内の整備計画等（法第三条第一項に規定する整備計画等をいう。以下同じ。）の対象となつている区域の面積及び人口が占める割合等を勘案して算定するものとする。

3 第一項に規定する「各事業に係る当該都府県の当該年度の負担額」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額から当該都府県が当該事業に関して法令の規定に基づいて徴収した分担金、負担金その他これらに準ずるものの額を控除した額をいう。

一 補助事業 当該事業について当該年度分として交付の決定があつた国の負担金又は補助金の算定の基礎となつた事業に係る経費の額から当該国の負担金又は補助金の額を控除した額

二 直轄事業 当該事業について当該年度分として当該都府県の負担すべき額

4 第一項に規定する「当該都府県の当該年度の標準財政規模」とは、当該都府県の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項 に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額をいう。

（法第三条第二項 に規定する政令で定める基準）

第四条 国は、法第三条第一項 の規定に基づき都府県が発行について同意又は許可を得た地方債の各年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額を超える部分に相当する金額（利率を年一分として計算して得た額を限度とする。）に次の式により算定した数（小数点以下四位未満は、四捨五入とする。）を乗じて得た額（千円未満は、切り捨てる。）を当該都府県に補給するものとする。{（1－当該都府県の財政力指数（財政力指数が1を超えるときは、1））÷（1－関係都府県のうち財政力指数が最低の都府県の財政力指数）}

2 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

（法第四条第五号 に規定する政令で定める主要な施設）

第五条 法第四条第五号 に規定する政令で定める主要な施設は、次に掲げるものとする。

一 近郊整備計画等に基づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ 河川
ロ 港湾
ハ 都市公園
ニ 中央卸売市場

二 都市開発整備計画等に基づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ 河川
ロ 都市公園
ハ 中央卸売市場

（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）

第六条 法第四条 に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、災害関連事業で当該事業に要する経費の総額が一千万円未満のもの及び維持修繕に係るもの以外のものとする。

一 公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等及び同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業
二 住宅地区改良法第二条第一項 に規定する住宅地区改良事業

- 三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項各号に掲げる道路に関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第一項各号に掲げるもの以外のもの
 - 四 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
 - 五 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校の建物の新築、増築又は改築に関する事業
 - 六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園の建物の新築、増築若しくは改築又は設備の整備に関する事業
 - 七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に関する事業
 - 八 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所の施設の整備に関する事業
 - 九 河川法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川に係る改良工事に関する事業
 - 十 港湾法第二条第七項に規定する港湾工事に関する事業(局部改良事業として行われるものを除く。)
 - 十一 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業のうち総務大臣が指定するもの
 - 十二 総務大臣が指定する卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に関する事業
- 2 総務大臣は、前項第十一号及び第十二号の指定をしようとするときは、主務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(特定事業に係る関係市町村の負担額の算定方法)

第七条 法第五条第一項の規定を適用する場合には、同項の式に規定する当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額は、当該年度における当該市町村に係るすべての特定事業(法第四条に規定する特定事業をいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額から当該市町村が当該特定事業に関して法令の規定に基づいて徴収した分担金、負担金その他これらに準ずるもの額及び当該特定事業に関し都府県から交付を受けた負担金、補助金又は通常交付金の額を控除した額を合算して算定するものとする。

- 一 関係市町村が国から負担金、補助金又は交付金の交付を受け行う特定事業(以下「特定補助事業」という。)当該事業について当該年度分として交付の決定があつた国の負担金、補助金又は交付金の算定の基礎となつた事業に係る経費の額から当該国の負担金、補助金又は通常交付金の額を控除した額
- 二 国が関係市町村に負担金を課して行う特定事業(以下「特定直轄事業」という。)当該事業について当該年度分として当該市町村の負担すべき額

(特定市町村の標準負担額の特例)

第八条 その区域の一部が整備計画等の対象となつている市町村(以下「特定市町村」という。)の標準負担額は、その区域の全部が整備計画等の対象となつているものとした場合における法第五条第二項第一号の当該市町村の標準負担額に総務省令で定める当該特定市町村の数値を乗じて得た額とする。

2 前項の数値は、特定市町村の面積及び人口のうち当該特定市町村の区域内の整備計画等の対象となつている区域の面積及び人口が占める割合等を勘案して算定するものとする。

(国が通常の負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付等)

第九条 特定補助事業について法第五条又は第五条の二の規定により国が通常の負担割合又は通常交付金の額を超えて当該年度の負担をすることとなる場合には、特定補助事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、当該特定補助事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌年度に交付することができるものとする。

2 特定直轄事業について法第五条の規定により国が通常の負担割合を超えて当該年度の負担をすることとなる場合には、特定直轄事業に係る事務を所掌する各省各庁の長は、当該市町村が納付すべき負担金について、その見込額を納付させるものとする。この場合において、当該市町村が納付すべき負担金の確定額が当該見込額と異なるときは、その差額を当該年度の翌年度において納付させ、又はこれと当該年度の翌年度の当該市町村の納付すべき負担金とを相殺し、若しくはこれを当該年度の翌年度において返還しなければならない。

(引上率の通知)

第十条 法第五条第五項の規定による通知は、特定事業に係る国の負担金、補助金若しくは交付金の額の交付の決定があつた年度又は国が関係市町村に課する負担金の決定があつた年度の翌年度の十月末日までに行うものとする。

(国の負担割合の特例に係る交付金等)

第十一条 法第五条の二に規定する政令で定める交付金は、次に掲げる交付金とする。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十二条第一項に規定する交付金
- 二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)第十一条第一項に規定する交付金

2 法第五条の二の規定により算定する交付金の額は、特定事業に要する経費に対する通常国の交付金の額に、法第五条第一項に規定する引上率を乗じて算定するものとする。

(一部事務組合等の特例)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合又は港湾法第四条第一項の規定による港務局で共同で設立されたものが行う事業については、当該事業のうち、当該一部事務組合若しくは広域連合の規約又は当該港務局の定款で定められた関係都府県又は関係市町村に係る経費の負担割合に相当する部分をそれぞれ当該関係都府県又は関係市町村の行う事業とみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

2 地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団の行う事業については、当該事業を委託した関係都府県又は関係市町村の行う事業とみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

3 第一項に規定する港務局で単独で設立されたものが行う事業については、当該港務局を設立した関係都府県又は関係市町村の行う事業とみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

(総務省令への委任)

第十三条 この政令に特別の定めのあるもののほか、法第三条の規定による利子の補給、市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又はその境界が変更された関係市町村について法第五条の規定を適用するために必要な事項その他法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則 抄

(施行期日及び適用年度)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。(国の無利子貸付けに係る特例)
- 5 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第三条第三項第一号中「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「国の負担金又は補助金」とあるのは「国の貸付金」と、第七条第一号中「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「国の負担金、補助金又は交付金」及び「国の負担金、補助金又は通常交付金」とあるのは「国の貸付金」と、第十条中「国の負担金、補助金若しくは交付金の額の交付の決定」とあるのは「国の負担金、補助金若しくは交付金の額の交付若しくは国の貸付金の額の貸付けの決定」として、これらの規定を適用する。
- 6 第九条第一項の規定は、前項の国の貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「特定補助事業について」とあるのは「関係市町村が国から負担金又は補助金の交付を受けて特定補助事業を行つたとしたならば、当該特定補助事業について」と、「場合には、特定補助事業」とあるのは「場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担に相当する額の無利子の貸付金の貸付けを行うこととなるときは、当該事業」と、「当該特定補助事業」とあるのは「当該事業」と、「部分の額」とあるのは「部分の額に相当する当該貸付金の額」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。(明日香村整備計画に係る政令で定める特定事業)
- 7 法附則第五項により読み替えて適用する法第五条第一項に規定する政令で定める特定事業は、都市計画において定められた道路の改築とする。(都府県の標準財政規模に係る特例)

8 第三条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「同法第十四条」とあるのは、「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」とする。

(都府県の一般財源の額に係る特例)

9 第三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。

10 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第三条第二項の規定の適用については、同項中「地方道路譲与税」とあるのは、「特別交付金（同法附則第四条第一項に規定する特別交付金をいう。）、地方道路譲与税」とする。

附 則（昭和三十四年三月一日政令第三〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条及び第六条の規定は、昭和三十二年の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和三十四年六月一〇日政令第一五二号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年九月二四日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年三月二四日政令第二一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の規定は、昭和三十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和三十六年六月三〇日政令第二二一号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十六年七月一日）から施行する。

附 則（昭和三十六年九月二三日政令第三〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和三十六年九月二十四日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月九日政令第二五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和三十七年三月十五日から施行する。

附 則（昭和三十八年三月三十一日政令第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年五月一六日政令第一〇五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年五月二〇日政令第一六九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

3 第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第四条第一項の規定は、昭和三十九年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、昭和六十年以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年九月一一日政令第三〇三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月二三日政令第三六五号）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三年五月一〇日政令第一五八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

3 第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第四条第一項の規定は、平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日政令第九五号）

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令附則第九項、第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令附則第七項、第三条の規定による改正後の新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条から第四条まで及び第四条の規定による公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成四年度以前の年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月一四日政令第二三八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附 則（平成八年三月三十一日政令第八二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

3 第二条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第四条第一項の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月二三日政令第二四八号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年八月三十日）から施行する。

附 則（平成九年二月一九日政令第一七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第十六条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第二項の規定は、平成九年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成八年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成九年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、同項中「地方交付税の額の合算額」とあるのは、「地方交付税の額の合算額に地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百十一号）附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額を加えた額」とする。

附 則（平成九年一月二五日政令第三四九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十一日政令第九五号）抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、平成十一年度分の交付金及び特別区財政調整交付金から適用する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十二年九月一三日政令第四二八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月六日政令第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二五日政令第六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第五条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第四項の規定は、平成十五年度以後の年度における同条第一項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定について適用し、平成十四年度における同項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一六三号)
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日政令第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日政令第九五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第四項の規定は、平成十七年度以後の年度における同条第一項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定について適用し、平成十六年度における同項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一二四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第三条第四項の規定は、平成十八年度以後の年度における同条第一項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定について適用し、平成十七年度における同項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五一号)
(施行期日)
1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)
2 第十九条及び第二十二条から第二十五条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の

負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
一 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令
二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令
三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令
四 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令
五 地震防災対策特別措置法施行令

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)
この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一五日政令第三八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一五日政令第三八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第六条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(以下この条において「新整備令」という。)第三条第二項の規定は、平成十九年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十八年度以前の年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。
2 新整備令第三条第四項及び附則第八項の規定は、平成十九年度以後の年度における同条第一項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定について適用し、平成十八年度以前の年度における同項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日政令第一五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(次項において「新整備令」という。)第三条第二項の規定は、平成二十年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。
2 新整備令第三条第四項の規定は、平成二十年度以後の年度における同条第一項に規定する当該都府県の当該年度の標準財政規模の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同項に規定する当該道府県の当該年度の標準財政規模の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年四月三〇日政令第一五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一三日政令第一七六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

別表

市名	区域	
名古屋市	千種区	猪高町の区域を除く区域
	東区	全域
	北区	西区との区界線と都市計画街路中小田

	井味鈍線との交差点から順次同中小田井味鈍線、県道名古屋小牧線及び新地蔵寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域
西区	山田町の区域を除く区域
中村区	全域
中区	全域
昭和区	天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域
瑞穂区	全域
熱田区	全域
中川区	富田町及び七反田町の区域を除く区域
港区	南陽町の区域を除く区域
南区	全域
守山区	春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との区界線、東区との区界線、北区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
緑区	南区との区界線と都市計画街路天白橋公園園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地大高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
備考	この表に掲げる区域は、昭和四十五年三月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則

(昭和四十一年十一月二十五日自治省令第二十八号)

最終改正：平成一九年一月七日総務省令第一三五号

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第三条第一項、第八条第一項及び第十二条の規定に基づき、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則を次のように定める。

(地方債利子補給金の交付の申請等)

第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号。以下「法」という。)第三条の規定による地方債の利子補給を受けようとする都府県の知事は、毎年当該地方債の利子の支払の期日が四月一日から九月三十日までに到来する分については六月三十日までに、十月一日から三月三十一日までに到来する分については十二月三十一日までに別記様式による利子補給金交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する利子補給金交付申請書の提出があつたときは、利子の支払の期日が四月一日から九月三十日までに到来する分については十月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までに到来する分については四月三十日までに当該利子補給金を当該都府県に交付するものとする。

(事業の種類ごとの都府県の数値)

第二条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号。以下「令」という。)第三条第一項の総務省令で定める当該事業ごとの当該都府県の数値は、別表第一に掲げるとおりとする。

(標準負担額に係る特定市町村の数値)

第三条 令第八条第一項の総務省令で定める標準負担額に係る特定市町村の数値は、別表第二に掲げるとおりとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における特定事業に係る負担額の算定方法)

第四条 毎年度四月二日以後における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の当該廃置分合又は境界変更の日の属する年度における法第五条第一項の式に規定する特定事業に係る負担額の算定方法は、当該廃置分合又は境界変更の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の特定事業に係る負担額を当該市町村の特定事業に係る負担額に合算するものとする。
- 二 廃置分合によって一の市町村を分割した市町村については、当該廃置分合前の市町村の特定事業に係る負担額を当該廃置分合前の市町村の整備計画等(法第三条第一項に規定する整備計画等をいう。以下同じ。)の対象となつている区域のうち当該市町村の区域となつたものとの他のものとの人口の割合に応ずるようにあん分して得た額を当該市町村の特定事業に係る負担額に合算するものとする。
- 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前においてその区域の属していた市町村(以下本号中「関係市町村」という。)の当該境界変更前の特定事業に係る負担額を関係市町村の整備計画等の対象となつている区域のうち当該市町村の区域となつたものとの他のものとの人口の割合に応ずるようにあん分して得た額を当該市町村の特定事業に係る負担額に合算するものとする。
- 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更前の市町村の特定事業に係る負担額を当該境界変更前の市町村の整備計画等の対象となつている区域のうち当該市町村の区域以外の区域となつたものとの他のものとの人口の割合に応ずるようにあん分して得た額を当該市町村の特定事業に係る負担額から控除するものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における普通交付税の額)
 第五条 毎年度四月二日以後における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について法第五条第二項第一号に規定する標準負担額を算定する場合において、当該算定の基礎となる当該市町村に係る普通交付税の額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第九条の規定により当該市町村に交付される額とする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における基準財政収入額等の算定方法)

第六条 昭和三十八年度以降の各年度の四月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第五条第二項に規定する標準負担額及び財政力指数を算定する場合において、当該算定の基礎となる当該市町村に係る当該廃置分合又は境界変更の日の属する年度(以下本条中「当該年度」という。)の基準財政収入額若しくは児童手当特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下本条において同じ。)、児童手当特例交付金、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項の市にあつては、児童手当特例交付金、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金。以下本条において同じ。)の収入見込額又は基準財政需要額の算定方法は、当該廃置分合又は境界変更の区分に応じ次に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額若しくは児童手当特例交付金、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額をそれぞれ合算するものとする。
- 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が当該年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によつてそれぞれ計算するものとする。
- 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の当該年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額若しくは児童手当特例交付金、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によつて計算した基準財政収入額若しくは児童手当特例交付金、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は基準財政需要額をそれぞれ合算するものとする。
- 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の四月一日に存在したも

のと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によつてそれぞれ計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数)
第七条 昭和三十九年度以降の各年度における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の当該廃置分合又は境界変更の日の属する年度(以下本条中「当該年度」という。)からその翌年度までの法第五条第一項の式に規定する財政力指数は、年度の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。
一 当該年度及び当該年度の翌年度 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十一条又は前条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値
二 当該年度の翌年度 前号の数値及び当該市町村の当該年度の翌年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の翌年度の同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四二年三月三十一日自治省令第八号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四三年三月三〇日自治省令第八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年一月一〇日自治省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月三十一日自治省令第六号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四六年三月三〇日自治省令第七号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四七年三月三〇日自治省令第三号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四八年三月二四日自治省令第七号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和四九年三月九日自治省令第四号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和五一年三月二三日自治省令第四号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (昭和五一年六月二二日自治省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月二八日自治省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年八月二二日自治省令第一七号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附 則 (昭和五八年三月二三日自治省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月八日自治省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月一四日自治省令第一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年九月二一日自治省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行し、平成三年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (平成八年三月三十一日自治省令第一五号) 抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二六日総務省令第三六号)
この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (平成一七年三月一一日総務省令第二八号)
この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。
附 則 (平成一七年一〇月二七日総務省令第一四九号)
この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五六号)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月三十一日総務省令第一二七号)
この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (平成一九年三月三十一日総務省令第五三号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附 則 (平成一九年一一月七日総務省令第一三五号)
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

別表第一 (第二条関係)

都府県名	近郊整備地帯(区域) 関係都府県										都市圏整備区域関係県										都市圏整備区域関係都府県									
	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	京都	大阪	兵庫	奈良	愛知	三重	茨城	栃木	群馬	埼玉	山梨	福井	三重	滋賀	京都	兵庫	和歌山	富山	石川	長野	岐阜	静岡	愛知		
公営住宅建設事業	0.037	0.216	0.148	0.171	0.344	0.075	0.377	0.042	0.182	0.052	0.160	0.140	0.175	0.141	0.027	0.052	0.160	0.110	0.203	0.033	0.085	0.144	0.128	0.131	0.074	0.169	0.224	0.042		
住宅地区改良事業	0.003	0.020	0.014	0.018	0.036	0.007	0.040	0.004	0.017	0.005	0.015	0.013	0.016	0.013	0.002	0.005	0.015	0.010	0.019	0.003	0.008	0.013	0.012	0.012	0.007	0.016	0.021	0.004		
道路整備事業	0.320	1.881	1.294	1.351	2.718	0.654	2.972	0.361	1.590	0.454	1.394	1.217	1.525	1.228	0.240	0.454	1.394	0.959	1.764	0.291	1.258	1.114	1.141	0.646	1.466	1.954	0.369			
港湾整備事業		0.232		0.399	0.283	0.069	0.283	0.069	0.180	0.113	0.255	0.255					0.293	0.162	0.331	0.221	0.083	0.260	0.245	0.204		0.333	0.103			
漁港整備事業		0.611	0.420	0.238	0.479	0.213	0.524	0.117	0.516	0.026	0.030	0.026					0.030	0.017	0.035	0.023	0.008	0.027	0.025	0.022		0.035	0.010			
河川事業	0.104	0.611	0.420	0.238	0.479	0.213	0.524	0.117	0.516	0.026	0.030	0.026					0.030	0.017	0.035	0.023	0.008	0.027	0.025	0.022		0.035	0.010			
河川事業	0.001	0.005	0.004	0.004	0.008	0.002	0.009	0.001	0.004	0.001	0.003	0.003	0.004	0.003	0.001	0.001	0.003	0.002	0.005	0.001	0.002	0.003	0.003	0.002	0.004	0.005	0.001			
河川事業	0.251	1.475	1.015	0.575	1.157	0.513	1.265	0.283	1.247	0.356	1.093	0.955	1.196	0.963	0.188	0.356	1.093	0.752	1.384	0.228	0.586	0.986	0.874	0.895	0.507	1.150	1.533	0.290		
河川事業	0.399	0.399	0.399	0.411	0.292	0.119	0.292	0.119	0.308	0.193	0.502	0.438					0.502	0.278	0.567	0.378	0.143	0.446	0.421	0.350	0.572	0.177				
河川事業	0.677	0.214	0.214	0.574	0.574	0.574	0.677	0.214	0.214	0.214	0.658	0.452	0.574	0.579	0.113	0.214	0.658	0.452	0.833	0.137	0.352	0.593	0.526	0.305	0.692	0.922	0.174			

別表第二 (第三条関係)

特定市町村	数値
茨城県	古河市 0.69 石岡市 0.47 常総市 0.65 常陸太田市 0.37 鹿嶋市 0.60 かすみがうら市 0.67
栃木県	鹿沼市 0.59 大田原市 0.60 那須塩原市 0.33 さくら市 0.59
群馬県	高崎市 0.70 藤岡市 0.63 みどり市 0.70
埼玉県	川口市 0.57 秩父市 0.56 本庄市 0.61 深谷市 0.52 横瀬町 0.59 皆野町 0.32
千葉県	成田市 0.64 君津市 0.30 富津市 0.28 袖ヶ浦市 0.53
東京都	三鷹市 0.20
神奈川県	横浜市 0.33 川崎市 0.15 相模原市 0.69
福井県	永平寺町 0.40 南越前町 0.25 越前町 0.23
山梨県	中央市 0.64
長野県	上田市 0.40 伊那市 0.67
岐阜県	高山市 0.36 関市 0.66 中津川市 0.43 恵那市 0.38 山県市 0.44 本巣市 0.59 関ヶ原町 0.68 揖斐川町 0.37 八百津町 0.61
静岡県	森町 0.67
愛知県	名古屋市 0.25 豊田市 0.69 新城市 0.54
三重県	伊勢市 0.35 いなべ市 0.16
滋賀県	甲賀市 0.29 多賀町 0.52
京都府	京都市 0.28 福知山市 0.52 綾部市 0.63 宮津市 0.65 南丹市 0.56
大阪府	堺市 0.69 東大阪市 0.66 守口市 0.52
兵庫県	神戸市 0.41 芦屋市 0.24 西宮市 0.37 尼崎市 0.19 宍粟市 0.35
奈良県	桜井市 0.64 五條市 0.69 生駒市 0.60 宇陀市 0.66 斑鳩町 0.70 明日香村 0.23 吉野町 0.53 下市町 0.61
和歌山県	有田川町 0.34 日高川町 0.45
その他の市町村	1.00

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域

（令和二年三月三十一日国土交通省告示第四九一号）
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を次のように定める。

令和二年三月三十一日 国土交通大臣 赤羽 一嘉
租税特別措置法施行令第二十五条第七項及び第三十九条の七第二項の規定により工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域は、次のとおりとする。

圏名	市名又は特別区名	区域
首都圏	大田区	城南島一丁目から四丁目まで及び五丁目のうち一番地から三番地までを除く区域、京浜島一丁目から三丁目まで並びに昭和島一丁目及び二丁目
	横浜市	鶴見区（安善町一丁目のうち四番地の三から七まで、九、十六から二十まで、二十二から二十四まで、三十五から六十二まで及び六十五から八十六までを除く区域並びに二丁目、弁天町三番地の一及び七、十七番地の三から六まで、十八番地の一及び二並びに二十一番地の一及び三、小野町七十二番地の一及び二、七十三番地の三、七十四番地、七十五番地の一及び二、七十六番地、七十七番地、七十八番地の一、七十九番地から八十一番地まで並びに百二十五番地の九、末広町一丁目のうち県道東京大師横浜線以北を除く区域及び二丁目、生麦一丁目一番地の三十八（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域の区域に限る。））、十七番地の一（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域の区域に限る。））、二、六、七及び九並びに二千三十六番地の十九、三十二、四十三、四十四、五十二、五十三及び六十五並びに二丁目、大黒町並びに扇島に限る。） 神奈川区（守屋町、宝町及び恵比須町に限る。） 中区（錦町のうち市道錦町南部第二号線以東の区域、かもめ町のうち一番地、六十五番地及び六十六番地を除く区域、豊浦町並びに千鳥町に限る。） 磯子区（鳳町、新磯子町、新森町、新中原町並びに新杉田町のうち東日本旅客鉄道根岸線と都市高速鉄道金沢シーサイドラインとの交差点以北の東日本旅客鉄道根岸線以東及び当該交差点以南の都市高速鉄道金沢シーサイドライン以東の区域に限る。） 金沢区（昭和町のうち一般国道三百五十七号線以北の区域、鳥浜町のうち一般国道三百五十七号線以北の区域（一番地の一から七までを除く。））、幸浦一丁目八番地の一及び二並びに十番地の一及び三から六まで並びに福浦一丁目、二丁目並びに三丁目八番地、十番地の一及び三、二十二番地、二十三番地の三、二十四番地の一及び二、二十五番地の二並びに三十番地の二に限る。）
川崎市	川崎区（殿町三丁目二十五番地の一から六まで及び十一から四十五まで、二十六番地の一から七まで並びに二十七番地の一から四まで、小島町、夜光一丁目のうち四番地の一から十まで、五番地の一から四まで及び七から十まで、六番地の一から四まで、七番地の一から四まで、八番地の一及び二、九番地の一から四まで、十番地、十一番地の一から十六まで、十二番地の一及び二、十三番地の一から七まで並びに十四番地の五、十六及び十七を除く区域、二丁目のうち一番地の一から四まで及び十八から二十一までを除く区域並びに三丁目、池上町二番地の一から三まで、浅野町、鋼管通五丁目、南渡田町、田辺新田、白石町、浮島町のうち市道浮島町線以南並びに四百三十番地の三、四百五十番地の二及び三、四百六十番地の一及び二、四百七十番地の二、三及び六並びに四百八十番地を除く区域、千鳥町のうち東船溜道路以北並びに一番地の一から四まで、九番地、十番地、十四番地の一及び二、十七番地、十八番地の一及び	

		二、十九番地の三及び四、二十番地から二十三番地まで、二十四番地の一から三まで、二十五番地の一から四まで、二十六番地、二十七番地、二十七番地の二並びに二十八番地から三十六番地までを除く区域、水江町、扇町、大川町並びに扇島に限る。）
近畿圏	大阪市	此花区（春日出町上七丁目及び八丁目、春日出町のうち市道日本染料会社東横線以西の市道福島桜島線以南及び市道日本染料会社東横線以南の区域、恩貴島南之町のうち市道住友電線製造所東横線以東の正蓮寺川左岸線以東及び市道住友電線製造所東横線以東を除く区域、島屋町、川岸町、川岸町一丁目から三丁目まで、桜島南之町、桜島北之町、桜島町、梅町一丁目から三丁目まで並びに北港本町に限る。） 大正区（船町に限る。） 西淀川区（西島町、矢倉町、布屋町、外島町並びに中島町のうち大阪府第一区防潮堤以西及び大阪府第一区防潮堤以西の神崎川本川右岸線以西の区域に限る。） 住吉区（釜口町、平林北之町及び平林南之町に限る。）
	堺市	神南辺町四丁から六丁まで、三宝町八丁及び九丁、塩浜町、築港八幡町、築港南町、築港新町一丁から三丁まで、大浜西町、海山町六丁のうち市道三宝第六十二号線以東を除く区域、海山町七丁、山本町六丁、緑町三丁及び四丁、松屋大和川通三丁及び四丁、北波止町、戎島町四丁及び五丁、出島西町並びに石津西町
	神戸市	東灘区（本庄町青木字新浜町三百九番地及び魚崎浜町に限る。） 灘区（灘浜東町及び日ノ出町一丁目から五丁目までに限る。） 葺合区（脇浜町三丁目のうち市道葺合方面第二百十七号線以南の区域、南本町通一丁目から四丁目まで並びに真砂通一丁目及び二丁目のうちそれぞれ日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに脇浜海岸通のうち市道葺合方面第二百十七号線以北を除く区域に限る。） 兵庫区（遠矢浜町に限る。） 長田区（苅藻島町一丁目及び二丁目に限る。）
	尼崎市	東初島町、南初島町、北初島町、東松島町、西松島町、東向島東之町、東向島西之町、東高洲町、大高洲町、東海岸町、西向島町、西高洲町、東浜町、西海岸町、道意町七丁目、中浜町、鶴町、末広町、大浜町一丁目及び二丁目、西字喜左衛門新田、又兵衛字喜左衛門新田、西字四郎衛門新田、西字砂浜寄洲、扇町、丸島町並びに道意町六丁目並びに元浜町一丁目、四丁目及び五丁目のうちそれぞれ県道臨港線以南の区域
	西宮市	東浜町のうち二番地の一から三まで、三番地の一及び二、六番地並びに七番地を除く区域、東町一丁目百十七番地及び百十八番地、東町二丁目五十二番地、朝風町並びに鳴尾町鳴尾字平左衛門新田
備考 この表の上欄に掲げる圏名が、首都圏の場合には、同表の中欄の市名又は特別区名及び下欄の区域は、それぞれ平成十一年三月二十六日における行政区画その他の区域又は道路、鉄道その他のものによって表示されたものとし、この表の上欄に掲げる圏名が、近畿圏の場合には、同表の中欄の市名又は特別区名及び下欄の区域は、それぞれ昭和四十年五月十五日における行政区画その他の区域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。		

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

都市緑地法

(昭和四十八年九月一日法律第七十二号)
最終改正：平成二九年五月一二日法律第二六号

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条）
- 第三章 緑地保全地域等
 - 第一節 緑地保全地域（第五条—第十一条）
 - 第二節 特別緑地保全地区（第十二条—第十九条）
 - 第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全（第二十条—第二十三条）
 - 第四節 管理協定（第二十四条—第三十条）
 - 第五節 雑則（第三十一条—第三十三条）
- 第四章 緑化地域等
 - 第一節 緑化地域（第三十四条—第三十八条）
 - 第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制（第三十九条）
 - 第三節 雑則（第四十条—第四十四条）
- 第五章 緑地協定（第四十五条—第五十四条）
- 第六章 市民緑地
 - 第一節 市民緑地契約（第五十五条—第五十九条）
 - 第二節 市民緑地設置管理計画の認定（第六十条—第六十八条）
- 第七章 緑地保全・緑化推進法人（第六十九条—第七十四条）
- 第八章 雑則（第七十五条）
- 第九章 罰則（第七十六条—第八十条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

- 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
- 3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

- 2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。
- 4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

- 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
- 2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 緑地の保全及び緑化の目標
 - 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

- 三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
- イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項
- 六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 七 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の第二項の市町村の都市計画に關する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 緑地保全地域等

第一節 緑地保全地域

- (緑地保全地域に関する都市計画)
- 第五条 都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。
- 一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
 - 二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

- (緑地保全計画)
- 第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

- 2 緑地保全計画には、第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定めるものとする。
- 3 緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - 二 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - 三 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項
- 4 緑地保全計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県等は、緑地保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係町村に通知しなければならない。

（標識の設置等）

- 第七条 都道府県等は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が緑地保全地域である旨を明示しなければならない。
- 2 緑地保全地域内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 都道府県等は、第一項の規定による行為（緑地保全地域内における標識の設置に係るものに限る。）により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
 - 5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）と損失を受けた者が協議しなければならない。
 - 6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事等又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（緑地保全地域における行為の届出等）

- 第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条及び第六章第二節において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
 - 4 都道府県知事等は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
 - 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 6 都道府県知事等は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

- 7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この条において同じ。）が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事等は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。
 - 一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの
 - 二 緑地保全地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為
 - 三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 四 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
 - 五 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
 - 六 緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 七 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 八 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
 - 九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等）

- 第九条 都道府県知事等は、前条第二項の規定による処分を違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確認することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 3 前項の規定により原状回復等を行うおとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

- 第十条 都道府県等は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。
- 一 第八条第一項の届出に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。
 - 二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲げるものであると認められるとき。
 - イ 都市計画法による開発許可を受けた開発行為により確保された緑地その他これに準ずるものとして政令で定める緑地の保全に支障を及ぼす行為
 - ロ イに掲げるもののほか、社会通念上緑地保全地域に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反する行為
- 2 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

- 第十一条 都道府県知事等は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事等は、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 特別緑地保全地区

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

- 第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。
- 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
- イ 風致又は景観が優れていること。
- ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。
- 2 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ首都圏保全法第五条第一項及び近畿圏保全法第六条第一項に定めるところによるものとする。

(標識の設置等についての準用)

- 第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「特別緑地保全地区である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

- 第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。
- 4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。
- 5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三

十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

- 6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
- 7 都道府県知事等は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。
- 一 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- 二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
- 三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 四 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 五 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- 六 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等についての準用)

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者があつた場合について準用する。

(損失の補償についての準用)

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者があつた場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号及び第二号中「土地の第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(土地の買入れ)

- 第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるときは、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。
- 2 前項の規定による申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号に掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地保全・緑化推進法人を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。
- 3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県、町村又は緑地保全・緑化推進法人が、当該土地を買い入れるものとする。
- 4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(買入れた土地の管理)

第十八条 都道府県、市町村又は緑地保全・緑化推進法人は、前条第一項又は第三項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように、かつ、第四条第二項第四号ロに掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第十四条第一項の規定による許可を受け

た」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは「第十四条の規定及び第十五条において準用する第九条」と、「第八条第一項各号」とあるのは「第十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全

(地区計画等緑地保全条例)

- 第二十条 市町村は、地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))若しくは集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。)において、現に存する樹林地、草地等(緑地であるものに限る。次項において同じ。)で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。))において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。)に限り、特別緑地保全地区を除く。)内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。
- 2 前項の規定に基づく条例(以下「地区計画等緑地保全条例」という。)には、併せて、市町村長が当該樹林地、草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。
- 3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保(第一項(歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。))の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保)及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。
- 4 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

(標識の設置等についての準用)

- 第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項中「都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。))」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等)

- 第二十二条 地区計画等緑地保全条例には、第十五条において準用する第九条の規定及び第十九条において読み替えて準用する第十一条の規定の例により、原状回復等の命令並びに報告の徴収及び立入検査等を行うことができる旨を定めることができる。

(損失の補償についての準用)

- 第二十三条 第十条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項本文中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域に関する都市計画」とあるのは「地区計画等緑地保全条例」と、同条第二項におい

て準用する第七条第五項中「都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。))」とあるのは「市町村長」と、第十条第二項において準用する第七条第六項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第四節 管理協定

(管理協定の締結等)

- 第二十四条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。
- 管理協定の目的となる土地の区域(以下「管理協定区域」という。)
 - 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項
 - 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 管理協定の有効期間
 - 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
- 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。
 - 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第四号ハに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。
 - 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域(市の区域を除く。)内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。
- 5 第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

- 第二十五条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は市町村長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

- 第二十六条 市町村長は、第二十四条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。
- 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 管理協定の内容が、第二十四条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

- 第二十七条 地方公共団体又は市町村長は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第二十八条 第二十四条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第二十九条 第二十七条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第三十条 第二十四条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地保全・緑化推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地保全・緑化推進法人」とする。

第五節 雑則

(国の補助)

第三十一条 国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第三十二条 削除

(公害等調整委員会の裁定)

第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

(緑化率)

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。）による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進に

よる良好な都市環境の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための措置並びに報告の徴収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

四 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

- 2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらによる検査済証を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなった後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。
- 4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

第五章 緑地協定

(緑地協定の締結等)

第四十五条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。)の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。)は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定(以下「緑地協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的と

なっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

- 2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 緑地協定の目的となる土地の区域(以下「緑地協定区域」という。)
 - 二 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの
 - イ 保全又は植栽する樹木等の種類
 - ロ 樹木等を保全又は植栽する場所
 - ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造
 - ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
 - ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項
 - 三 緑地協定の有効期間
 - 四 緑地協定に違反した場合の措置
- 3 緑地協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地協定区域に隣接した土地であつて、緑地協定区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該緑地協定区域内の土地所有者等が希望するもの(以下「緑地協定区域隣接地」という。)を定めることができる。
- 4 第一項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る緑地協定の縦覧等)

第四十六条 市町村長は、前条第四項の規定による緑地協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑地協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑地協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(緑地協定の認可)

第四十七条 市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(緑地協定の変更)

第四十八条 緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

第四十九条 緑地協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該緑地協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該緑地協定区域から除かれるものとする。

- 2 緑地協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大

- 都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該緑地協定区域から除かれるものとする。
- 3 前二項の規定により緑地協定区域内の土地が当該緑地協定区域から除かれた場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 第四十七条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により緑地協定区域内の土地が当該緑地協定区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

(緑地協定の効力)

第五十条 第四十七条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた緑地協定は、その公告があつた後において当該緑地協定区域内の土地所有者等となつた者(当該緑地協定について第四十五条第一項又は第四十八条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(緑地協定の認可の公告があつた後緑地協定に加わる手続等)

- 第五十一条 緑地協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該緑地協定の効力が及ばないものは、第四十七条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該緑地協定に加わることができる。
- 2 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、緑地協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。
 - 3 緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、緑地協定区域の一部となるものとする。
 - 4 第四十七条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。
 - 5 緑地協定は、第一項又は第二項の規定により当該緑地協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該緑地協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十七条第二項の規定による公告があつた後において土地所有者等となつた者(当該緑地協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(緑地協定の廃止)

- 第五十二条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第五十三条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(緑地協定の設定の特則)

第五十四条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の団地の土地(第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないもの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めると

- きは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。
 - 3 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。
 - 4 第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告があつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。

第六章 市民緑地

第一節 市民緑地契約

(市民緑地契約の締結等)

- 第五十五条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号に掲げる業務を行うものに限る。)は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下「土地等」という。)の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下同じ。)を設置し、これらの緑地又は緑化施設(以下「市民緑地」という。)を管理することができる。
- 一 市民緑地契約の目的となる土地等の区域
 - 二 次に掲げる事項のうち必要なもの
 - イ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項
 - ロ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ハ 緑化施設の整備に関する事項
 - 三 市民緑地の管理の方法に関する事項
 - 四 市民緑地の管理期間
 - 五 市民緑地契約に違反した場合の措置
- 2 地方公共団体又は前項の緑地保全・緑化推進法人は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第六号の地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同項第八号の地区内の緑地の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。
 - 3 市民緑地契約の内容は、基本計画(緑地保全地域内にあつては、基本計画及び緑地保全計画。第六十一条第一項第六号において同じ。)との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 市民緑地の管理期間は、一年以上で国土交通省令で定める期間以上でなければならない。
 - 5 地方公共団体は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号に掲げる事項を定めようとする場合においては、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者に当該事項を届け出、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と当該事項について協議しその同意を得なければならない。
 - 一 首都圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。)及び近畿圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下同じ。)内の土地の区域 都府県知事(当該土地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長)
 - 二 緑地保全地域(地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。第八項第二号において同じ。)及び特別緑地保全地区内の土地の区域 都道府県知事等
 - 三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地の区域 市町村長
 - 6 首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全

区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

- 7 第一項の緑地保全・緑化推進法人は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあっては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあってはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。
- 8 第五項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において、都道府県又は指定都市がそれぞれ当該都道府県又は当該指定都市の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合
 - 二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合
 - 三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内において、市町村が当該市町村の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合
- 9 地方公共団体又は第一項の緑地保全・緑化推進法人は、市民緑地契約を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、市民緑地の区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(国の補助)

第五十六条 国は、市民緑地契約に基づき地方公共団体が行う市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(国等の援助)

第五十七条 国及び地方公共団体は、市民緑地の適切な管理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公共団体又は第五十五条第一項の緑地保全・緑化推進法人に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(首都圏保全法等の特例)

第五十八条 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、首都圏保全法第七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行うものについては、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用)

第五十九条 第三十条の規定は、第五十五条第一項の緑地保全・緑化推進法人が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第二節 市民緑地設置管理計画の認定

(市民緑地設置管理計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第八号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画（以下「市民緑地設置管理計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

- 2 市民緑地設置管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積
 - 二 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置
 - イ 緑化施設
 - ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設
 - ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設
 - 三 市民緑地の管理の方法
 - 四 市民緑地の管理期間

- 五 市民緑地の設置及び管理の資金計画
- 六 その他国土交通省令で定める事項

(市民緑地設置管理計画の認定基準等)

第六十一条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第八号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。
- 二 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
- 三 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。
- 四 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。
- 六 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。
- 七 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 八 市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第十四条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。
- 九 その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項第三号の緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

3 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該市民緑地設置管理計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該施設の整備に係る行為が第二号又は第三号に掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

- 一 指定都市以外の市町村の区域内の首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 都府県知事
 - 二 町村の区域内の緑地保全地域内において行う行為であつて、第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - 三 町村の区域内の特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 4 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、前項の同意をするものとする。
- 5 市町村長は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

(市民緑地設置管理計画の変更)

第六十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第六十三条 市町村長は、認定事業者に対し、第六十一条第一項の認定を受けた市民緑地設置管理計画（変更があつたときは、

その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第六十四条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って「市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第六十五条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の認定を取り消すことができる。

(首都圏保全法等の特例)

第六十六条 認定事業者が認定計画に従って首都圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、首都圏保全法第七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
2 認定事業者が認定計画に従って近畿圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、近畿圏保全法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
3 認定事業者が認定計画に従って緑地保全地域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
4 認定事業者が認定計画に従って特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号イ又はロに掲げる施設を整備するため第十四条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。
5 認定事業者が認定計画に従って特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号に掲げる施設を整備するため行う行為については、第十四条第一項から第七項までの規定は、適用しない。

(認定市民緑地の管理)

第六十七条 地方公共団体又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。)は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従って設置された市民緑地(次条において「認定市民緑地」という。)を管理することができる。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用)

第六十八条 第三十条の規定は、前条の緑地保全・緑化推進法人が同条の規定に基づき管理する認定市民緑地内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第七章 緑地保全・緑化推進法人

(指定)

第六十九条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。
2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十条 推進法人は、当該市町村の区域内において次に掲げる業務を行うものとする。
一 次のいずれかに掲げる業務
イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。
ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。
ハ 主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全を行うこと。

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地方公共団体との連携)

第七十一条 推進法人は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第七十二条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十三条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第七十四条 国及び地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第八章 雑則

(経過措置)

第七十五条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第七十六条 第九条第一項(第十五条において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反した者
二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項(第十三条において準用する場合を含む。)又は第八条第五項の規定に違反した者
二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
四 第十一条第一項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十八条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第十一条第二項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年一月二日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二四日法律第四〇号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一人緑化協定に関する経過措置)

2 この法律の施行前に都市緑地保全法第二十条第三項において準用する同法第十六条第二項の規定による認可の公告のあった緑化協定についての改正後の同法第二十条第四項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄
(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月一九日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(緑化協定に関する経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の都市緑地保全法(以下「旧法」という。)第十六条第二項(旧法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった緑化協定は、改正後の都市緑地保全法(以下「新法」という。)第十六条第二項(新法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった緑地協定とみなす。この場合において、平成六年十月二十日以前に旧法第二十条第三項において準用する旧法第十六条第二項の規定による認可の公告のあった緑化協定が緑地協定としての効力を有することとなる時期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に行われた旧法第十四条第四項、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定による認可の申請は、新法第十四条第四項、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定による認可の申請とみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第

十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日におけるこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等

の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年五月二五日法律第三七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の都市緑地保全法（以下この条において「新法」という。）第二条の二の規定に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下この条において「基本計画」という。）が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市緑地保全法第二条の二の規定に基づき定められている基本計画を新法第二条の二の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

附 則（平成一六年六月二日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市緑地保全法（以下「都市緑地保全法」という。）第二条の二の規定に基づき定められている緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（次項において「旧基本計画」という。）は、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下「都市緑地法」という。）第四条の規定に基づき定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（次項において「新基本計画」という。）とみなす。

2 この法律の施行の際旧基本計画に定められている都市緑地保全法第二条の二第二項第三号ニの地区は、新基本計画に定められた都市緑地法第四条第二項第三号ホの地区とみなす。
（緑地保全地区に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に都市緑地保全法第三条の規定により定められている緑地保全地区は、都市緑地法第十二条の規定により定められた特別緑地保全地区とみなす。
（緑地管理機構に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定されている緑地管理機構は、都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一一一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第一百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年五月三十一日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二十一条、第二十二条第一項及び第八十七条の二の改正規定、第二条中建築基準法第六条第一項の改正規定、第三条、第六条、第七条中都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）
第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第六条の規定による改正前の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公告のあった緑地協定は、第六条の規定による改正後の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公告のあった緑地協定とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新都市計画法、新建築基準法、新駐車場法及び第六条の規定による改正後の都市緑地法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規

定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三條(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第九十条及び第九十条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百一十一条及び第三百一十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替等の円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号」を「第二項第一号」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一条から第五十三條まで、第五十五条、第五十八條、第五十九條、第六十一条から第六十九條まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限

る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第七條まで、第一百二条、第一百七條(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百九条、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 第二百二十八條の規定(都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。以下この条において同じ。))の施行の際現に効力を有する第二百二十八條の規定による改正前の都市緑地法(以下この条及び附則第九十条において「旧都市緑地法」という。))第六條第一項の規定により都道府県が定めた緑地保全計画若しくは旧都市緑地法第六條第一項若しくは第四項、第七條第一項、第三項若しくは第四項(旧都市緑地法第十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七條第五項若しくは第六項(旧都市緑地法第十條第二項及び第十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第八條第二項、第四項、第六項若しくは第八項、第九條第一項若しくは第二項(旧都市緑地法第十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十條第一項(旧都市緑地法第十六條において準用する場合を含む。)、第十一條第一項若しくは第二項(旧都市緑地法第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十四條第一項、第三項若しくは第七項、第二十四條第四項若しくは第五十五條第五項(市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第二号に掲げるものである場合に限る。以下この項において同じ。))の規定により都道府県若しくは都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市緑地法第八條第一項若しくは第七項、第十四條第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項、第二十四條第四項若しくは第五十五條第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第二百二十八條の規定による改正後の都市緑地法(以下この条及び附則第九十条において「新都市緑地法」という。))第六條第一項、第五項若しくは第六項、第七條第一項、第三項若しくは第四項(新都市緑地法第十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七條第五項若しくは第六項(新都市緑地法第十條第二項及び第十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第八條第一項、第二項、第四項若しくは第六項から第八項まで、第九條第一項若しくは第二項(新都市緑地法第十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十條第一項(新都市緑地法第十六條において準用する場合を含む。)、第十一條第一項若しくは第二項(新都市緑地法第十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十四條第一項若しくは第三項から第八項まで、第二十四條第四項又は第五十五條第五項若しくは第七項の規定により市若しくは市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市が定めた緑地保全計画若しくは当該市若しくは市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

- 2 第二百二十八條の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市緑地法第十四條第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買入れの手続については、新都市緑地法第十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第二百二十八條の規定の施行前に旧都市緑地法第十四條第五項又は第六項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならぬとされている事項のうち新都市緑地法第十四條第五項又は第六項の規定により市長に対して届出をしなければならぬこととなるもので、第二百二十八條の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第二百二十八條の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならぬとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。
- 4 第二百二十八條の規定の施行の際現に旧都市緑地法第五十五條第五項の規定により地方公共団体がしている協議の申出(市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第一号に掲げるものである場合に限る。))は、新都市緑地法第五十五條第五項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年五月一二日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物（第一条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条において「旧都市緑地法」という。）第三十五条第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。）の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条において「新都市緑地法」という。）第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定建築物については、新都市緑地法第三十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後（前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）にする新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築（当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。）については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定されている緑地管理機構（旧都市緑地法第六十九条第一号イからハマまでのいずれかに掲げる業務を行うものに限る。次項において「旧機構」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新都市緑地法第六十九条第一項の規定によりその住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑化推進法人（次項において「新法人」という。）とみなす。

4 この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八条第二項若しくは第四項若しくは第七十一条の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八条第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行っている指定の申請その他の行為であって旧機構に係るものうち、新都市緑地法第六十九条又は第七十二条の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により新法人の住所地の市町村長が行った命令その他の行為又は当該市町村長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

都市緑地法施行令

（昭和四十九年一月十日政令第三号）

最終改正：平成二九年六月一四日政令第一五六号

内閣は、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第六項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項ただし書及び第九項第三号並びに第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条 都市緑地法（以下「法」という。）第七条第六項（法第十条第二項（法第十六条及び第二十三条において準用す

場合を含む。）、第十三条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二条 法第八条第一項第五号及び第十四条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれら道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二 道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

三 河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項（同項第二号及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為

八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

九 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十 地方公共団体又は農業、林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に關し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）若しくは管理に係る行為又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う鉄道施設の管理に係る行為

十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

十五 海岸法（昭和三十一年法律第一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

十六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

十七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設（鉄道及び軌道（駅等を除く。）に限る。）、航行補助施設、港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）若しくは港湾環境整備施設の設置若しくは管理又は臨港交通施設（道路及び橋のように限る。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他当該施設の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

十八 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七十七号）による外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（鉄道（駅等を除く。）に限る。）、航行補助施設若しくは漁港環境整備施設の設置若しくは管理又は輸送施設（道路及び橋に限る。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他当該施設の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

十九 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

二十二 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十三 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二十五 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）による基幹放送又はテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十六 削除

二十七 削除

二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

三十 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

三十一 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十三年法律第五十号）による信号機の設置又は管理に係る行為

三十二 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

三十三 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

三十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

三十五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

三十六 景観法（平成十六年法律第十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為

三十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

三十八 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

三十九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

（届出を要しない緑地保全地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第四条 法第八条第九項第九号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 建築物の改築又は増築（改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。）
 - 二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
 - ハ 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - （1）国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。）が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - （2）日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
 - ニ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）
 - ホ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）
- 三 次に掲げる土地の形質の変更
 - イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）
 - ロ 地下における土地の形質の変更
- 四 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 五 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - （1）建築物の新築、改築又は増築
 - （2）高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - （3）高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - （1）建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）
 - （2）用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - （3）宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾
 - （4）森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

- (5) 水面の埋立て又は干拓
ニ 森林法第三十四条第二項 の許可を受けて行う行為

(開発許可を受けた開発行為により確保された緑地に準ずる緑地)

第五条 法第十条第一項第二号イ(法第十六条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める緑地は、都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例(風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号)第四条第四号イに掲げる基準が定められているものに限る。)の規定による許可を受けた宅地の造成等(同令第三条第一項第三号の宅地の造成等をいう。)により確保された緑地とする。

(許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第六条 法第十四条第九項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。)の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、改築又は増築
 - ハ 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - (1) 国又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。)が公共的目的をもって表示し、又は掲出する屋外広告物
 - (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
- ニ その他の工作物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る部分の高さが一・五メートルを超えるものを除く。)
- 三 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更(高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。)
- 四 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 高さが十五メートル以下の独立木(一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。)の伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の新築、改築又は増築
 - (2) 建築物以外の工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定めるものを除く。)の新築、改築又は増築
 - (3) 高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - (4) 高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - (5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の新築、改築又は増築(特定新築等を除く。)
 - (2) 用排水施設(幅員が二メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (3) 宅地の造成(特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。)又は土地の開墾
 - (4) 森林の皆伐又は択伐(林業を営むために行うものを除く。)
 - (5) 水面の埋立て又は干拓
- ニ 森林法第三十四条第二項 の許可を受けて行う行為

(特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額)

第七条 法第三十一条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の施設の整備に係る国庫補助金の額)

第八条 法第三十一条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(緑化率の規制の対象とならない増築の範囲)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

(報告及び立入検査)

第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項(法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度(法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(地区計画等緑化率条例による制限)

第十二条 法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例(以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。)による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

- 一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定
- 二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定
- 三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定
- 四 法第三十五条第二項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

(公共施設等の用に供する土地)

第十三条 法第四十五条第一項の政令で定める土地は、道路、鉄道、河川、公園その他これらに類する公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるものの用に供する土地並びに農地、採草放牧地及び森林とする。

(市民緑地の規模)

第十四条 法第五十五条第一項の政令で定める規模は、同項の申出に係る土地(その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。)の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百平方メートルとする。

(市民緑地に係る国庫補助金の額)

第十五条 法第五十六条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附 則 （昭和五〇年一月九日政令第二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号）

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十六年四月二四日政令第一四四号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和三十六年四月二十五日）から施行する。

附 則 （昭和六〇年三月一五号政令第三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二〇日政令第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月一日政令第八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年九月二五号政令第三〇四号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年一〇月一三日政令第三二九号）

この政令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年十月二十日）から施行する。

附 則 （平成六年一二月二六日政令第四一一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附 則 （平成七年七月一四日政令第二九二号）

この政令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年八月一日）から施行する。

附 則 （平成八年九月一九日政令第二八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二七日政令第四三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年八月八日政令第二六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年八月二十四日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の都市緑地保全法施行令第二条の二に規定する行為であってこの政令の施行の際既に着手していたものについては、都市緑地保全法第五条第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

附 則 （平成一四年三月六日政令第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一四年三月二五号政令第六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年六月二七日政令第二九三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一五年七月二四日政令第三二九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月二四日政令第五九号）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一五号政令第三九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

(標識に関する経過措置)

第二条 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項の規定により設けられた緑地保全地区である旨を表示した標識は、改正法第一条の規定による改正後の都市緑地法第十三条において準用する同法第七条第一項の規定により設けられた特別緑地保全地区である旨を表示した標識とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 （平成一六年一二月一五号政令第三九九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一六年一二月二七日政令第四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二七日政令第一九二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年六月一日。附則第四条において「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年六月一日政令第二〇三号） 抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月三十一日政令第三三八号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日政令第一八一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。
(都市緑地法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十五条の規定による改正後の都市緑地法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一月二六日政令第四二七号)
この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二二七号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定(「(同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)」を削る部分に限る。)、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

附 則 (平成二八年二月一七日政令第四三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 平成二九年六月一四日政令第一五六号 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

都市緑地法施行規則

(昭和四十九年一月三十一日建設省令第一号)
最終改正：平成二十九年六月十四日国土交通省令第三十五号

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第十五条第一項(同法第十七条第二項において準用する場合を含む。))並びに第十六条第一項第三号(同法第十七条第二項において準用する場合を含む。))及び第二項(同法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。))並びに都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号)第一条、第三条第一号及び第五号並びに第四条の規定に基づき、並びに都市緑地保全法を実施するため、都市緑地保全法施行規則を次のように定める。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)
第一条 都市緑地法施行令(以下「令」という。))第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

(緑地保全地域における行為の届出等の手続)
第二条 都市緑地法(以下「法」という。))第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

(営業等のためにやむを得ない屋外広告物)
第三条 令第四条第二号ハ(2)及び第六条第一号ハ(2)の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次に掲げるものとする。
一 道路運送法(昭和二十六年法律百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する停留所標識(案内標識を含む。))
二 事業のために自己の住所、事業場又は停留所において、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物(前号に掲げるものを除く。))で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの
三 土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示

面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの

四 講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの

(特別緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続)
第四条 第二条の規定は、法第十四条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による通知並びに同条第五項及び第六項の規定による届出について準用する。

(建築物に附属する物干場その他の工作物)
第五条 令第六条第六号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。
一 道路(私道を除く。))から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さを超えない高さの物干場
二 消火設備
三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備(消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが二メートルを超えるもの(避雷針を除く。))を除く。
四 受信用の空中線系(その支持物を含む。))その他これに類するもの
五 旗ざおその他これに類するもの
六 地下に設ける工作物(建築物を除く。))
七 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。))

(管理協定の基準)
第六条 法第二十四条第三項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
二 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病虫害の防除その他これらに類する事項で、緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
三 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、緑地の適正な保全に資するものでなければならない。
四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

(管理協定の公告)
第七条 法第二十五条第一項(法第二十八条において準用する場合を含む。))の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。
一 管理協定の名称
二 管理協定区域
三 管理協定の有効期間
四 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)
第八条 前条の規定は、法第二十七条(法第二十八条において準用する場合を含む。))の規定による公告について準用する。

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)
第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。
一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積
二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計
(1) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。))の水平投影面積の合計
(2) 樹木(高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。))ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同

表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（１）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（１）の樹冠の水平投影面又は（２）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、T₁、T₂、T₃、T₄は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T₁ 高さが四メートル以上の樹木の本数

T₂ 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T₃ 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T₄ 高さが一メートル未満の樹木の本数

(i i) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

(緑化施設の工事の認定の手続)

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了すること

ができないものの面積

(公共の用に供する施設)

第十一条 令第十四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

(緑地協定の公告)

第十二条 法第四十六条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長の定める方法で行うものとする。

- 一 緑地協定の名称
- 二 緑地協定区域
- 三 緑地協定区域隣接地が定められたときは、その区域
- 四 緑地協定の縦覧場所

(緑地協定に定める事項の基準)

第十三条 法第四十七条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 保全又は植栽する樹木等の種類は、緑地協定区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木等の保全又は植栽によつて地域の住民等に危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。
- 三 樹木等を保全又は植栽する場所は、中庭等専ら特定の者の鑑賞等の用に供する場所であつてはならない。
- 四 保全又は設置する垣又はさくは、当該緑地協定区域内の土地等の相互間の開放性を著しく妨げるものであつてはならない。ただし、生け垣にあつては、この限りでない。
- 五 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除その他これらに類する事項で、樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。

六 その他緑地の保全又は緑化に関する事項は、修景施設に関する事項（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の製造業等に係る工場又は事業場にあつては、植栽及び芝生の規模及び配置に関する事項を除く。）、照明施設に関する事項その他これらに類する事項で、緑地協定区域内の環境の改善に寄与するものでなければならない。

七 緑地協定の有効期間は、五年以上三十年未満でなければならない。

八 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

(緑地協定区域隣接地の基準)

第十四条 法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 緑地協定区域隣接地の区域は、緑地協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(緑地協定の認可等の公告)

第十五条 第十二条の規定は、法第四十七条第二項（法第四十八条第二項、第四十九条第四項、第五十一条第四項又は第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(市民緑地の管理期間)

第十六条 法第五十五条第四項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(市民緑地の公告)

第十七条 法第五十五条第九項の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 市民緑地の名称
- 二 市民緑地の区域
- 三 市民緑地の管理期間
- 四 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

(市民緑地設置管理計画の認定の申請)

第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等（緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積

2 前項の場合において、同項の申請書に記載された緑化施設等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、市町村長が別に書面を定めたときは、当該書面によることができる。

- 一 首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの 首都圏近郊緑地保全法施行規則（平成十二年総理府・建設省令第七号）第二条の書面
- 二 近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府・建設省令第八号）第三条の書面
- 三 緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 第二条の書面
- 四 特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第一項の許可を受けなければならないもの 第四条において準用する第二条の書面

（計画の記載事項）

第十九条 法第六十条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市民緑地の名称
- 二 緑化施設等の整備の実施期間
- 三 既存の緑化施設の概要、規模及び位置
- 四 市民緑地の設置の予定時期

（市民緑地を設置する土地等の規模）

第二十条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、市民緑地を設置する土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百平方メートルとする。

（緑化施設の面積の市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する割合）

第二十一条 法第六十一条第一項第三号の国土交通省令で定める割合は、十分の二とする。

（市民緑地の管理が適切に実施される基準）

第二十二条 法第六十一条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市民緑地の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、市民緑地の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「市民緑地構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、市民緑地の巡視を行い、及び清掃、除草その他の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 市民緑地の点検は、市民緑地構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検その他の方法により市民緑地の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、市民緑地の適切な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 第二号の点検の結果及び前号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該市民緑地の管理期間中は、これを保存すること。

（市民緑地の管理期間）

第二十三条 法第六十一条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準）

第二十四条 法第六十一条第一項第九号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 緑化施設等は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。
- 二 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。
- 三 前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。

（市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積）

第二十五条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 第九条第二号イからホまでに掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める方法により算出した面積の合計

（市民緑地設置管理計画の公告）

第二十六条 法第六十一条第五項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 認定事業者の氏名又は名称
- 二 市民緑地の名称
- 三 市民緑地の区域
- 四 市民緑地の管理期間
- 五 整備する緑化施設等

（市民緑地設置管理計画の軽微な変更）

第二十七条 法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

（市民緑地設置管理計画の変更の認定の申請）

第二十八条 法第六十二条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に、それぞれ第十八条に規定する書面又は図書のうち変更に係るものを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附 則 （平成六年一月二〇日建設省令第三〇号）

この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十号）の施行の日（平成六年十月二十日）から施行する。

附 則 （平成七年三月二八日建設省令第八号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中第二編第十二章の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第四十九号）第一章の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成七年八月一日建設省令第二一号）

この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十八号）の施行の日（平成七年八月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年一月一七日建設省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一二年一月二〇日建設省令第四一号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年八月二三日国土交通省令第一二〇号）
この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年八月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一五日国土交通省令第九九号）
（施行期日）

1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一九年三月三〇日国土交通省令第二八号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二八日国土交通省令第一〇八号）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三五号）
この省令は、平成二十九年六月十五日から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

別記様式第二（第十条関係）

別記様式第三（第十八条関係）

別記様式第四（第二十八条関係）